

3月3日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分開議）

○議長（湯之原一郎君） 会議は、お手元に配付してあります日程により議事を進めます。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1、議案第1号 平成27年度始良市一般会計予算を議題とします。

本案については、2月19日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、質疑に入ります。

7名の議員から質疑の通告がなされております。順次、発言を許します。

まず、21番、湯元秀誠議員の質疑を許します。

○21番（湯元秀誠君） 今回は、合併浄化槽関連と火葬場関連の2点について質疑通告を行っておりますので、順次質問をしていきます。

ページの118ページの環境衛生費でございますが、合併浄化槽設置整備事業補助金1億2,117万円の補助金の見直しの内容を示していただきたい。

2番目、市内業者の施工の場合は補助上乗せをするとありますが、市単独の上乗せになるのかを、内容をお示し願いたい。

3番目、新築住宅施工主からの補助申請に、国庫補助金等の対応分の不足から、次年度繰越しが近年生じておりましたが、今回の見直しでそれが解消されるのか。

4番目、農業集落排水処理施設事業の拡張計画とセットされた合併処理浄化槽設置の交付金との関連も、今回の見直しの対象となるのか。

ページ120ページから121ページでございますが、火葬場費でございます。

1番目に火葬場建設の予定地の変更は、もはやないと理解すべきであるのか。

2点目、あいら斎場施設と火葬場の呼称の違いは、何で区別されるのか。

3番目、委託料の設計委託料、火葬炉選定業務委託料、火葬場整備測量設計業務委託料、火葬場都市計画決定手続き支援業務委託料の業務執行順を含めた詳細の内容をお示し願いたい。

4番目、火葬炉関連のメーカーは、国内どれほどあるのか。現在の火葬炉のメーカーはどこであるか。また、保守点検を含めたメンテナンスはどこが行っているか伺いたい。

5番目、火葬炉などは特異な施設であることから、透明性のある公開された入札が求められると思いますが、設計委託の入札条件、建設工事の種類を含めた内容を示していただきたい。

以上、1回目の質疑です。

○市長（笹山義弘君） 湯元議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第1号 平成27年度始良市一般会計予算のご質疑については、新福議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

1点目の1番目のご質問についてお答えいたします。

現行の補助制度では、新築に伴う合併処理浄化槽の新規設置、くみ取り便槽及び単独処理浄化槽か

ら合併処理浄化槽への設置替えについては、5人槽、7人槽、10人槽で、それぞれの処理槽ごとに33万2,000円、41万4,000円、54万8,000円の補助を設置者に行っており、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えについては、これに9万円の上乗せ補助を行っております。

平成27年度においては、新築分における新規設置についての補助を見直し、5人槽では、これまでの補助額から24万2,000円を減額して9万円、7人槽では、29万4,000円を減額して12万円、10人槽では、39万8,000円を減額して15万円の補助へと見直すこととしております。

また、市の単独事業として、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への設置替えを新たに補助対象とし、9万円の補助を行うこととしております。

2番目のご質疑についてお答えいたします。

単独処理浄化槽や汲み取り便槽からの設置替えを促進するため、身近な業者による周知活動も考慮し、市内の登録業者が設置替え事業を行った場合には、設置者に対し、市単独事業として3万円を上乗せして補助することとしております。

3番目のご質疑についてお答えいたします。

本市は地理的な好条件もあり、宅地造成が進み、これに伴い新築家屋も増加し、これを受け、合併処理浄化槽の新規設置も伸びてきております。

専用住宅の新築状況を見た場合、平成23年度における建築分が271棟であったものが、24年度は317棟、25年度においては338棟とふえ続けており、結果、24年度から25年度分にかけての設置分が国庫補助対象計画分を大きく超えたため、26年度予算においては、繰り越し分として、市単独事業として計上したところであります。

従前の循環型社会形成交付金を活用した国庫補助事業計画では、毎年400基の5年間で補助申請を行っていましたが、同交付金事業は、毎年交付額が削減される傾向で、国庫補助を満額確保できない状況になったため、安定した交付金事業である地域再生基盤強化交付金を活用した国庫事業に切り替えたものであります。同事業では、平成26年度からの向こう5年間の計画で、毎年450基の申請を行い、認可を受けたところであります。

今後、国の財政状況により、事業内容の変動は予想されますが、現在のところは、従前の計画より50基上乗せした毎年450基での補助申請は認められているところであり、向こう5年間の交付金が確保されておりますので、今後は繰越しが発生しないものと考えております。

4番目のご質疑についてお答えいたします。

平成26年度から始まった地域再生計画に基づく交付金は、地域再生基盤強化交付金のうち、汚水処理施設整備交付金を活用したものであり、公共下水道や農業集落排水事業などと同種別の中で実施されるものであります。

平成26年度から5年間の地域再生基盤強化交付金のうち、合併浄化槽設置補助事業分については、総事業費6億3,900万円、当該交付金2億1,100万円の認定を受けており、計画期間内での年度内の予算融通、計画施設間での予算融通が可能となっておりますが、今回の補助見直しによる地域再生計画の見直しは、現在のところ考えておりません。

2点目の1番目のご質疑についてお答えいたします。

火葬場建設予定地については、これまでも選定の経緯等をご説明してきたところであり、現在のあいら斎場の道路向かいを予定地としております。

なお、あいら斎場は、供用開始から間もなく42年を経過する老朽施設であり、多くの市民の皆様も

新斎場の早期完成を望んでおり、予定地の変更は考えておりません。

2番目のご質疑についてお答えいたします。

あいら斎場の名称については、始良市火葬場の設置及び管理に関する条例第2条第1号において規定しており、また火葬場については、墓地、埋葬等に関する法律第2条第7項の規定において定義されており、同条例及び同法の規定に基づき、呼称の区別をしているところであります。

3番目のご質疑についてお答えいたします。

設計委託料は、火葬場の実施設計を行うものであります。

火葬炉選定業務委託については、一般的な燃焼炉と火葬炉は違い、遺体の尊厳性を保ちながら火葬し、収骨するという特殊な炉設備であり、各社独自の炉構造及び設備仕様となっていることから、設備仕様の内容を統一することが困難であるため、技術提案による選定の支援を委託するものであります。

火葬場整備測量設計業務委託料については、造成詳細設計を行うものであります。

火葬場都市計画決定手続き支援業務委託料については、都市計画法に基づく都市計画決定の手続きに必要な図書等を作成するものであります。

業務の執行順については、都市計画に必要な図書として、実施設計及び造成設計等の図面が含まれることから、各事業とも関連がありますので、並行して執行していく予定であります。

4番目のご質疑についてお答えいたします。

国内の火葬炉メーカーについては8社であります。この中で、本市に入札参加資格申請書を提出している業者は4社であり、このうちの3社が全国のシェアをほぼ占めている状況であります。

また、現在の火葬炉は日本築炉工業株式会社であります。既に廃業されております。

保守点検については、年に一度、火葬炉のメンテナンスを履行できる業者を指名委員会において選定し、指名競争入札で業者を決定しております。

なお、平成26年度においては、千葉県に本社がある柗築炉工業株式会社が業務を履行しております。

5番目のご質疑についてお答えいたします。

設計委託の条件としましては、市内及び準市内の業者が参入できる形で執行したいと考えております。

また、火葬炉設備については、特異な設備であることから、技術提案等に重点を置いた形で執行したいと考えております。

さらに、建設工事の種類を含めた内容については、設計業務の中で精査していく予定であります。

以上、お答えいたします。

**○21番(湯元秀誠君)** トップバッターは時間が稼げないものですから、なかなか今の答弁の中から、また質疑の角度も変わってくるんですが、まず、合併浄化槽については概ね理解できましたが、今の補助額の違い等も、今回変わっていく模様もよくわかってきました。

合併浄化槽の補助金の、今まで新築に補助が出されていたわけですが、私も住宅関連の仕事を設計等含めてやってきて、今まで経過からしますと、施工業者はこの補助金を建築主がもらえるんだという足元を見た見積もりなり請求なりちゅうのが、非常にこの水回りの施設工事にしては多額に上るんです。非常に建築全体の工事に占める割合というのは、この水回りの金額は大きいわけです。こういう意味からしますと、新築に補助金がなされても、建築主のためになっていくのかというところが

若干私も疑問は持ってましたので、この建築の新築の分における補助金が今回減額されていくということに示されておりますので、それは理解できます。

そして、なおかつ、この始良市の今置かれてる新築状況を見ますと、市外、在来の木造住宅の建築法じゃなくて、プレハブ、そういうメーカーの進出やら、市外からの業者の進出で、地元業者の新築工事の受注率が私は低いんじゃないかと、近年そういう傾向に非常にあと見てます。ですから、せっかく始良市が確保した国の交付金、補助金の確保したその一連の流れが、国から始良市に入ったものが、また始良市から出ていくと。いうなれば経済的なその循環がなされていなくて、始良市の努力も出ていくという、そういう流れになるわけです。

ですから、例えばリフォームをする、それから単独浄化槽を今回設置替えすると、この補助金を、私は非常にいい方法であるし、なおかつ業者に3万円ほどの上乗せができるということも、一つのまた地元業者に苦戦になるのかなと思いますが、ここでこの点については、その申請のあり方についてなんです。

建築主、そこの家の主人が、主が、名義上はそうなりますけども、申請者は、しかし、それに手をかけて手続きをしてくれるものは、私は業者だろうと思うんです。そこらあたり問題がある。ですから、この今回は業者には補助金を出しますという、業者が多分これは申請されてる業者さんが補助金をいただけるといことですから、これはその数字でいいと思うんですが、建築主が補助金を受ける、そのシステムを、私はどうにかこれは手をかけるなり、監視を強めにやいかんと思うんです。そこらあたりを含めて、やはりその建築主が、申請者がその補助金の恩恵を受けるという形でないと、生かされていかないと意味がなされないと思うんです。

ですから、そういうことを含めて、この補助金のあり方も、今回、循環型からこの地域再生基盤強化交付金のほうにかわっていくという中で、その補助金の今まで繰り越しをなされたとか、またされた分が解消されることは非常に喜ばしいことですが、そこの申請は、今の段階で業者が手続きをしていく、持ってくるもんか、そこらあたりを含めてお聞きしたいと思います。

それから、火葬場の件でございますが、今お聞きしますと、並行して、まずこの工事を進めていくんだということでございますが、すいません、まずは1番目から行きましょうか。

予定地の変更はないということですね。この間なされたのは、あれは地質調査じゃなかったですか。その結果は、議会には何も報告はないんですが、ただやるだけやっていって、もうありきで行ってる感じ。地質調査の結果はどうなったんですか。もう万全、進めていっていいようなやり方だったり、仕事を進めていく中でこれも必要だが、これもしとかないかんねというやり方なのか、本当にここが安全で、強固な地盤であるのか。そういうのはどうなったんですか。何ら、説明も報告も受けておりませんが、場所はあそこであるということですね。もう変える考えはないということですが、今の火葬場の反対は。

それから、その名前の呼び方ですが、これは定義されてるということです。市町村によっては、自治体においては、何々苑とか、名称をつけてるところもあるんです。ですから、呼称、呼び方を、今後やっぱ火葬場か斎場か、北海道の議員の方々がこの始良に来られてびっくりされるのが、斎場とパチンコ屋が多いことでびっくりされてますね、始良は。そんだけ、斎場とつくものが多いと思います。

そうした場合、今言われる、非常にそういう尊厳する、人生最期のシーンを迎えるところの場所であると、それを最期のときを迎える場所であるわけですが、人として、ここにふさわしい名称を考えるならば、また斎場か火葬場かという話で始良市は今後も行くのか、そういう新しい何々苑とか、ち

よっと心のこもるような名称がついていくのか、そこらあたりをお聞きしたいなと思います。これは、今後のことですけども。

それから、委託料の設計委託料、それから火葬炉選定業務委託料、火葬場整備測量設計業務委託料、火葬場都市決定手続き支援業務委託料のそういうもろもろがあると。これを同時に進めていくという話を、答弁ではそうなっていますね。私は違うんじゃないかなと思うんです。炉の選定が決まらないことには、建屋は決められんですよね。そうした場合、この計画を順次行くと、火葬炉の選定業務が先に来るんじゃないのかなと思うわけですが、そしてなおかつ、この両方なんですけども、この選定方法なんです。

今この火葬炉の選定業務委託については、何社ぐらいあれがあるかという質問を、内容をお聞きしたんですが、これは、4社は、火葬炉メーカー分については8社で、その3社ですか、火葬炉の選定業務委託料を入札をされる方、指名なり、それは何社ぐらいあるんですか。ここが、入口なんです。ここが、入口が決まってしまうと、メーカーまでつながってるケースが多いんです。某自治体では、これを失敗されて、首長が首になったケースもあるんです。こういうところは透明性がないといかんわけです。

ですから、この一番大事なところは、私は火葬炉の選定業務委託料だと思うんですが、この火葬炉の選定業務委託料で始良市が今望んでいらっしゃる中では、火葬炉も台車式とか、二通りのパターンがありますね。台車式がほとんど今回決まってくるのかなと、全国の傾向見ますとそういう形で、90%以上が台車式であるようでございますので、今始良市のもそういう形でなってるのかなと思いますが、そういう方式を含めて、もっとこの火葬炉の選定の委託料、ここらあたりをちょっと詳しく説明願いたい。ここら辺がちょっとよく見えんですね。

今そして既存のやつが、既存の今ある火葬場の炉の最初施工されたところは、もう今は存在してないということですね。そして今、別な千葉の業者が保守点検等含めてやってるということですが、こういうケースになりがちなこと自体がよくないわけであって、これがそのときは、当初は読めなかったと思うんですが、非常に特異なこういう業種ですので、非常にそういうところでは体力のある会社を選ぶべきなのかなと思います。そうしたときに、この火葬炉の選定業務をされるところも体力がないといかんと思います。そういう一連の流れでないと。というのは責任、責任の問題がやはり後々。

最近施設の中にも指定管理という形で、今処理場のほうでも、ごみの処分場あたりでもそういうことでやっているわけですが、やはりそういう指定管理というところまで行きますと、なおさらきちっとした体力のある会社でないといけないのじゃないかなと思うわけですが、ここらあたりも含めて熟慮すべきじゃなからうかと思えます。今、その点について、答弁願いたいと思えます。

**○市民生活部次長兼生活環境課長(小田原 優君)** 今、ご質問の中でございました確認でございます。

業者に市内業者を利用した場合の上乗せ補助の件ですが、これ、設置者、施工主です。施工主に対しての上乗せ補助でございます。業者に対しての補助ではございません。

これは、それからあともう1点ですが、申請のあり方ですが、議員がおっしゃられるように、ほとんど本人にかかわって業者の方が申請されております。

それから、先ほど市外とか企業による企業メーカーの設置の話にもきましたけど、補助金につきましては、建売住宅、既にもう合併浄化槽が設置されたものについては補助対象ではございません。

以上でございます。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 火葬場についてお答えいたします。

まず、地質調査の件でございますけれども、さきの6月議会で議決をいただきまして、地質調査を実施しております。

内容につきましては、ボーリングの調査を、予定地を、3か所を設定いたしまして、深さ20mでございますけれども、標準のくい入れ試験ということで、ボーリングのくいを重さ約63.5kgのハンマーを、高さ76cmから重落下しまして、30cm打ち込むのに必要な打撃の回数を求めるというような検査でございます、これはN値ということ言われておりますけれども、一般的にはN値が50以上であればよいということでありまして、50以上の数値を確認したところでございます。

それから、名称でございますけれども、答弁の中には、法律上あるいは条例上の言い方でございます。

議員のおっしゃるように、鹿児島県内にも三十五、六か所のいわゆる火葬場がありますけれども、議員がおっしゃるように、名称はさまざまでございます。何々苑とか、斎苑とか斎場とか火葬場とか、いろんな名称がございますので、新しい斎場につきましては、現在あいら斎場ということで考えておりますけれども、今後条例の一部改正が必要になります。といいますのが、場所の変更がございますので、始良市の火葬場の設置の条例におきまして、名称を含めて、その中で精査をしていきたいというふうに考えております。

それから、炉の選定でございますけれども、炉の専門業者につきましては、登録が今4社ございます。

選定の考え方でございますけれども、まず環境の面で申し上げますと、いわゆる環境基準が適用されない炉でございます。火葬場については、廃掃法が適用されない施設でございます、国が定めた一定の基準というのがないということで、炉のメーカーはそれぞれ独自に基準を設けまして、炉の性能を定めて設計をしているということでございますので、始良市としましては、いわゆる一般廃掃法に定められた環境基準に準じた性能を設計しているメーカーを、まず第一義的には選定をしたいというのが基本的な考えであります。

それから、価格の面も当然でありますけれども、あと、災害等の緊急時の発生したときの対処、いわゆるセキュリティの問題とか、そういった災害に即時に対応できるとか、あるいは将来のメンテナンス、維持経費のコストとか、そのようなことを総合的に判断しまして、この4社の中から選定をしていきたいと考えております。

選定にあたりましては、予算書にありますように専門のコンサルに委託しまして、専門的な立場で情報を提供していただきまして、行政内部の選定委員会というのも今後つくっていききたいと考えておりますので、その中で精査をして選んでいきたいというふうに考えております。

それから、廃業があつて、そのメーカーを選ぶにしても体力が必要なところを選ぶべきであるというご質問でありましたけれども、これも選定委員会の中で、今申し上げましたことと、あとこれまでの実績、答弁の中にも若干ありましたが、全国におけるシェアの割合とか、あるいはそのの資本金とか、これまでの実績とか、そういうことを多面的に、総合的に判断をして、火葬炉というのは非常に公益性の高い、きょうは火葬炉が壊れたとか、そういうことが絶対にあつてはならない高度な施設でございますので、そういうことがないような体力のあるメーカーを、選定をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○21番（湯元秀誠君） この合併浄化槽の件についてでございますが、今、最後のところ、ちょっと私聞き漏らしたとこなんですけど、今、今までの補助額、これが減額されるのは新築物だけなんですか。ですよ。そして、今単独から合併にかわれる方、それからリフォームでくみ取りから合併浄化槽へやられる方は、今までどおりの、従来どおりの補助額ということで認識すればいいですね。そういう場合、そういう今回の見直しを含めて、合併浄化槽の必要性、これを市民に啓発してほしい。

田舎であります私の漆地区でも、以前、新築をすると、合併浄化槽を敷設すると。そしたら、水利組合の人たちがだめちゅったんです。用水路にそえんとを流せつもろと困つと。私はその地域の人たちみんな集めて、保健所から来ていただいて説明会をしました。そしたら、自分たちが台所から流してる米のとき汁、こちらのほうがずっと悪いというようなことまで理解されて、合併浄化槽から出る下水のほうはそのまま用水路に流してもいいよなという理解が生まれました。そういうことと一緒に思います。ですから、合併浄化槽の必要性をぜひ、今回のこういう補助事業の見直しと同時に、市民のほうにそういう啓発をしていただきたい。

しかし、ががつくんですが、以前議員になられた、この間有馬研一さんとお話をしたんですが、合併浄化槽であまりにも水がきれいになり過ぎて、プランクトン、微生物等の発生が少ないのかなど、非常にそういう昔からいた魚、魚介類の生態が変わってきたと。これは、また私はちょっと説明がつかないんですが、そこらあたりを含め、担当の方がやはり十分勉強されて、市民にそういうことを促していただきたい。

合併浄化槽については、これで終わります。

火葬場の件についてでございますが、火葬「じょう」ですね、言葉よく火葬「じょう」と言いましようが、火葬場の件については、今言われたことはわかりました。

ということは、選定委託では、環境コンサル的な方法で業者さんに入っていただくという形に理解してよろしいわけですね。

それと、この火葬炉を入れ込める建屋の件ですが、大体総額、今回設計委託料が1,800万ですか、1,807万8,000円という金額が出てるわけです。大体、工事総額の何%にこれが占めるのか、設計委託料が。

そして、最後もう1回言いますが、これやっぱり順番的に行きますと、同時進行が可能であるのですかね。答弁をお願いします。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 今、議員のほうからおっしゃられましたように、合併浄化槽の必要性については十分広報していきたいと思えます。これにつきましては、やはり身近な市内の業者であります方たちの協力をもらって、現在の単独処理浄化槽、それからくみ取り便槽からの生活排水がいかに汚れてるかということ、私たちもですけども、業者の方たちの力も借りまして、市民のほうに、まだ合併処理浄化槽のほうに設置替えされてない方については十分広報していきたいと思えます。

それから、その必要性というのは、やはり、特に始良市におきましては、国立公園でもあります錦江湾の奥の水質というのは大分よくなってきてはいるんですけど、依然まだ汚染が続いてるということで、私たちの貴重な海、それから上流のほうでは飲み水のほうの確保にもこういった水質の浄化と

いうのは必要でございますので、その辺を十分に理解していきたいというふうに考えております。  
以上でございます。

○**市民生活部長（仮屋隆夫君）** 実施計画のレベルで申し上げますと、火葬場の総事業費、約9億五、六千万程度になるんじゃないかと考えております。今回の予算が約4,700万の提案をしてるわけですが、そのうち、この中に火葬場の造成工事が1,800万入っておりますので、これを引きますと、ほかの設計委託料等の合計が約2,800万程度になろうかと思っております。全体の事業費としては9億5,000万程度になろうかというふうに考えております。

それから、同時並行についてのお尋ねでございます。

今回の提案が議会で議決をされますと、早速私どもとしましては、住民説明会、それから候補地の決定に伴う都市計画審議会への決定ということで、流れを、準備を進めていくところでございますけれども、まず意思決定をする前に、県との事前協議、これが発生いたしますので、議決をいただきましたら早急に、今提案している項目については早急にやっていきたいと考えておりますが、都市計画審議会の位置決定につきましては、遅くとも本年の12月か来年の1月ごろには決定をしたいと考えておりますので、そのこともありまして、早急に、位置決定に伴う図書等の作成、これも議会の議決が通りましたら早急に実施をしていきたいということで、答弁としては並行ということですが、スケジュールとしては12月に、遅くとも来年の1月まだには位置決定をしまして、その後造成工事をするというのが本年度のスケジュールになっております。

以上でございます。

○**議長（湯之原一郎君）** これで、湯元議員の質疑を終わります。

湯元議員の重複している質疑者は新福議員です。重複している項目について、質疑はありませんか。

○**3番（新福愛子君）** 私は重複いたしました、予算書で言いますと118ページ、合併処理浄化槽設置整備関連事業について質疑をいたします。

合併処理浄化槽は、生活環境の改善、衛生的な市民生活を確保する上で、また錦江湾の水質保全のために、大いに推進すべき事業であると認識いたしております。以下、3点、質疑いたします。

1点目、現段階での市内のくみ取り便槽の世帯は何世帯か。単独槽が何世帯か。合併処理浄化槽設置世帯は何世帯か。

2点目、くみ取り槽から合併、単独槽から合併処理浄化槽への切り替え補助が、合併処理浄化槽への切り替えの追い風になると、この補助金というのが、考えますけども、この補助金は各市町村、積極的に上積みをされ、推進されているようでございます。県内市町村の、他市町村のこの切り替えの補助金はどのようになっているか。

3点目、最終的に合併処理浄化槽設置率を、始良市としては何%を目標に定めているのか。

以上です。

○**市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君）** 今、議員のご質問に対してお答えします。

手元の資料では、25年度末の資料でちょっと古いんですが、申しわけないんですけど、くみ取り便槽につきましては7,100基程度です。それから、単独処理浄化槽については5,963基というふうになっ



ております。これについてはもう、設置替えがどんどん進んでおりますので、今段階ではかなり70基から80基程度、どちらも減ってきてるのではないかなと思っております。

それから、他市町村の状況ですが、議員が言われるように、いろいろと工夫されて、単独での上乘せ補助をしてるところもございます。先ほどございました市内業者をつかう場合には、20万補助されてる市もあるようですが、今手元にある資料では、単独補助をしてる市町村というのは、始良市以外にもたくさんございます。幾つってということは、今ちょっと資料を持ってきてませんので控えたいと思います。

それから、将来的な設置率につきましてなんですが、昨年作成しました環境基本計画におきましては73%、現在70%まだ切っておりますので、73%を今のところ目標にしておるところでございます。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） これは、後もってで結構ですけども、市内、県下、他市町の補助率、切り替えへの。資料として提出を希望したいと思いますが。後で結構です。後っていうか、期間中で結構です。いかがでしょうか。

○議長（湯之原一郎君） 資料の提出を……。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 早急に調べまして、後もって資料提出をさせていただきますと思っております。

○3番（新福愛子君） 以上です。

○議長（湯之原一郎君） これで、湯元議員との重複項目の質疑を終わります。  
次に、14番、堀広子議員の質疑を許します。

○14番（堀 広子君） 議案第1号の一般会計予算について、質疑をいたします。

まず3ページ、歳入のところですが、市税の個人市民税は、前年度と比較しまして200万円の減額、法人市民税は4,681万5,000円の減額となっております。それぞれ減額になった理由は何か。

2つ目、固定資産税29億142万7,000円は、前年度より5,869万1,000円の減となっております。その理由は何か。13ページ、地方交付税82億円は、前年度比で1億5,000万円の減である。その主な要因は何か。

次、136ページ、歳出です。農地中間管理機構業務委託事業が642万7,000円となっております。この事業内容は何か。

146ページ、多目的機能支払交付金事業6,169万3,000円の事業内容を伺います。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 堀議員のご質疑につきましては副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第1号 平成27年度始良市一般会計予算のご質疑については、田口議員

のご質疑にもあわせてお答えいたします。

1点目のご質疑についてお答えいたします。個人住民税については、前年分所得に対して課税されることから、前年度及び前々年度の調定額等に基づき算出しておりますが、平成27年度におきましては、26年4月から年金支給額がマイナス改定となったことなどを考慮しまして、26年度より200万円の減額で計上したところであります。

法人市民税は、平成26年度の税法改正により、企業の収益部分に課税される法人税割の税率が12.3%から9.7%となり、2.6%引下げられました。これが、平成27年度からの歳入に影響してくることから、収入割合で22%程度減少するものと見込んで計上したところであります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

平成27年度は、3年に一度の固定資産評価替えの年にあたり、土地及び家屋については評価額の見直しが行われます。現存家屋については、建築した年からの経年数に応じた評価額の減点補正を行い、土地については直近の標準宅地の鑑定評価額を反映した評価額に見直すこととしております。したがって、家屋については建物が古くなった分だけ評価額が下がり、土地については地価公示価格の動向を見たときに、商業地は都市部においては上昇傾向にありますが、本市では、下落幅が縮小しているものの下落が続いております。このような状況から、平成27年度は家屋・土地ともに、評価額が下がることが予想されますので、固定資産税額で2%の減少を見込み、計上したところであります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

地方交付税82億円のうち、特別交付税は前年度同額の4億円を計上しており、前年度比1億5,000円の減額については、普通交付税の減額であります。この要因としましては、合併市町村に対して、合併前の旧自治体ごとに算定した普通交付税額の合算額を保障される、合併算定替えの特例措置について本市は合併から5年を経過したため、平成27年度から段階的縮減期間に入り、上乘せ分の1割が減額されることとなります。

この上乘せ分について平成26年度交付額を基準に計算しますと、11億5,000万円程度であり、その1割の1億1,500万円程度が減額になるものと試算しております。なお、国においては合併後の市町村の実情を把握した上で、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税算定に反映するとして、平成26年度以降5年程度の期間で見直しを行うこととしておりますが、本市への具体的な影響額については、現段階では不透明であることから、この点に関する増額算定は考慮しておりません。

さらに、国の平成27年度地方財政対策によりますと、地方財政の一般財源総額について26年度の水準を相当程度上回る額を確保するとしながらも、地方交付税については対前年度1,307億円、0.8%の減としているところであり、国の地方交付税特別会計は、非常に厳しい状況にあることから過大見積もりにならないよう、予算計上をしたところであります。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

農地中間管理機構業務委託事業は、農地中間管理事業制度を推進するため、農地中間管理機構である鹿児島県地域振興公社から市が業務委託を受け、地域や農家等に対する制度の周知、出し手や受け手の掘り起し、相談窓口、農地利用配分計画案の作成、機構集積協力金の交付などの事務を行うものであります。

この業務の実施に必要な事業推進員2人と、事業補助者2人の賃金のほか、現地調査や先進地研修に伴う謝金及び普通旅費、消耗品費、燃料費、公用車賃借料などの事務経費を計上いたしました。なお、財源については、雑入の農地中間管理機構の業務委託金638万6,000円を見込んでおります。

5点目のご質疑についてお答えいたします。

多面的機能支払交付金事業は、従前の農地・水保全管理支払交付金事業における、一部創設・組替・名称変更などにより平成26年度から始まった事業であります。事業内容については、新たに創設された農地維持支払交付金により、農地のり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等、新規に設立予定の3つの組織を含めた24の組織に2,887万9,000円を交付するものであります。

また、組替・名称変更された資源向上支払交付金のうち、地域資源の質的向上を図る共同活動で水路、農道等の軽微な補修や、植栽による景観形成等の農村環境保全活動として、21の組織に1,598万円の交付と、施設の長寿命化のための活動として、農地周りの農業用排水路、農道等の施設の長寿命化のための補修・更新等として6組織に1,411万1,000円の計5,897万円を交付するものであります。さらに、事務費として賃金など272万3,000円を計上し、予算総額6,169万3,000円の事業として実施するものであります。

以上、お答えといたします。

○14番（堀 広子君） まず、個人住民税から質疑いたします。

ご答弁では、年金支給額がマイナス改定となったということの説明がありましたが、マクロ経済スライドの影響というのが、多分、27年度から導入されるようにお聞きしておりますけれども、この影響額も試算されての減額なのか。

それから、次の法人市民税ですが、2.6%引き下げられた改定によりまして、この影響を受ける法人は何件ぐらいあるのかをお尋ねいたします。

それから、次に固定資産税に移ります。固定資産税の評価替えが行われるわけなんです、土地と家屋の見直しということでございますが、始良市全体の評価方法というのが統一されているのかどうか、といいますのが以前でしたか、蒲生の一部の区域が地目別の評価方法が違っているというふうに聞いたことがあるんですけれども、この件を含めて統一されているのかどうかもお尋ねいたします。

それからもう一つ、実は「議員と語る会」でのことでございますけれども、この固定資産税がなぜ上がるのかと、評価は下がるのになぜ税金が上がるのかということの質疑を受けたことがございます。このことは、やはり私たち議員としていろいろなところからご相談があったり、尋ねられたりすることがあるわけなんです。

多分、多くの市民の皆さんがこの疑問を持っていらっしゃるんじゃないかと思っておりますので、周知のあり方というんですか、なぜ固定資産税が上がるのかということをお知らせすることが大事じゃないかと思うんですが、この件についてはいかがでしょうか。どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

次に、地方交付税の件でございます。

24年ですか、財政係のほうから中期財政計画をいただきました。それを見ますと、27年度から交付税が減らされていくとご答弁がありましたように、段階的に減らされていくわけでございますが、その下げ幅を見てみましたところ、今年度27年度は1億7,000万円、そして28年度が2億8,000万円、29年度も2億8,000万円、そして30年度も2億8,000万円、そして31年度も2億8,000万円、そして32年度が1億6,000万円、そして33年度が4,400万円というふうに段階的に引き下げられていくわけですね。

これはご答弁があったとおりでと思いますが、総額にいたしますと約14億円ぐらい引き下げられる

ことになっていくということで見たわけなんです、そういった状況が続くことで、市の財政がとても大変になってくるということ、これを国もわかって、国としての対応策が今示されているところですが、今の答弁では、影響額については不透明であることからこの件に関しては考慮していないということでございます。

私が知り得る範囲では、1月の17日の南日本新聞によりますと、「交付税が合併特例の7割は維持をすると、それは15年度から算定の見直しで自治体へ新しい支援をするという、これは総務省が平成の大合併で誕生した自治体に地方交付税を上乗せする特例終了後の新たな財政支援策を決めた」という記事が載っておりました。

こういう記事が載っておりましたけども、今回のこの24年の財政計画にはこのことは多分反映されていないかと思っておりますので、この分も反映された形が確定いたしましたら、ぜひ議員の皆様にお示しをして、あるいはまた説明など資料も含めて提出していただきますことを、議長のほうにお願いをしておきたいのですが、この点についてはいかがでしょうか。

それから、次の農地中間管理機構の件でお尋ねいたします。

ご答弁で市町村の役割、これはお示しいただきました。では、機構に関する農業委員会の役割はどうかをお尋ねいたします。それから、この業務委託を行うのは市になるわけなんです、この機構の窓口として仕事をするということになりますけれども、答弁で事業推進員2人、事務補助者を2人ということでございますけれども、この事務推進員の2人というのは市の職員なのか、それとも、どういう方がこの仕事の業務を行うことになるのかお尋ねいたします。

それから、中間管理機構が農地を農家の方々から取得することになるわけなんです、その取得する農用地はどんなところが取得することになるのか、例えば、農振地だけなのか、それともそれ以外の耕作放棄地になっている土地も含まれるのかどうか。その点についてもお尋ねいたします。

それから、多面的機能の支払交付金事業の件でございますが、これは名称が変わったときに一部改正されているようでございます。この活動する組織、いわゆる農地維持支払いの対象になる組織、これはどういったところがあるのか。ここは若干変わっているかなとは思いますが、具体的にお示してください。

それから、新規に設立予定の3つの組織ということでございますが、これは3つの組織とはどこなのか。

以上、お尋ねいたします。

**○総務部長（小川博文君）** 総務のほうに5点ほどいただきましたけれども、まず私のほうからは、この年金のマイナス改定の件について答弁させていただきます、そのほかの質疑につきましては、次長、担当課長のほうで答弁させていただきます。

公的年金につきましては、物価、賃金の変動に応じまして、年度ごとに改定される仕組みでございます。25年度におきましては、ご存じのように0.3%のプラスとなっておりますけれども、平成24年度の法律改正におきまして、過去に物価が下落したときに年金給付額を据え置いた経緯があるということで、いわゆるこの特例を解消するために平成26年4月から支給される年金額をマイナス1%引き下げることが既に決まっております、この1%からアップ率3%を引いて、当然のことながらこの0.7%をマイナス改定とされたところでございますので、このような点を踏まえまして、ご答弁申し上げますような200万円の減額というような主要な要因ということでさせていただいたところ

でございます。

その他については、それぞれ答弁させます。

○総務部税務課長（平田 満君） 税務課の平田でございます。それでは、質問のありました件について、私のほうで3点ほどあるかと思いますが。

まず、法人税の関係でどれくらいの、今回の法人税割の影響のある法人数を見込んでいるかということでございますが、今後のことはわからないところはありますけれども、こちらのほうで一応25年度で法人税割の申告があり、納税があった分は551件ございますので、恐らく数百件の法人で今回の税率引き下げの影響があるというふうに見込んでおります。

それから、固定資産税の関係の始良市において土地、家屋こういったものの評価について、統一されているのかということでございますが、家屋につきましては当然、これまでずっと統一されておりますけれども、土地の評価につきましては、もともと評価基準の仕方としまして路線価方式というのと、それから状況の似通った地域を一つの区域として、類似地域で1本の標準点を決めて評価する方法とございます。

これはどちらもあるわけですが、特に市街化区域の地域においては、やはり路線価いわゆる目の前のというか、一番近い道路のところの評価格をもって細かく評価を出していくという形をとっておりまして、旧加治木町、旧始良町のいわゆる市街化の区域については路線価方式でこれまでもやっておりますが、旧蒲生町については全て標準宅地の類似のところをやっております、この分につきましては前も答弁したことがございますけれども、今回から27年度の評価替えの分から準備をしまして、蒲生のほうも統一された市街化については路線価方式で行うということで、今回統一されるということでございます。

それから、税額が上がると内容がよくわからないということなんですけれども、今回も固定資産税については評価替えで建物の分、いわゆる年数によって古くなった分はその年数に応じて評価額下がります。

それから、土地についてもほぼ下落傾向だということによっておりますので下がると思うんですけれども、中にはいわゆる土地につきましては、昔からの実際の評価額と、それから固定資産の課税のもとになります課税標準額に非常に開きのあるところがございまして、評価基準からいくと大体、地価の大体7割をめどに評価額を目標設定しなさいということなんです、あまり低いところについて一気に目標額まで持っていきますと、極端に言えば高く一気に税額を上げないといけないということで、その中で国のほうでも負担調整率という形で、徐々に評価で目標としている7割評価のところ、一年一年少しずつ負担率が低いところについては徐々に上げていく制度がございまして、それによって前年の5%程度までを限度として評価を上げていくということで、言い方は悪いんですが、そういった少しずつ上がっているところは、逆に申しますとこれまで評価額の7割まで達していなかったもので、まあ、少ない課税標準額で済んでいたわけですが、これは当然ほかのところとあわせて年々少しずつ上がります。そういったところについては、これは土地ですがそういったところについては前の年よりも少し税額が上がる筆もあるということで、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） 地方交付税の関係でお答えしたいと思います。

始良市が平成22年の3月23日に合併して5年ということで、ちょうど来年度の平成27年度から合併算定替えということで、特例措置が取られていたものが徐々になくなると。

激減緩和という形の中で、当初、国が計画をしていたのは、まず10%、次に30%、50%、70%、90%ということで、合計しますと2.5という形で、250%が合計の中です。単純に計算をしますと、当初計画を私どものほうでしていたのは約30億円が5年間で減るといような形で計算していたところでした。

先ほど議員が申されましたように、ことし1月17日で新聞報道等になされたのでは、7割をキープするという言葉が確かにございました。ただ、これも平成26年度以降5年間の中で見直しを行うという形の中で、具体的なものがまだ実際、国のほうからも示されておりません。

ただ、どんなものの中でのということにつきましては、支所、例えばこの本庁である始良庁舎、それから加治木、蒲生庁舎、これの庁舎数を基準としたもの。それから消防関係のものでは分遣所の数と、それからそこに対する人口密度の関係、そういったものをするもの。

それから、清掃費の関係等についても人口関係を使いながらという、国は当初、この激減緩和ということでいろいろこの合併算定替えの中で激減緩和をするということで、やっていたわけなんですけれども、合併した市町村からは最高10年、始良市の場合は5年間ですけれども、この合併算定替えに対する特例の中でも、なかなかそれに対応することができない。そうした中で、各合併した市町村からも全国市長会とも通じながら対応してくれというようなことの中で、総務省、国が動いた中でこういう措置が取られたという形でございます。

今後以降の中で、議員仰せのとおり数字等がはっきりわかればお示しをしたいと思えます。ただ、今のところで7割キープしたとしても、単純計算しますと、先ほど申し上げた30億からすると半分ぐらい、15億ぐらいの影響はあるんじゃないかというような形も私どもも試算しております。

今後以降の中では、中期財政計画等もしておりますので、その中で言われたような形の中で、議員の皆様方のほうにもそういった資料の中で、今、始良市が置かれている現状等も含めた中で、財政計画、シミュレーションになりますけれども、そういったものもお示しするというようなことも考えております。

ただ、今ある中では平成26年度の決算のほうも、当然、決算統計の数字等も固まるのが9月、10月度になりますので決算、その固まったときをもって、また27年度以降の方向性も見極めながら、その数値等についてもお示しをするような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○農林水産部長（安藤政司君）　ご質疑の農政関連の質疑に関しましては、担当課長がお答えいたします。

○農林水産部耕地課長（増田 明君）　耕地課の増田と申します。よろしくお願いたします。ご質問が2点ほどございましたのでお答えいたします。

まず最初、この多面的機能支払交付金につきましての質問の第1点目、各地区ごとの組織の数ということでございます。現在、25年度まで「農地・水」これが移行しまして多面的機能支払交付金になったんですが、活動組織としましてはそのままの移行でございます。加治木地区につきましては、木田鈴掛馬の里環境保全会、西別府ふるさとクラブ等5組織でございます。始良地区につきましては、

住吉自然保全会、春花美農里会ほか6組織の8組織でございます。蒲生地区につきましては、白男緑を守る会等7組織の8組織、計21組織でございます。構成委員としましては、加治木地区が240名、始良地区が830名、蒲生地区は420名ほどになっております。

2点目のご質問でございます。新規地区の3地区の組織ということでございまして、3組織につきましては始良地区でございます、木津志地区、北山上、北山下、構成員としては約30人前後というふうに考えているところでございます。

この申請につきましては、6月までに申請となっておりますので、その後の組織活動というふうになると思っているところでございます。

以上、お答えとします。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） お答えいたします。

まず、農地中間管理機構の業務委託のことで3点ほどございましたが、1つ目が、農業委員会の役割はどんなものかといったようなことでございましたけれども、まず、中間管理機構から市が制度の周知、あるいは相談窓口の業務や、出し手や受け手の掘り起し農用地利用配分計画案の作成などの業務の委託を受けておるわけでございますが、これらの業務を市から農業委員会のほうへ、事務委任という形で行っております。

したがって、やはり農家への周知や窓口業務、そして出し手や受け手の掘り起し、農用地利用配分計画案の作成などを行うこととなります。ただ、この業務はまだ始まったばかりでございますので、まあ、市と一緒にしながら連携しながら推進を図っているところでございます。

2点目の事業推進員はどんな方ですかといったようなことでございましたが、この制度は非常に難しいということもございまして、現在、農業に詳しい普及員のOBとか、市町村職員の農業に詳しいOB、こういった方が現場で農地の利用調整ができるような方ということで考えているところでございます。

それから、3点目が中間管理機構が借り受ける農地はどのようなものかといったようなことでございましたが、これは農業振興地域内ということに限定されております。そういったことから農業振興地域内のうちでもありまして、借り手が見つからないとこの事業は進まないということで、借り受け手のあると見込める農地ということで考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） まず、固定資産税の件ですが、税金は上がるのに評価は下がる、固定資産税が上がるということで市民の声があります。そのことをやはり市民にお知らせする必要があるかと思っておりますけれども、このことについて検討をされるお考えがあるのかどうか、周知のあり方ですね。

それから、今ご答弁がありました中間管理機構の件でお尋ねいたします。取得する農用地が農振地に限るというようなご答弁でございましたが、最初に農林水産省は農地集積と耕作放棄地の解消を実現するために、この中間管理機構を設けるということだったと思っております。

その中間管理機構が創設されるわけですけれども、耕作放棄地が解消されるのかどうかという疑問が残る気がしてならないんですけれども、農振地だけということになりますと中山間地域、あるいは農振地域のちょっと外れたところとかいったところが、耕作放棄地の解消につながらないんじゃないかという思いがしてならないんですけれども、この件についてはいかがでしょうか。

それから、多面的機能の支払交付金事業で、農地維持支払いの対象になるのが若干変わったように思いますが、これを活動する組織がどのように変わったのでしょうか。これまでは農業をされている方、あるいはこの事業自体は地域の方を含めての事業になろうかと思いましたが、今回はどのように変わるのでしょうか。

○総務部税務課長（平田 満君） すみません、先ほど周知のところまで説明申し上げておりませんが、実は26年度の固定資産税の納税通知の段階でも、A4の1枚紙だったと思うんですけども、よくその土地について問い合わせのある件についてはQアンドAというような形でしてございましたけれども、またさらに、その内容の充実を図って先ほど申し上げました部分について、今回、また納税通知のときにそのチラシの中に入れ込むというような形で対応していきたいというふうに思っております。

○農林水産部長（安藤政司君） 堀議員のご質疑にお答えいたします。

これは農地の取得ではなくて、農地の貸し借りということでご理解いただきたいと思います。

それと農振、先ほど次長が申しました農振地域というのは、農業振興地域、それと都市計画の用途区域、それとあと山林の地域というふうに分かれますので、議員おっしゃられました耕作放棄地、荒れた田畑、それは農振地域内に入っております。ただし、その荒れたところをば借りる方がいらっしゃるかどうかというのは、非常に難しい現実問題だと思います。

また、貸し出しをしたいと、中間管理機構に貸してもいいという方がおっしゃられまして、それを現地を確認に行きますが、それを中間管理機構が借りるかどうか、それは借り手があるかどうかも含めて検討されるので、なかなか中山間地域の山際の荒れた農地というところの貸借というのは難しいのかなという気はしているところであります。

それと、多面的機能のあれですが、従前の「農地・水」につきましては活動組織の構成員というのは、非農業者の参加が一つの要件でありました。まあ、農業者、地域の婦人会あるいは農業をされないボランティア的に参加してもいいよと、地域の住民の方が要件であったわけですけども、今回の場合は逆に農業者のみの活動組織でも取り組むということでもあります。

「農地・水」に取り組んでおられた組織はそのまま継続して、多面的機能の事業に取り組まれるということです。先ほど課長が申しました、新たに始良地区の北山のほうの3地区が加わって、21が24になるというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） これで堀議員の質疑を終わります。堀議員と重複している質疑者が田口議員です。重複している項目について質疑ありませんか。

○8番（田口幸一君） 1点だけ、先ほど税務課長の答弁にもございましたが、私は堀議員と違った角度から質疑を行います。市民の所得状況はどのようになっているのか、例えば給与とか年金についてもう少し詳しい説明を求めます。始良市に限ってでいいです。

○総務部税務課長（平田 満君） お答えいたします。



住民のいわゆる市民の所得状況ということでございますが、今申し上げますのは26年度のちょうど市民税の課税時点の課税状況の調べでございますけれども、そのときの状況で申し上げますと、まあ、一番対象が多いのは給与所得者ということになります。2万2,538人の給与所得で平均所得が268万5,000円と、これは前年比で平均99.1%。

それから公的年金65歳以上の方で、まあ、60歳からもあるわけですが、特に65歳の方々が人数的に多いので、その部分で申し上げますと5,185人で平均の、年金の場合は雑所得ということになります。127万3,000円で、これは先ほどもちょっとありましたが、マイナス改訂等があつて25年の10月から始まっておりますので、そのような影響もあつて前年比95.7%というような平均所得となっております。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで、堀議員との重複項目の質疑は終わります。

次に、13番渡邊理慧議員の質疑を許します。

○13番（渡邊理慧君） 議案第1号 平成27年度始良市一般会計予算について質疑をいたします。

42ページ、始良市誕生5周年記念事業1,067万9,000円の取り組みについて伺います。

56ページ、J R 駅舎活用対策事業のJ R 重富駅管理事業委託料として237万2,000円とされている、どのような事業内容か。

206ページ、芸術文化振興事業の国民文化祭実行委員会補助金600万円と、国民文化祭の内容について伺います。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 渡邊議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

なお、3点目のご質疑につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第1号 平成27年度始良市一般会計予算の1点目のご質疑については、新福議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

始良市誕生5周年記念事業については、まず市制施行5周年記念式典を本年5月16日（土曜日）の午前に加音ホールにおいて挙行し、同日、午後からは同会場において、本市にゆかりのある著名人によります記念講演会を開催する予定であります。

式典においては、始良市民歌及び始良音頭の披露・発表や、表彰等を実施する予定であります。また、5周年を祝しての記念切手の発行や、本市のPRのためのビデオの製作、さらに本年9月17日には加音ホールにおいて、NHK鹿児島放送局との共催で、NHK—BSプレミアム「新・BS日本のうた」の公開録画を実施いたします。

式典及び講演会にかかる経費としましては、表彰に伴う記念品など市民歌及び音頭の採用者への賞金、式典での演奏や歌唱に伴う出演料、プログラムや横断幕等の印刷機、会場の借り上げ料などを計上し、記念切手にかかる経費としましては、82円切手が10枚で1シートとするオリジナルフレーム切手の製作費用、また市PRビデオ製作にかかる経費としましては、映像の製作委託費、さらにNHKの公開番組招致経費としましては、会場借り上げ料、警備委託、プログラムの印刷機等を計上してお

ります。

2点目のご質疑については、吉村議員及び新福議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

JR駅舎活用対策事業は、JR九州が本年4月から、1日当たりの乗客数が700人を下回る駅の無人化を計画しており、本市においても、重富駅と錦江駅がその対象となったことに伴い、その対応策として行うものであります。

市といたしましては、既に無人化となっている県内の状況等を参考にしながら検討した結果、重富駅については、本市の玄関口であり、県内で最も古い歴史のある駅であることや、駅周辺の活性化や観光面でも活用できるとして、駅管理業務を受託することとし、また錦江駅については、後発開設の駅でもあることから、駅業務の受託は行わず、市が設置した駅トイレのみの管理を行うこととし、いずれも始良市シルバー人材センターに業務委託するものであります。

なお、今後の駅舎活用については、観光振興施策の一環として検討をしております。

○**教育長（小倉寛恒君）** 議案第1号 平成27年度始良市一般会計予算の3点目のご質疑にお答えいたします。

第30回国民文化祭かごしま2015は、本年10月31日から11月15日までの16日間、県内全市町村で100以上の事業が展開される文化の国体とも呼ばれる大きなイベントであります。

本市においても、3つの主催事業を実施する予定であり、1つ目は、10月31日から11月1日にかけて実施する、歩き・み・ふれる歴史の道事業で、市内の白銀坂、掛橋坂、龍門司坂とその周辺史跡をめぐり、あわせて始良公民館で歴史講演会を開催をすることとしております。

2つ目は、11月8日に実施する郷土芸能の祭典事業で、本市の太鼓踊りと県内外の太鼓踊りを披露していただくものであり、競演・交流することで、郷土芸能に対する誇りと保存・伝承の重要性を見つめ直す機会とするものであります。

3つ目は、11月14日から15日までかけて実施する邦楽の祭典事業で、加音ホールにおいて、箏曲と詩吟、さらに郷土の伝統楽器である薩摩琵琶・天吹の演奏発表を4部構成で行います。

既に、関東・関西圏はもとより、遠くは山形県からの出演希望もあり、今後具体的なプログラム構成の検討とともに、県内外からの出演者・参加者にどのようなおもてなしと本市のアピールができるのか。実行委員会の内部組織である企画委員会においてさらに検討をしております。

国民文化祭実行委員会の補助金は、これら本市での主催事業の開催経費約1,500万円のうち、600万円を本市実行委員会へ補助するものであり、残り約900万円については、鹿児島県実行委員会から補助されます。

以上、お答えいたします。

○**13番（渡邊理慧君）** では、まず始良市誕生5周年記念事業についてですが、記念切手についてですが、始良市内で販売される切手であるということで解釈してよいのか、いつどのような形で発行されるのか、お伺いいたします。

本市PRのためのビデオの作成とありますが、このPRのビデオは、どのような形でPRをされるのかをお伺いします。

次に、JR駅舎活用対策事業についてですが、委託される時期はいつになるのか。シルバー人材センターに業務委託するとなっておりますが、重富駅の管理はどこまでされるのかということをお伺い

します。

錦江駅については、後発開設の駅であるとなっておりますが、この後発開設の駅であることから、駅業務委託は行わないとなっていることの内容をもう少し詳しくお知らせください。

芸術文化振興事業の国民文化祭実行委員についてですが、この実行委員会の企画委員会は、どのようなメンバーになっているのか、お伺いいたします。

以上です。

○総務部長（小川博文君） 5周年記念事業関係の記念切手の発行、それからビデオの作成等についてのご質疑には、担当課長に答弁させます。

○総務部総務課長（松元滋美君） 総務課の松元でございます。お答えいたします。

先ほどの今2点のご質問でございましたけれども、記念切手につきましては、82円の10枚、1,000シートということで計画しているようでございますけれども、これにつきましては、企画次長のほうにお願いして、補足説明をお願いさせていただきたいと思っております。

PRビデオにつきましては、市の5周年を記念いたしまして、この節目において、今後これからの市の広報に使えるような、例えば15秒、20秒ぐらいのビデオ、また式典等で市の紹介をするような15分程度のビデオ、スマートフォン等でも発信できるような、またホームページ等でも、市の広報ができるようなものを二通りか三通りぐらいを想定した形のPRビデオを今回の5周年の節目として、あわせて今後の10周年までを見越した形で、5周年の歩みを含んだものをつくろうということで計画しているところでございます。

以上です。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えいたします。

まず、記念切手でございますけれども、今、総務課長が1,000シートと申し上げましたが、計画では1,200シートを計画をいたしております。

市内で販売できるのかというようなことでございますけれども、その1,200シートのうち、400シート程度を記念式典用、それから郵便切手の切手類の販売所等に関する法律というものもございまして、郵便局では400シート程度、そして始良市としまして400シート、合計で1,200シートを作成して、800シートを販売するというような計画でございます。

それから駅についてでございますけれども、いつから委託をするのかというようなご質疑でございました。予定は4月1日からを予定しております。一部新聞報道等によりますと、二月田駅は3月14日からというようなことがございましたけれども、始良市は4月1日からというふうに考えているところでございます。

どのようなことを委託するのかという内容でございますけれども、業務内容としましては、100km以内の普通乗車券、それから回数乗車券、急行券などの乗車券に加えまして、定期乗車券の販売、それから集改札業務、また定期的な駅舎な清掃というようなことが主な業務になろうかと考えているところでございます。

そして、錦江駅、後発だからというようなことでもございますけれども、駅舎の形態が始良駅のような、まあ似たような簡易のものでございまして、錦江駅が開設されましたのが昭和61年3月3日で

ございます。

このようなこと等を含めまして、後段の答弁にもありましたとおり、観光的な要素を備えた、将来的にですけれども、そういった施策を考えていくときには、重富駅のほうが妥当だろうというような考え方に基づくものでございます。

以上です。

○教育部長（小野 実君） お答えいたします。

各組織内の企画委員会でございますが、今、答弁の中にありました、歩き・み・ふれる歴史の道のこれに関係する文化系の探訪をしていらっしゃる方々の代表者と教育委員会の関係、それと歴史・みる、郷土芸能祭典については、加治木地区と始良・蒲生地区にあります太鼓踊りの保存会の代表者の方々、それと教育委員会関係等、それから邦楽の祭典につきましては、箏曲、詩吟、それから薩摩琵琶、天吹、これをされている方々の代表者の方々に出てきていただいて、プログラムの内容、そういうのを検討した上で、この代表者の方々が、その上に実行委員会とありますので、この実行委員会のほうに出てこれまして、その中で検討するという形を今とっているところでございます。

○13番（渡邊理慧君） 駅の件についてなんですけれども、錦江駅はトイレのみの管理を行うとなっていますけれども、その駅の清掃などはされないのでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えいたします。

直接的に行うのは、駅のトイレということでございまして、近隣の加治木駅等々からの職員も定期的に派遣して、状況の確認を行うというようなこともございまして、それらを含めまして答弁にあったとおりに考えているところでございます。

○議長（湯之原一郎君） これで渡邊議員の質疑を終わります。

渡邊議員と重複している質疑者が、吉村議員と新福議員です。重複している項目について質疑はありませんか。

○19番（吉村賢一君） 私が重複している部分について再質問させていただきます。

JR駅舎活用対策事業の件ですが、まずこの重富ですね。重富のこの駅には、皆さん、ご承知のように、ななつ星が10分余り停車することがございます。せっかくここに委託するのであれば、この時間において、始良市のPR、あるいは余興、あるいはその土産を販売するとか、そういったシステムを含めて運営検討ができないものか、質問をいたします。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

駅の駅舎の活用というようなことで、今ご提案と申しますか、ご質疑があったところでございますけれども、観光施策の一環としまして、駅という素材を考えますと、その集客力とか、利便性のよさに着目した視点、それから駅を基点にした商品開発、また駅を活用した物品販売や情報発信というようなことが考えられるものと思っておりますけれども、このようなことにつきましては、さきに、平成25年の第3回定例会におきまして、東馬場議員から、はやとの風を観光資源とした加治木駅に、こ

のはやとの風を停車して、そこで特産品販売等を行い、周辺地域の活性化につなげられないかというようなご質問をいただいたような経緯もございます。

それで、今、吉村議員からは、ななつ星と、それが停車するというようなことでございますけれども、ななつ星につきましては、日豊本線が単線でありますので、その待合のために停車しているという状況でございまして、10分から12分程度というふうにお伺いしているわけなんですけれども、いわゆるその通過を待っているということでございますので、当然ドアもあかないというような状況でございます。

そういう状況でございますので、ななつ星はちょっとハードルが高いということもあるわけなんですけれども、まず当方で思っているのは、はやとの風を何とかできないかなというようなことを考えていまして、それをまず第一段階の目標として、いろいろ先ほど申し上げましたことなどを絡めながら、事業の展開を検討していきたいというふうにご考えているところでございます。

以上です。

○19番（吉村賢一君） 一般質問では、私が上げているものですから、錦江駅については質問をするつもりはなかったんですが、させていただきます。

一つ、重富駅、観光的な意味では、非常に価値がある駅だと思っております。錦江駅の場合は、加音ホールが入り口になっているんですよ。中学生、高校生が結構ここから陸橋を渡って行きます。1kmちょっとなんですけど、近道があるわけです。そうすると、駅員がいないと案内がいなくなるわけですね。

ですから、そういった意味では、そういった案内板というか、加音ホール、こう行って、ここ陸橋を超えていけば行けるんだよというような案内板は、ちょっとつくっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えいたします。

錦江駅につきましては、先ほど答弁したところなんですけれども、当然、治安というような面もあるかと思っておりますので、始良警察署等々と連携を図りたいということも思っております。

看板ということでございます。これにつきましては、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（湯之原一郎君） 新福議員は、よろしいですか。

○3番（新福愛子君） 私も重複分について質疑させていただきます。4点ほど――駅のほうまで含めると7点ほど。

1点目が、始良市誕生5周年記念事業について。

まず1点目、5月16日午前中に開催される式典の参加者、主な来賓、市民の代表者になると思うんですが、どのような方々にご案内状が届くのか。

2点目が、本市にゆかりのある著名人の記念講演ということですが、どなたを予定されているのか。支障がなければ、ご紹介ください。

3点目、現在、私たちがもっているんですが、この5周年記念のアピールバッジ、これはこの

予算の中には入っていなかったんですね。その確認と。何個これが準備され、どのような方々に配付されているのか。

4点目、記念シートのことですが、1,200枚——400枚が式典の記念品になるんでしょう。400枚が郵便局、400枚がということですがけれども——ごめんなさい。郵便局というのは、簡易郵便局も含めて、中山間地域の郵便局でも置いてあるのかという確認です。そしてまた、このシート、貴重だと思わうんですけども、あらっもう完売したのねっていうことが何となく予測されるわけですがけれども、例えばファンクラブの皆様へお届けされるとか、そしてまたどこで売っていますよというような広報、これはどのような方法を考えておられるのか。

駅舎についてです。特にこの重富駅については、周辺の活性化とか観光面でも活用でき、観光振興施設の一環として検討していくということですがけれども、この先進地の調査研究であるとか、例えば将来的にはNPO団体への業務委託を考えていくとか、そのようなことも考えておられるのか。また、そういうふうになっていきますと、現在の重富駅の駐車場の状況で対応していけるのか。3点目は錦江駅でございます。本当無人駅になってしまうということで、私も地元に住んでおりました若干寂しい気がいたしますけれども、これは仕方のないことだと思います。中高生、若い方々、学生さん、利用が大変多いんですけども、この錦江駅の安全面への配慮をどのように考えているか。

以上、よろしく申し上げます。

○総務部長（小川博文君） お答えします。

私のほうからは、このゆかりのある著名人はだれであるかということでございますが、現在、条件等について、全て協議を済ませまして、最終的な回答を待っているところでございます。

近日中には、ご回答をいただければと思いますので、決定いたしましたら、すぐにお知らせしたいというように考えております。

その他のご質疑については、担当のほうから答弁させます。

○総務部総務課長（松元滋美君） お答えいたします。

まず、式典の参加者、招待者でございますが、今現在、選定と申しますか、取り組んでいる途中でございます。大体1周年記念の招待参加者を基本といたしまして、新市施行後、始良市に関連する国会議員の皆様も含め、また市長表彰、市民表彰の表彰者の方々、この5年の取り組み、歩みの中で、お世話になっている皆様方を参加していただく方向で、大体今現在のところ、500名前後——400名から500名前後というところで、今準備をしているところでございます。

また、この職員がしているバッジにつきましては、まず市職員総員分のバッジを作成いたしまして、広く市民の方々にもアピールできますように、お知らせできますように今取り組んでいるところでございます。

個数につきましては、総職員分を含めてでございますので、700個近くの部分であろうかと思えます。

予算につきましては、現行予算の26年度予算で対応しております。

あとにつきましては——以上ですかね。記念シートのほうは、企画部のほうにお願いしたいと思います。

以上です。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

記念切手のシートは、早く完売するんじゃないかというようなところ等々のご質疑でございますけれども、現在、基幹局と申しますか、帖佐駅前郵便局を中心に協議を進めているところでございまして、その郵便局での販売等について、最終的な取り扱い局については、今ご質疑のあったこと等を含めて協議を進めたいというふうに考えております。

それから、ファンクラブ等々への配慮というようなことでございますが、これにつきましても、市で400販売ということも考えておりますので、その内容として、その協議の中で最終的に配慮していきたいというふうに考えております。

そして、その広報につきましても、市報等を通じて、市民の皆さんに周知できるような手立てを講じたいというふうに考えております。

それから、駅でございますけれども、重富駅について、先進的な場所と申しますか、近くでは、栗野駅がいわゆる無人化になって、その中に物産館が入居して運営を行っているということは承知しております。担当課においては、その内容も見に行ったというようなところもございます。

将来的にどうするのかと、重富駅の件ですけれども、そういったように人が集まるようなこと、先ほど言いましたようなことを考えておりますので、NPOに限らず、そういったような関係団体等とも協議を進めまして、話を進めていきたいというようなことを考えているところでございます。

それから、錦江駅の安全面管理はどうするのかということでございますけれども、これにつきましては、無人化になりますと、基本的にJRの責任において、管理責任を負うということでございますので、そこらもあわせて重富駅の協議の中を含めて、今の安全面等々も再度確認をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） はい。結構です。

○議長（湯之原一郎君） これで、渡邊議員との重複項目の質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。午後の会議は、午後1時15分から再開します。

（午前11時56分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時12分開議）

○議長（湯之原一郎君） 次に、8番、田口幸一議員の質疑を許します。

○8番（田口幸一君） それでは、議案第1号 平成27年度始良市一般会計予算、この先の2問は先ほどの堀議員と重複して、もう重複の質疑も終えましたので、7ページから入ります。

7ページ、配当割交付金300万円の増を具体的に説明せよ。

33ページ、借換債。加治木文化会館建設事業債借換債8億5,888万円の内容説明を求む。いつ建設されたのか、償還周期はいつか。

45ページ、連結財務諸表等作成支援業務委託料130万7,000円は、委託先はどこか、実際にどのように活用しているのか。45ページ、財務会計システム管理事業1,238万7,000円はどのように活用するのか、委託先はどこか。

48ページ、公共用地利用促進事業土地購入費8,033万2,000円は場所はどこか、どのように利活用するのか、面積は幾らか。

135ページ、青年就農給付金（経営開始型）1,500万円はどのような事業内容か、何人か。

145ページ、農村振興総合整備付帯工事1,500万円はどのような内容か、場所はどこか。これは、先ほどの同僚議員も同じような質疑をしておられます。

151ページ、育成林整備事業工事請負費350万円は場所はどこか、どのような木を整備するのか。

162ページ、花園寺庭園復元工事4,546万円はどのような工事内容か。歴史的意義を問う。

167ページ、市道維持工事ほか6,765万円は何路線分か、そして場所はどこか。同じく市道新設改良工事2億6,596万7,000円は、場所はどこか、幅員延長はどうなっているのか。

168ページ、市単独事業2,500万円、下水排水路整備工事1,500万円の工事内容、場所を問う。同じページ、橋梁維持整備工事1億円の工事内容、場所を問う。

169ページ、河川維持工事800万円、急傾斜地崩壊対策事業工事1,000万円の場所、工事内容を問う。

174ページ、公園整備工事4,000万円の工事内容、場所を問う。

182ページ、訓練塔新築工事3億8,000万円の工事内容を問う。何階建てか。

以上でございます。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第1号 平成27年度始良市一般会計予算の3点目のご質疑にお答えいたします。

配当割交付金は、上場株式等の配当を受ける際に、受取額の5%を県民税配当割として県が徴収し、その収入金額の59.4%が市町村に交付されるものであります。

平成27年度予算については、25年度の決算額及び26年度の決算見込み額が、前年度に比較して増収傾向にあり、上場株式の相場が堅調に推移している点を考慮して、300万円増額の500万円で計上したところであります。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

平成7年度に完成した加治木町文化会館の建設に際し、5年度から7年度までにかけて32億6,880万円の地方債を借り入れ、5年ごとの金利見直しの借換更新方式で償還を行っており、今回の8億5,888万円は、7年度に借り入れを行った分の借換債であります。なお、平成37年度で償還は終了いたします。

5点目のご質疑についてお答えいたします。

連結財務諸表等作成支援業務の委託先は、株式会社地域科学研究所であります。財務諸表は、複式簿記による会計処理を通じて、市民に対する一層の説明責任を果たすとともに、今後の市の財政運営や事務事業の見直しにつなげるために作成しております。

また、ホームページ等を通じて市民に公表するとともに、中・長期的財政計画等策定の資料として活用しております。



6点目のご質疑についてお答えいたします。

財務会計システムは、予算の編成、執行、決算の調整のほか、出納管理、資金管理、備品管理及び実施計画の作成などを行うもので、企業会計職員等を除き、ほぼ全ての職員が日常的に使用しているシステムであります。

なお、財務会計システムの保守管理を行う委託業者は、行政システム九州株式会社であります。

7点目のご質疑についてお答えいたします。

公共用地利用促進事業の土地購入費は、始良市土地開発公社の経営健全化計画に基づき、須崎地区公共用地を買い戻すものであります。場所については、九州新進株式会社に隣接する用地及び市道海浜通線北側用地の一部を購入する予定であります。

また、購入面積については、4,770m<sup>2</sup>を予定しており、土地については公有財産の経営管理に関し、専門的な知識を有する方々の意見等を聞きながら、本市のまちづくりの推進につながる利活用を図ってまいります。

8点目のご質疑についてお答えいたします。

青年就農給付金経営開始型は、経営開始直後の新規就農者に対し、農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、国が給付金を給付するもので、単身者は年間150万円、夫婦で就農する場合は年間225万円を給付するものであり、単身者4人、夫婦就農者5組の計9件分を見込んでおります。

9点目のご質疑についてお答えいたします。

農村振興総合整備付帯工事については、県営農村振興総合整備事業加治木地区及びあいら地区で実施しましたほ場整備団地内の市単独農道舗装工事であります。施工場所については、加治木地区は高井田団地及び屋ノ上団地内で、幅4m、延長490m、あいら地区は船津団地及び春花団地内で、幅3m、延長504mの施工であります。

10点目のご質疑についてお答えいたします。

育成林整備事業の工事請負費は、繰越工事でことし開設した木津志地内にある林道堂園線の切土法面を保護する工事であります。今後、林道周辺のスギ、ヒノキ等の間伐などの森林整備を実施していく予定であります。

11点目のご質疑にお答えいたします。

花園寺跡は、議員もご承知のとおり、鍋倉宇都地区にある島津義弘公居館跡の敷地内、現在の稻荷神社の西隣に位置しており、義弘公が朝晩、仏前勤行を行った看経所があった場所であります。義弘公の没後、花園寺は2代藩主光久公から修験者であった米良家に与えられ、廃仏毀釈が起こる明治2年まで232年間相続したと伝えられております。

この花園寺跡は、平成22年に歴史遺産として旧始良町に寄附され、24年度に行った発掘調査で、江戸時代初期のものと推定される新たな枯山水の庭園遺構が確認されたことから、この歴史的に貴重な庭園の復元、活用を図ろうとするものであります。

なお、工事は、庭園の復元をメインとしますが、休憩施設や駐車場・トイレも合わせて整備し、居館跡や周辺に多く散在する史跡の周遊ルートの拠点にしたいと考えております。

12点目のご質疑についてお答えします。

一般単独道路維持整備事業の市道維持工事は、長谷・楠原線起点の道路法面工事を延長29m、重富小学校前通り線の舗装修繕工事を延長310m施工いたします。

また、道路照明施設修繕工事及び区画線、防護柵設置などの交通安全施設工事を行います。

13点目のご質疑についてお答えいたします。

社会資本整備総合交付金事業については、始良駅前通線を延長106m、幅員13m、岩原本通線を延長470m、幅員11m及びスマートインターチェンジ建設にかかる鍋倉～触田線と、サービスエリア線を延長500m、幅員9.5mの市道新設改良工事を施工いたします。

14点目のご質疑についてお答えします。

一般単独道路整備事業は、総合運動公園入口線の起点部分に左折車線を設置する延長40mの市道改良工事及び森～船津線のイオンタウン建設地付近の延長120mの道路改良工事であります。

また、地方改善施設整備事業は、富士団地8号線の延長100m及び富士団地17号線の延長77mの道路排水工事であります。

15点目のご質疑についてお答えします。

橋梁維持整備事業は、加治木町日木山地区の九州自動車道に架かる橋長44m及び幅員6.5mの川畑橋橋梁補修工事であります。

16点目のご質疑についてお答えします。

一般単独河川整備事業は、触田川のブロック積護岸工事を延長40m施工いたします。また、急傾斜地崩壊対策事業は、鍋倉地区の山腹工事を延長30m、引き続き整備いたします。

17点目のご質疑についてお答えいたします。

公園整備工事については、加治木町木田の須崎地区に、地域住民に憩いと交流の場を提供するため、新たに公園を整備するものであり、広場や遊具施設及び修景施設などを整備いたします。

18点目のご質疑についてお答えいたします。

訓練塔新築工事については、さまざまな総合訓練の実施が可能となる主訓練塔、副訓練塔1及び副訓練塔2の、計3棟を計画しております。

主訓練塔は、鉄筋コンクリート造5階建て、延床面積は396m<sup>2</sup>、副訓練塔1は鉄骨造3階建て、延床面積575.88m<sup>2</sup>、副訓練塔2は鉄骨造3階建ての延床面積は57.87m<sup>2</sup>であります。

以上、お答えといたします。

○8番（田口幸一君） それでは、今の副市長の答弁に基づいて再質疑を行います。

まずこの答弁書の、この株式上場の件で300万円増額の500万円を計上したところでありましてということで、この株式に対する市民の関心というのが高いというのが伺えると思います。そこでお尋ねをいたします。まだ、これは平成27年度の当初予算ですが、これは今後の推移ですけど、まだふえていく傾向にあるのか。

それから、連結財務諸表のところ、株式会社地域科学研究所というのが出ていますけど、これはどこにあるのか。

それから、財務諸表は複式簿記による会計処理を通じというのがあります。ちょうど上から5行目にホームページ等を通じて市民に公表するというふうな答弁がなされておりますが、これは市民の方々の反応をどのように感じておられるか。

それから、そのページの行政システム九州株式会社、これはどこにあるのか。

公園整備のことですけど、これは須崎地区に加治木町木田の須崎地区に、公園整備工事を行うとなっておりますが、下から2行目に広場や遊具施設及び修景施設というふうに、などを設置いたしますとなっておりますが、この広場の面積はどのようになっているのか。

次に、株式の配当と理解するが、始良市に株式の保有者が何人おられるのか。

2点目、配当率はどのようになっているのか。

3点目、ゆっくり申し上げます。県民税配当割はどのような仕組みになっているのか、それが市町村にどのように交付されるのか。この市町村というのは、始良市にどのように交付されるのか。

4点目、競馬の馬券を買われる、ボートのレースのこれにサテライトみぞべというのが近くにあります。4点目は、競馬の馬券、ボートレースの一時所得は始良市ではどのようになっているのか。

33ページの借換債について。その1点目、建設当初の建設費は幾らだったのか。これ出てきましたか、利率はどのように変化しているのか。

3点目、借換債を起こすのは今回で何回目か答弁の中にもそのような答弁が出てきていますが、今回で何回目か、複数回だと思いますが。

135ページ、青年就農給付金は、その方々はどこで耕作しておられるのか。

145ページ、農村振興総合整備付帯工事は、耕作者は何人か。

151ページ、育成林整備事業、その1点目、植林して何年で製品になるのか。2点目、製品は幾らの値段が付くのか。3点目、それは、その製品は国内販売か、それとも外国に輸出するのか。

167ページ、市道新設改良工事はどのような国庫補助を採用するのか。これは自主財源起債です。地方債を起こす、国庫補助金の金額、比率はどのようになっているのか。

168ページ、橋梁維持整備工事。よく言われることは、長寿命化ということがよく言われますが、耐用年数はどうなっているのか。

182ページ、平成27年度に女性消防士2名を採用予定とのことだが、これはもう確定というふうに私は踏んでいるんですけど、訓練内容は、この女性消防士の訓練内容はどのようになるのか。男女平等ですから、差異はないかと思うんですが、それを説明を求めます。女性消防士は、これは今からのことですが、4月になってからになると思うんですが、どこに配属予定なのか。男女差異はないと考えるが、先ほども言いましたけど、仕事の内容はこの女性消防士の仕事の内容はどのようになるのか。男性と同じ仕事をするのか、私はそう考えますけど。

それから、仮眠室がもう消防署の建て替えも今月末で完結に入ると思うんですが、仮眠室の取り扱いはどのようになるか。また、この仮眠室の設計は前の建て替えのときに説明を求めましたが、これは男子女子別な取扱いになっているのか。

2回目は以上です。

○総務部長（小川博文君） 株式に関する質疑もたくさんいただきましたが、私のほうからは始良市における株式の保有者がふえていくのかというようなことにつきまして、ご答弁させていただきます。

いずれの株式であっても、個人の意思で自由に保有できるものでございますので、自治体でその何名保有されているかというのを把握することはできないわけですが、答弁でも申し上げておりますように、譲渡所得、配当所得があった場合は、件数がふえていくのにつれ、この前年度に比較しまして増収傾向にあるわけですので、やはり今後とも、その傾向は、株式の保有者数の傾向はふえていくであろうというふうには考えているところでございます。

その他、株式の他の質疑につきましては、担当課のほうから答弁させます。

○総務部税務課長（平田 満君） それでは、残りの質疑についてお答えしたいと思います。

株の配当率ということがございましたが、株式会社は当然、それぞれの目的、独自の収益事業等行っているわけがございますけれども、業績等によってそれぞれ事業年度の収益率も変わり、そういったものによって当然配当賃も変わってくるということが予想されます。そんな中で、その個別のそういった配当率というものについて、我々のほうで情報として持ちえるものはございませんので、これはそのものがどういったふうになっているかは、掴めません。

ただし、25年度における、いわゆる株の配当所得という部分では、25年中に株の配当所得があった市民税の納税義務者の方は144名来られました。

次に、この配当割交付金の市町村に交付されるまでということでございますが、それぞれの株式の保有されている方々は、証券会社等そういった金融機関等、そういったところで口座を持っていらっしゃるわけですが、そういった配当等を受けたときに源泉として所得税、それからいわゆる住民税の申しあげました5%、それから現在は復興特別所得税もございますけれども、そういったものを含めて、これが県のほうで収納され、5%については、その分を、市町村民税の実績等に応じて県内の自治体に配分されるわけですが、その配分の、市町村に配分される分が59.4%配分されるということでございます。

それから、いわゆる公営ギャンブルと申しますか、ボートレースとか、あと競馬とかありますけれども、こういったあと遊技、パチンコもありますが、こういった部分の収益、儲けというものについては、課税の中では一時所得ということになりますけれども、これはあくまでもそれぞれが自主申告の中で行うということでございますので、課税調べの中にも当然、一時所得の内訳で出てまいりませんし、自治体のほうで把握するということはできないところでございます。

以上です。

**○総務部次長兼財政課長（恒見良一君）** それでは、借換債と連結財務諸表、それから等についてお答えしたいと思います。

まず、連結財務諸表の委託先、株式会社の地域科学研究所でございますけれども、本社のほうは大部分、そして鹿児島市内のほうに営業所がございます。

それから、2点目の中でホームページ等を通じて市民に公表するというので、その反応はどのようになっているかでございますけれども、ホームページ等を見られての反応、意見というのは、実際のところほとんどございません。ただ、国のほうからもあるような形で、今まで一般会計等につきましては単式簿記でやってる関係で、なかなか中が見えないところもございますので、今後ともこの複式簿記等によって会計処理を一般、広く市民のほうに周知かけるとともに、内容についても精査していきたいと考えております。

それから、3番目の行政システム九州株式会社でございますけれども、本社のほうは福岡でございます。支店のほうは鹿児島市内のほうにございます。

それから、4点目でございます借換債の関係でございますけれども、まず、建設時の総事業費はということでございます。約42億円でございます。それから今回で何回目になるかということでございますけれども、今回、借換を行ったこの平成7年度の借り入れ関係につきましては、今回の平成27年度の予算の分も含めると4回になります。それから利率はどのように変更しているかということでございますけれども、まず平成12年の借り入れのときが3.35%、それから第1回目の借り換えというか、借り入れのときが、17年に行っていますけれども平成、これが2.4%。それから平成22年が

1.75%。そして今回平成27年度になるわけですが、平成26年次の借り換えのときは1.0%ということでございますので、これに近い利率になるんじゃないかと推測しているところではございます。以上でございます。

○農林水産部長（安藤政司君） ご質疑の農林関連につきましては、担当課長のほうで答弁いたします。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） お答えいたします。

青年就農給付金の件でございますが、その方々はどこで耕作されているのかというふうなことでございましたが、今回の青年就農給付金の対象者は蒲生地区に白男や久末、北など、計6人でございます。それから、始良地区が下名と三拾町で2人、加治木地区で日木山に1人となっております。合計で9人となります。

以上でございます。

○農林水産部耕地課長（増田 明君） お答えいたします。

付帯工事に伴います各団地の耕作者数ということでございました。

当農地につきましては、利用権設定等されている方がいらっしゃいますので、年度で数変動しますということで、所有者数でお答えしたいと思います。

加治木地区の高井田団地105名、屋ノ上団地74名、計179名でございます。始良地区につきましては船津団地153名、春花団地142名でございます。

○農林水産部林務水産課長（和田人司君） 林務水産課の和田です。お答えいたします。

林務につきましては3点ほどのご質疑でございましたが、まず1点目の、植林して何年で木材として製品になるかというご質疑ですが、始良市内には始良西部森林組合が運営しています蒲生木材流通センターという木材の市場がございます。その流通センターでは直径が8cm以上の除伐や間伐をしたものの木材が取り引きをされております。皆伐等もされているわけですが、年数で言いますと、はっきりとした年数ではわかりませんが、今現在、始良市の森林整備計画では標準的な立木の伐採の時期は、スギが35年、ヒノキが40年としております。

2点目の木材の価格につきましては、大きさや品質などにより価格は異なりますが、ことしの2月19日の市場の平均価格では、スギが1m<sup>3</sup>当たり9,307円で、ヒノキが1万2,398円であります。

3点目の最後なんですけど、木材は国内販売か、外国に輸出するのかというご質問でございますが、木材はほとんど国内販売であります。ヒノキにつきましては木材流通センターから、買い手の方を通じて、毎月10m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>ほど市の木材が、中国や韓国のほうに志布志港から輸出されております。

以上でございます。

○建設部長（岩穴口弘行君） 土木費関係のご質問、3点ほどいただきましたので、それについてご答弁いたします。

まず、須崎公園の面積でございますが、全体面積が3,305m<sup>2</sup>でございます。施設の内容といたしましては、芝生広場、ブランコ、滑り台、ベンチ、東屋などを整備する予定でございます。

それから、市道改良工事に関するご質問で、補助金の種類でございますが、社会資本整備総合交付金を活用する予定でございます。

次に、財源内訳でございます。社会資本整備総合交付金事業の工事請負費のうち、市道の新設改良工事に伴います2億6,596万7,000円の内訳は、補助金が1億4,628万1,000円、起債が1億770万円、一般財源が1,198万6,000円でございます。補助率は55%、起債の充当率は補助裏の90%でございます。

あと、橋梁の耐用年数でございますが、橋梁の耐用年数につきましては、昭和40年のときの大蔵省が出しております減価償却資産の耐用年数に関する省令で、鉄筋コンクリートなどのコンクリート橋が60年、H鋼などの鋼橋が45年、木造橋が15年としております。これは、橋梁が完成したときの耐用年数でございますが、車の交通の状況や、海に近いなどの周辺環境により、橋梁の寿命は変わってまいります。

このようなことから、国土交通省では平成26年の6月に5年に1回の目視点検を規定した国土交通省令を出しております。この点検結果によりまして補修を行い、橋梁の長寿命化を推進するということとしております。

以上でございます。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

女性消防職員についてのご質問を3点ほどいただきました。

まず、訓練内容はどのような訓練を行うのかというご質問でございますが、まず4月からは県消防学校において、半年間の研修に入り、当然男性職員と同等の訓練を行います。その後は、女性職員も火災の際は男性職員と協力し消火活動に従事しなければなりません。現場活動を経験しながら訓練になり、消防、救急、救助といったあらゆる応用訓練を男性と同様に行ってまいります。

2点目の配属先と仕事内容についてのお尋ねでございますが、女性職員の配属先につきましては、まず女性のエリア、これが設けてある建築中の中央消防署の配属をと考えております。また、この女性2名は救急救命士を目指してございまして、女性の特性を生かしての救急隊などでの活躍を期待できるものと考えているところでございます。

3点目の、女性職員の仮眠室についてですが、今回の新しい消防庁舎には女性専用のエリアを設けてありますので、更衣室、洗面、トイレ、浴室、仮眠室につきましては、女性専用となります。

以上で、答弁を終わります。

○8番（田口幸一君） 3回目です。1点だけ。借換債のところ、先ほど総務部次長兼財政課長は利率を3.35%というふうに言われました。これは財務省の政府資金だと思うんですが、違えば違うというふうに言ってください。

この3.35%ですね。これは今の金利では私は高いのではないかと思うんです。民間の鹿児島銀行とかそういうところは、これより安いんじゃないかと思うんですが、そうすれば民間の銀行の資金を活用してもいいのではないかと思うんですが、このことについて、説明を求めます。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） 借換債の関係でお答えいたします。

まず、今回のこの借換債は鹿児島銀行で借りております。そして5年間の、償還年数は30年です。

そして5年ごとの金利の見直しをする借換更新方式ということでやっております。

今、議員がおっしゃるように3.35で1回目の借り換えをやって、そして5年ごとに借り換えながら、先ほど答弁も申し上げましたように、3.35から2.4、1.75ということで、5年ごとに利率のほうも低くなっていると、そういう形の中で対応してるということで、ご理解いただければと思います。

以上です。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（湯之原一郎君） これで田口議員の質疑を終わります。

次に、19番、吉村賢一議員の質疑を許します。

○19番（吉村賢一君） 議案第1号 平成27年度始良市一般会計予算について、質疑いたします。

まず11ページ、自動車取得税交付金。前年度3,600万円に比較しまして、ことしは1,500万円と大幅な減額になった理由は何か。

20ページ、教育費国庫補助金。前年度9,932万3,000円に対して、ことしは2,215万3,000円と大幅減額になっています。その理由は何か。

33ページ、市債。市債を減らしていることはいいことだが、将来計画はどうなっているのか。例えば5カ年でゼロに持っていくとか、そういった展望があればそれを示せ。

48ページ、財産管理費。公共施設マネジメント計画の中身はどのような事柄を考えているか。

52ページ、企画費。公共交通対策事業、委託料の形状については年度替わりを機に、利用者の要望を聞いて、利用しやすい形の時間帯調整とか、他民間バスとの乗り継ぎの利便性とか、もろもろの事情を勘案して、予算が有効に生かされるように検討されたのか。

63ページ、蒲生総合支所費。掛橋坂整備事業、この西浦下線の南部分、北上集落の北側はぬかるんでいます、この区間の改良整備も対象区間に入っているか、案内看板は南入り口にも設置するのか。

84ページ、障害福祉費、障害者地域活動支援センター事業、去年は4,000万円のことしも4,000万円が計上されています。具体的実績や内容を示せ。

107ページ、児童福祉施設費、大楠ちびっこ園増築工事、これは増築ではなく、新たに別の箇所に施設をつくる計画は全く検討されなかったのか。また、規模、収容人数は、蒲生地区の児童、幼児の人数の伸びをどのように予測した上での計画なのか。

116ページ、衛生費、予防費、予防接種委託料の内容について示せ。ジフテリア、百日せき、破傷風等複数なのか、実績や効果はどうか。

119ページ、環境衛生費、地球温暖化防止推進事業、これについては目標数値があるのか。

121ページ、設計委託料、火葬場です。炉の数は幾つで休息室は幾つか、概要の計画を述べよ。

161ページ、観光費、あいらびゅー号運行委託、ことしの実績と新年度の予想を示せ。この事業は、この形でいつまで継続する予定か。

183ページ、非常備消防費、消防団報酬等関係経費において団長以下の人数は何人か。

187ページ、災害対策費、避難所整備事業、昨年61万5,000円がことしは287万円になっているが、避難所海拔表示について急ぐことを考えてであるか。現在は、この設置率はどの程度か。避難所は、崖下にあたり、海に近すぎる場合等があるが、どういった災害を想定して避難所を選定してるのか。

193ページ、学校教育事務局費、スーパーサイエンス総合推進事業、講師謝金はどの程度の中身で考えているのか。サイエンススクールモデル実践研究補助金は、どの校を予定か。

197ページ、教育振興費、遠距離児童通学補助事業は、昨年とほぼ同額予算だが、具体的な内容を示せ。

209ページ、公民館費、公民館講座実施事業、昨年度より11%増であるが、新年度は何か所を考えているか。またその内容を示せ。

214ページ、文化財費、埋蔵文化財発掘調査事業、箇所、面積、時代はどのようなものなのか。

215ページ、文化財費、森山家保存整備事業計画案のおおよそを示せ。

以上、質問します。

○市長（笹山義弘君） 吉村議員のご質疑につきましては、副市長がお答えします。なお、2点目及び16点目から20点目につきましては、教育委員会がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第1号平成27年度始良市一般会計予算の1点目のご質疑にお答えいたします。

自動車取得税交付金は、自動車取得税の66.5%を、道路の面積及び延長で案分して、市町村に譲与されるものであります。自動車取得税については、排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車に対する免税・軽減、いわゆるエコカー減税などが導入されたことや、消費税率8%への引き上げ以降、自動車販売台数が急激に落ち込んだことなどを要因に、大幅に減少しております。

これに伴い、自動車取得税交付金も大幅に減少しており、平成26年度においても当初予算は3,600万円でありましたが、今回1,900万円を減額補正しております。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

市が長期にわたって使用される公共施設の建設などの事業を行うには、短期間に多額の資金を必要とし、他の通常事業を予算的に圧迫することにもなりますので、計画的な財政運営を進めるために、市債を借り入れております。

平成26年度は、松原なぎさ小学校、消防庁舎、小学校給食室別棟など、多額の事業費を要する事業の実施に伴い、市債額も例年に比べて多額であったために、27年度は大幅に減少した予算額となっております。

市債残高は、将来にわたる負担になることから、今後も計画的に減少するように努めてまいります。さらに後世にわたる負担の平準化を考慮し、計画的な財政運営を進めるために、各年度における起債額や地方債残高を考慮しつつ、その元利償還金が後年度の普通交付税の算定における基準財政需要額に算入される有利な市債を優先的に活用するなど、計画的に市債を活用してまいりたいと考えております。

4点目のご質疑については、新福議員及び小山田議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

公共施設マネジメント計画等作成事業については、平成26年度作成予定の公共施設マネジメント白書から見えてくる課題等を踏まえ、本市が保有する公共施設の適正な配置や効率的で効果的な管理運営を推進する上で、重要な公共施設マネジメントの基本方針となる基本計画策定に向けて、学識経験者等の外部委員の答申に基づき取り組んでまいりたいと考えております。

また並行して、今後の地方公会計の整備に向けて、課題となっております固定資産台帳の整備にも引き続き取り組んでまいります。

アウトプットイメージについては、市全体のマネジメント方針及び用途別・地域ごとの方向性、あ



るいはモデルケース等の提示についても検討してまいりたいと考えております。予算計上しております500万円については、公共施設マネジメント計画に約4割、固定資産台帳整備に約6割を積算しております。

5点目のご質疑についてお答えいたします。

バス運行について、寄せられる要望等は、さまざまありますが、それらの要望等については、外部委員で構成する交通システム検討委員会等において検討し、それらに対応した予算編成をしているところであります。

7点目のご質疑についてお答えいたします。

今回の掛橋坂整備事業において、北上集落側の未舗装部分などについての整備を行います。また、案内看板については、北側の西浦地区とあわせて南側である北地区の県道沿いにも設置する予定であります。

8点目のご質疑についてお答えいたします。

地域活動支援センター事業については、障がい者の日常的な相談に対応するとともに、障がい者が当該支援センターに通い、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する事業であります。本事業は、市内4か所、市外6か所の事業所に委託しており、現在160人が登録し、日中活動の支援を受けております。

9点目のご質疑についてお答えいたします。

大楠ちびっこ園の増築工事については、待機児童数の多い3歳未満児の保育、特にゼロ歳児と1歳児の保育に対応しようとするものであります。定員については、ゼロ歳児及び1歳児18人の増を予定しております。また、蒲生地区の児童・幼児の伸びについては、当分の間は現状のまま推移するものと考えております。

10点目のご質疑についてお答えいたします。

予防接種委託料は、予防接種法に基づき、本市が実施する定期予防接種にかかるワクチン料や、手技料などを委託料として契約を締結した医療機関に対し、実績に応じて支払うものであります。定期予防接種については、小児においてはBCGや日本脳炎、またジフテリアや百日咳、破傷風、ポリオが一緒に入った4種混合など11種類、高齢者においては、季節性インフルエンザと高齢者肺炎球菌の2種類であります。

本市においては、小児と生活保護を受給している高齢者の定期予防接種については全額公費負担とし、生活保護受給者以外の高齢者については、一部公費負担としており、平成27年度の延べ接種者数を小児で約1万5,000人、高齢者で約1万3,700人と見込み、1億6,000万円の予防接種委託料を予算計上したところであります。

平成25年度の予防接種の実績については、BCGや4種混合、麻しん・風しん混合ワクチンの接種率は、90%を超えましたが、国の指示により個別通知を差し控えている子宮頸がん予防ワクチンの接種率は12.5%と低い状況にあります。

また、接種者総数については、小児が延べ1万5,178人、高齢者が延べ1万2,907人で、予防接種委託料の決算額は、約1億4,124万円となっております。予防接種による免疫で、個々の感染症の発生や重症化の予防、健康の保持・増進に大きく寄与するとともに、国全体では感染症の流行の抑制、感染症による患者の発生や死亡者の大幅な減少をもたらし、公衆衛生の向上に大きな成果を上げている

ものと考えております。

11点目のご質疑についてお答えいたします。

国における地球温暖化防止対策については、第4次環境基本計画において、1990年度に対し、2050年までに温室効果ガスの削減目標を80%とする目標を掲げております。

本市の環境基本計画におきましては、国・県の状況を勘案して、2050年の削減目標を2010年度と比較して、70%削減することを数値目標として掲げております。

12点目のご質疑についてお答えいたします。

あいら斎場施設整備事業では、火葬炉を4基、待合室を5室完備する予定であります。計画の概要であります。ご遺族の方々を最初に迎えるエントランスホール、ご遺族の方々が棺を囲み、最後のお別れをする告別室、棺の炉入りを見送るスペースとして炉前ホール、収骨を行う収骨室、待合室を利用しないご遺族にも対応できる待合室ロビー、その他更衣室、授乳室、多目的トイレ、喫煙室など、設備を充実させた安らぎと尊厳を感じられる火葬場を整備していく予定であります。

13点目のご質疑についてお答えいたします。

ご案内のとおり、あいらびゅ一号は平成23年3月12日の九州新幹線全線開業にあわせ、本市のPRと新幹線利用客の2次アクセスを狙った、市内周遊観光バスで27年度で5年目を迎えることとなります。

運行については、今後も同様の形態で、継続することは考えておりませんので、あいらびゅ一号IIと呼べるような、新たな商品開発を検討したいと考えているところであります。

平成26年度の実績については、先月22日時点で運行回数72回、乗車人員1,373人、平均乗車率76.4%となっており、27年度には累計乗車人員が1万人を突破するものと考えております。

14点目のご質疑についてお答えいたします。

消防団員数については、団長1人、副団長兼方面隊長3人、分団長22人、副分団長24人、部長28人、班長82人、団員361人の総数521人です。

15点目のご質疑についてお答えいたします。

平成26年度に予算計上しました61万5,000円については、非常食や非常用発電機等の購入費でありましたが、27年度において予算計上しました287万円は、災害対策基本法の一部改正により、新たに避難所等の基準が明確化され、それに伴い指定緊急避難場所及び指定避難所の看板設置が必要となったことによるものであります。

現在の避難所への看板は、52か所に設置しており、設置率は94.5%となっております。また、海拔表示を行った電柱等は303本です。避難所については、現在新たな基準に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所の調査を行っておりますので、その調査結果に基づき、さまざまな条件等を考慮して、選定してまいります。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第1号平成27年度始良市一般会計予算の2点目のご質疑にお答えいたします。

教育費国庫補助金の減額の要因としましては、平成26年度に松原なぎさ小学校及び、小学校給食室別棟新築工事にかかる学校施設環境改善交付金7,517万1,000円があったことによるものであります。

16点目のご質疑についてお答えいたします。

本事業は大きく5つに分けられ、それぞれの講師謝金総額を計上しております。具体的には、サイ

エンスリーダー養成講座の3講座4回分の講師謝金として24万円、サイエンスあいらんどの40人分の実験演習講師謝金として40万円、理科実験法研修会の2人分の講師謝金として4万円、中山教育振興基金活用委員会の委員4人の3回分の出費謝金として6万円を、理数定着支援員5人分の学校での活動にあたる1日3時間、年間50日の謝金として約12万5,000円となっており、合計額は186万5,000円となっております。

また、サイエンススクールモデル実践研究補助金については、2年間の期間で研究実践を委嘱しており、平成26年度から取り組んでいる柁城小、重富小が27年度も継続して実践研究を進めてまいります。

17点目のご質疑についてお答えいたします。

遠距離児童通学補助事業は、学校統廃合等に伴う遠距離通学児童の路線バス及びタクシーの運賃を補助し、安全・安心な通学を確保して、保護者の経済的負担の軽減を図っております。平成27年度においては、路線バス利用者が蒲生小学校3人北山小学校1人、タクシー利用者が蒲生小学校9人の計13人を利用見込みとして、必要な経費を計上しております。

18点目のご質疑についてお答えいたします。

平成27年度の公民館講座は、年間18回を開講する長期講座を26講座、年間9回の中期講座を20講座、このほか8回未満の短期講座を10講座、合計56講座を実施することを見込んでの予算計上であり、26年度と比較して2講座の増となっております。内容については、ヨーガ、フラダンスなどの運動系、書道、スケッチなどの文化系、またパンづくり、ケーキづくりなどの料理系、コーラス、ウクレレなどの音楽系など、さまざまな趣向を凝らした講座を実施するよう準備を進めております。

19点目のご質疑についてお答えいたします。

埋蔵文化財発掘調査事業は、公共事業や民間開発事業が実施される土地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するかないかの事前協議を行い、該当する場合において、遺跡の時代や範囲などの内容を把握するための確認調査を実施する費用の計上であります。平成27年度の前協議によって、調査箇所を決定することから、現時点で具体的な調査箇所を特定したものではありません。

なお、本事業では、過去に確認調査からさらに進んだ全面発掘調査となった箇所の報告書作成のための整理事業にかかる費用も計上しており、平成27年度は小倉畑遺跡、龍門司焼古窯出土品の整理作業を実施する予定であります。

20点目のご質疑についてお答えいたします。

森山家保存整備事業は、平成24年度に、市に寄贈された国の登録有形文化財であり、加治木町朝日町にある森山家の主屋、土蔵、旧作業場保存・整備するものであり、27年度は専門家による保存整備計画の策定委員会を設置し、保存管理計画・環境保全計画・活用計画の策定と耐震診断及び耐震計画を策定することとしております。

なお、平成28年度については、実施設計策定後、外観・防災・公開の観点からの整備工事を実施し、郷土教育やまち歩きなどの観光拠点施設とする計画であります。

以上、お答えといたします。

○19番（吉村賢一君） 再質問させていただきます。

まず、3点目の質問、市債の関係ですが、これについて目標年次5か年で例えばゼロへもっていくとか、そういう展望を示せということで、質問しておりますが、それについては、具体的な回答はあ

りません。目標年次については、考えていらっしゃるのか、例えば市長として、じゃあ10年後には限りなく、今の半分にもっていかうとかそういった展望を持っておられるのかどうか、お聞かせいただきたい。

それから、当然これについては、地方交付税の削減の動きの中ですから、非常に厳しいものがあるとは思いますが、やはり何らかの目標年次があって、こういったことが実行されてるかと思しますので、回答をお願いします。

続きまして、公共施設マネジメントの件ですが、これにつきましては、今回議会の半ばで説明会が予定されてるわけなんですけど、具体的に今まで議会に対しては、何らどういったものを対象にして、どういうふうな規模で行うとか、そういうふうなものも説明もないわけですが、そういった、まずどういった考え方で公共施設を捉えていって、そのマネジメントしていくのか、その辺の考え方が、少し議会に対しては見えてないところがあるんじゃないかと思えます。そこをきちっと説明をお願いいたします。

続きまして、公共交通対策費、対策事業、この中で交通システム検討委員会等において検討しというところで書いてございます。しかし、具体的な市民からの要望、そういったものはきちっと聞いておられるのか、というのは例えば蒲生からあるいは春花そういったところから青雲病院に行く場合は、非常に不便であるという意見は多々聞きます。それを伝えておりますが、現実それが今回の予算案において、来年度のダイヤ改正あるいは見直し、そういったものに反映されているのか、それをもう少し詳しく聞かせていただきたい。

続きまして、掛橋坂整備事業ですが、これにつきましては、北集落のところは、いわゆる土道といえますか、泥んこ道になってます。ちょっと雨があつたり、雨上がりのときはなかなか歩けません。そこを舗装するというふうな形になるのか、その舗装部分も、ある程度いわゆる土の状態に似せて、そういう改良、改善を考えていったほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺はどう考えられるか。

続きまして、障害福祉費、この障がい者につきましてはどういった症状の方が多いのか。働いてる人、あるいは世話してる人の数、場合によっちゃその待遇といったものはきちっと行われているのか知らせてください。

続きまして、児童福祉施設費、大楠ちびっこ園増築工事、これにつきましては、蒲生地区には非常に今若い方がふえてるということで、需要がふえてる状況があるっちゃうことを再三聞くわけですが、現実的には2か所に分けて、そういう施設があったほうが好ましいんじゃないかということで、私も前の申し述べたことがあります。現実には今幼稚園と託児所っていいですか、児童を預かるところが一緒になった形で条例が成立しておりますので、そういう形でいくとは思いますが、将来展望として、もう少しそういう施設をもう1つ複数あの地域につくっていくという考え方は持ってないかどうか伺います。

続いて予防費です。予防費について子宮頸がん予防ワクチンの接種率は12.5%という低い状況にありますと、子宮がんというのは、非常に多いというふうに聞いておりますが、それは、この12.5%は低いということなんで、これを啓発といいますか、そういった努力っていうのは考えておられるか。

続きまして、地球温暖化防止事業、2050年の削減目標2010年度に比較して70%削減するというふうになっております。これは具体的にどのような形なのか、例えば室内暖房の温度下げるとか、きょうちょっと涼しいんですけど、そういうふうなふうで、庁舎内で実行されてるのかどうか、それちょ

っと具体的に見えないところがございます。具体的にはどんなものか知らせてください。

それから、火葬場の話です121ページ設計委託料、この件で、私も火葬場を私自身じゃないんですけど、利用さしてもらってます。そこでやはりゆったり待てるというか、雰囲気的に気持ちや和むと  
いいですか、あるいはちょっと食事もできるといったような雰囲気のものがいいんじゃないかなと思  
ってます。

ここには喫茶室はもちろん考えてない、ただ待合室ロビーっていうことがあります、そこで食事  
等、出前等がとれるような配置っていいですか施設っていいですか、あるいは配置計画みたいなもの  
あってもいいんじゃないかなと、それは少し個室みたいにとれて、そこを利用できるということを検  
討できないか質問します。

それから、あいらびゅ一号の件ですが、あいらびゅ一号につきましては、結構順調に利用がふえて  
るということで聞いておられて、いいことだと思うんですけど、もう少し採算がとれるような形、  
あるいは場合によっちゃもう民間に委託してしまうというのを、将来的にはこのあいらびゅ一号Ⅱと  
いったところで考えていくんじゃないかと思いますが、その辺の見解を聞きます。

続きまして、非常備消防費、消防団報酬等関係経費、この中で人数が明確に示されてるわけですが、  
いわゆる地域的なニーズの方よりです、つまり消防団員数が、ここは多いけどこっちは足りないとか、  
あるいは年齢構造のひずみ、こういった問題はないのかどうか伺います。

災害対策費、避難所整備事業、これにつきまして、いろんな調査をやって行ってるので、その調査  
結果に基づき、さまざまな条件を考慮して選定してまいりますということですが、そのさまざまな条  
件とはどういうことを考えておられるのか。

例えば、北山のほうに行きましても、避難所がすぐ崖下にあったり、ところによっちゃもう川のそ  
ばにあたりってというのがございます。そういうところをきちっと掌握してやっておられるとは思  
うんですが、その辺の展望、そういったのまで加味したこの避難所の整備事業になっているのか伺いま  
す。

あと、最後になると思うんですが、最後じゃないですね、教育費の遠距離児童通学補助事業とい  
うの  
ございます。これにつきましては、これだけの方が蒲生小学校、北山小学校、いるってことなんで  
すけど、ここに例えば山村留学生なんかも対象として含むことはできないのかどうかお尋ねします。

最後でございますが、森山家保存整備事業、これの中身がどちらかというと、耐震診断及び耐震計  
画となっておりますが、建物に改造を加えるといいますか、観光案内所的なものをつくるとか、ある  
いは駐車場、庭に整備するとかそういったことまで含まれて、設計をなさるのかどうか伺います。

以上です。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） 財政課のほうには2点ほど質疑いただきましたので、お答え  
させていただきますと思います。

まず、市債の関係、目標をゼロとか10年で半分とかそういったことはできないかというなことで  
ございましたけれども、まず市債につきまして、地方債につきましては、今回の答弁でもござい  
ますよ  
うに、今年度の予算につきましても280億からの予算計上やっております。当然その中で市民がさ  
まざま必要とするような道路の整備とか、例えば維持、補修関係に対する改修関係の関係、そ  
ういったものも含んでおります。となれば、必然的に市債というのは、さまざまな施設整備  
をする中では必要なものだということをご理解いただければと思います。

また、市債については、1つの考え方の中では、今後以降につきましては、第2次行革大綱等も含んで、子どもへの財政につきましても、これから財政プログラムっていうことで、予算とか議員仰せの地方債の額、こういったものについても、今後以降はある程度の方針を決めていきたいとは考えております。

ただ、現在のところで申し上げますと、例えば、ひとつの中ではスマートインターチェンジ、そして今回の議会の中でもいろいろ質疑をいただいている火葬場の関係、そういったもろもろ、それから庁舎建設の関係もこの後また控えております。そして、ちょうど小泉内閣時代の中で、1つあるのは地方債というのは、交付税と同じ考え方の中で、臨時財政対策債ということで、これも起債の一部でございます。そういったもろもろの中で、一応どれをどれだけの金額が1番適正であるかということで、地方債残額についても考慮していきたいと考えております。

また、今回の答弁の中でもお答えしましたように、借金、地方債というのは1つの借金です。ただ、借金というのはもう1つ考えていただきたいのが、それは財源でも1つの大事なものでもあるということで、借金があっても初めてものができ、いろんなものが買えるんだということもご理解いただければと思います。

その中で優先的に活用したいと考えているのは、有利な地方債、実際、ここに今年度の普通交付税算定における基準財政需要額に算入される有利な市債ということで出しておりますけれども、約始良市の場合は、半分、5割が交付税の中でも返ってくるようなそういった形の中で、地方債も活用しながら対応してるっていうことでしておりますので、その関係につきましても、ご理解いただければと思います。

それから、公共施設マネジメントの関係でございます。

今までも何回となく、一般質問の中でこの関係、質疑、質問等いただいているわけなんですけれども、今まで3町が合併して5年となっておりますけれども、公共施設マネジメントの1つの考え方の中では、施設が3町の中に同じような施設がそれぞれあると、実際施設の数としても公共施設の数として、375施設ございます。当然ここには小学校、それから住宅関係含んでおりますけれども、棟数にして987棟、ですからしかもその半分の30年以上のものが、そのうちの半分以上を占めております。そうなれば、当然、人間、子ども人間と同じで、どんどん老朽化が進んでいきます。同じような形で、維持補修経費もかかると。

そしてまた平成27年度からは、交付税につきましても段階的縮減に入ると。国が示してる7割は上乘せ分の中で、そのまま維持したとしてもやはり相当な影響があると、ですから、マネジメントの中でどういった形で施設を残すのか、またどういった形で今の施設を統合するのか、そういったものをするのが、このマネジメント計画ということで、また内容につきましては、先ほど議員も仰せのとおり、白書のほうもできております。その白書の中で、概略の説明もしたいと思っておりますので、またその点につきましてもよろしく願いいたします。

以上でございます。

**○企画部長（川原卓郎君）** 公共交通対策事業についてお答えいたします。

公共交通の利用者につきましては、病院、買い物等の利用が多いわけですが、要望といたしましては、バス停の変更、路線の変更、増便とさまざまでございます。

今回まだ、検討委員会で検討しました内容は、バス停の新設、移設、それと運動公園、加音ホール

等への乗り入れ等の要望がございまして、そういったところで、検討しまして、加音ホールにつきましては、3庁舎間バスの一部路線変更で、可能ではないかということで理解いただいたところですが、そういったことで、陸運局と今後協議をしてみたいと思いますけれども、あとこの交通安全システム検討委員会で結論出されないような問題もございまして、例えば、新たな地域へのバスの乗り入れだったりとか、そういったものについては、今後交通安全対策会議ですか、そういったものを設置して、検討していくこととしております。

以上でございます。

○蒲生総合支所長（湯川忠治君） 掛橋坂の件でございますが、今回の掛橋坂整備事業におきましては、まず、あの駐車場予定地の入り口付近から市道が未舗装になっております。そちらをまず整備をいたしまして、あとそこ上っていきますと、掛橋坂を示す白い表示がございまして、その先は遊歩道といたしまして、これ県の魅力ある観光地づくり事業で整備をするということに計画をしているところでございます。

以上でございます。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） 障害者地域活動支援センター事業についてのご質問にお答えをいたします。

この事業の対象者はどういった症状の方か、またどういう支援をしているのかということでございます。

対象者につきましては、身体障害者手帳、知的障害者手帳、精神障害者手帳等の各種障害者手帳を持っておられる方でございます。この中で、対象としましては、仕事についていない方、あるいは家に引きこもっておられる方等が対象でございます。

事業の中身につきましては、副市長のほうから答弁があったとおりでございますが、もう少し具体的にお話申し上げますと、日中の居場所、それから活動の場を提供するとともに、その日の体調に応じて、創作活動または生産活動、あるいはスポーツ交流等を支援している事業でございます。

以上でございます。

○福祉部長（脇田満穂君） 大楠ちびっこ園の改築についての2問目のご質問にお答えいたします。

2か所設置したほうがというようなご提案をいただきました。1番、今保護者の要望の多いところは、やはりゼロ歳、1歳そういう時点での早い時点での保育をお願いするというのは1番の要望でございます。まずそれを解消するという前提に立ちまして、今回ちびっこ園につきましては、増築という形での対処をさせていただきました。

以上でございます。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 子宮頸がんワクチンについてお答えいたします。

子宮頸がんワクチンにつきましては、効能としては非常に有効なワクチンであるということで、始良市でも平成25年に定期予防接種ということで、積極的に個別通知をしたところでございます。全国的には、いわゆる副反応ということで、けいれんあるいは激痛が走るというような症状が出たことから、国のほうが積極的な勧奨は中止をするという指示がありまして、現在、接種する場合におきま

ても、接種におけるリスク、そういうものを十分に問診等で説明した上で、保護者の同意を得て接種しているというところでございますので、今後国の審議会の予防接種関係の審議会の指示を待ちながら、その状況に応じて啓発を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君）** 地球温暖化事業の具体的なものが見えないということでお尋ねでございました。

この目標っていうのが、70%削減ということですが、平成22年度2010年に対して2050年の目標でございます。これをつくりましたときには、東日本大震災が起こる前で、原子力発電所の稼働状況がもうそのままっていうことで想定されておりますので、今後この計画については、見直しの可能性があるかもしれませんが、そのときはまた見直しの時期をまた考えていきたいと思っております。

それから、具体的には市役所でも取り組みっていうのは既に行っていますが、本市での炭酸ガスの排出割合が多いというのは、特に運輸部門、これ40%占めております。そして、民生業務、スーパーとか大型スーパーなんかがあるんですが、企業、それから工場、こういったところがございます。特にこれは、運輸部門それから民生部門につきましては、市内の担当者を集めまして、例えば運輸業とかトラックを利用してる工場や企業、これの担当者を集めまして、3月末に一応企業の研修を行う予定です。企業に対しての研修といいますのは、主にエコドライブとかそういうものですが、企業に対しては、メリットはないとなかなか協力してくれないということで、エコドライブの有利性、ある企業におきましては、エコドライブをしたことによって、燃料代が少なくなった、それから事故率が低下したということで、自動車等の保険料、こういったのも金額が下がってるということで、具体的なメリットはあります。そのいったことは研修等で報告してもらって、お互いにいろいろ情報交換をして協力をしていきたい、いつてまいりたいと思っております。

それから、家庭での協力なんですが、平成24年では、1年間の電灯料使用料っていうの2,205kWっていうふうに見てます。これを平成30年度は、2,000kWに落とすように一応目標を考えております。

それから、各家庭での環境自動車、環境配慮型の自動車、これについては既に3割程度がもう導入してるとこなんですが、これを平成35年度には70%を目標に考えているところでございます。

以上でございます。

**○市民生活部長（仮屋隆夫君）** 火葬場の件についてでございます。

火葬場の建設につきましては、遺族が癒されるという空間をつくるということを第一義に考えていきたいというふうに思っております、いわゆるユニバーサルデザインといいますか、そういう形のエントランスロビー等を考えております。

ご質問にあります喫茶室につきましては、現在におきましては、待合室を5部屋、確保いたしまして、その中で食事等をしていただくという考え方を持っておりますが、人数によりましては、仕切りをとりまして、広く使えて柔軟性のある待合室をつかっていきたいというふうに思います。

喫茶室の配置につきましては、今後、住民説明会等の中で、いろんな縦覧とか、いろんなところでご意見をいただきながら考慮していきたいと考えておりますけれども、一つとしましては、将来的には、完全に民間委託した場合に、例えば指定管理とか、そういうときに業者のほうから提案ということもあり得ると思っておりますので、そういうことを含めて検討していきたいというふうに考えてお



ります。

以上です。

**○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君）** お答えをいたします。

あいらびゅ一号に関するご質問でございました。採算性を考え、将来的には、民間による委託、運行は考えられないかというようなことでもございましたけれども、あいらびゅ一号につきましては、運行5年目を迎えます平成27年度までを第一段階としまして、直接的なターゲットの拡大などを視野にしまして検討を進めてまいりたいとこのように考えておりますけれども、もう少し具体的に、現時点におけるイメージと申しますか、を申し上げますと、いわゆる交流人口の拡大と独立採算制ということ前提にしまして、また地方創生関連事業とのマッチングなども視野に入れまして、現在におきましては、鹿児島中央駅を発着所としているものを、鹿児島空港や県内外に拡大をいたしまして、直接始良市へお客様をお連れするということなどを含め、また旅行業者の方とのタイアップによる、いわゆるオプションツアーの一つとしての商品開発というようなことなどを含めまして、検討していきたいというふうに考えているところでございまして、いわゆる民間が独自に運行が可能かどうかということも視野に検討を進めてまいりたいと考えております。

**○消防長（岩爪 隆君）** お答えいたします。

非常備消防についてのご質問でございしますが、団員の高齢化、そして団員不足、これは全国的な問題でございします。

合併後、消防団の再編等を行い、大分改善されたところはございますが、依然として地域格差は残っているのが現状でございします。団員数におきましても同様でございします。

今後、年齢等を考慮しながらの加入促進、それと団員確保を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○危機管理監（堀之内 勝君）** 避難所整備事業の調査結果に基づくさまざまな条件、展望についてお答えいたします。

被害が想定される異常な現象には、災害、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火災、火山噴火等がありますが、管理条件、立地条件、構造条件を含めて検討を行い、指定緊急避難場所、指定避難場所を指定し、ハザードマップを作成し、市民の皆様に周知をしたいと考えております。

以上でございます。

**○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君）** 遠距離児童通学の検討、それから山村留学生の制度との、その一緒にできないかというような内容でございました。現在のところ、さまざまな工夫とか広報をかけまして、山村留学生の募集をしているわけですけれども、現在のところは希望がない状況でございします。

遠距離児童通学の件については、北山小に木津志方面から来たり、それから蒲生小に米丸方面から来たり、あわせてまた新留や、それから大山方面から来たりする子どもたちの遠距離を補助する制度

でございます、今後も特認校制度でのスクールバスの件をあわせて、手厚い補助というか、補助をしていくという立場で対応をしてみたいと考えております。

以上です。

○**教育部長（小野 実君）** 森山家保存整備事業の今後の計画についてのご質問でございました。

本年度に専門家による策定委員会を設置しまして、その中で保存管理、環境保全、それから耐震結果を含んだ活用計画を策定していただきます。そして来年28年度に実施設計に基づいて、外観、防災、公開のための整備を実施いたし、平成29年度をめどに、この館の南側の敷地を今、土地開発基金のほうで購入しておりますので、これを買戻して、ここを駐車場という形で整備していきたいというふうな今の計画を持っているところです。

以上でございます。

○**議長（湯之原一郎君）** 吉村議員、いいですか。

○**19番（吉村賢一君）** はい。いいです。

○**議長（湯之原一郎君）** これで吉村議員の質疑を終わります。

吉村議員と重複している質疑者が、新福議員と小山田議員です。重複している項目について、質疑はありませんか。

○**11番（小山田邦弘君）** 公共施設マネジメント計画等作成事業について、質問させていただきます。

その前に、この件もなんですが、前回もあったように、また質疑の後に事業概要の説明があるということで、非常に質問しづらいところがありまして、ちょっとずれてしまうかなというところを懸念しながら質問させていただきます。

そもそも、この先ほどの答弁を聞いていると、財政的にも物すごい大事なものをつくるような気がするんです。今後の方向性を基本計画策定に向けた方向性を探るといようなものをつくられるということになると、なぜそれをそもそも内製化されないのかなと。外部のほうでつくってしまうのかなという疑問が浮かびます。

今回、この予算書を見ると、やはり委託という形で書いてあるわけですね。これが外部でなければならぬ理由、なぜ内部で、市役所の中でつけれないのかということをお答えを求めます。

○**総務部次長兼財政課長（恒見良一君）** お答えいたします。

庁内の検討委員会というのは、確かにございます。そしてなぜ外部に委託するのかということなんですけれども、実は、内部の検討委員会も含めていろいろ方針を出した後に、外部委員を入れて、別な条例の形の中でも、今回また審査をしていただくわけなんですけれども、その中で方針を出して、それを組み入れたところでこのマネジメント計画をつくるということで、何も全て今度のこの計画書のほうの委託については、丸投げですというわけではございません。そういう形でご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○11番（小山田邦弘君） 概要説明が先にないと、こういう議論になってしまうかなという気がしてなりません。

これは、ここで本来お願いすることではないと思いますけれども、やはり議論を深めるということであれば、先に概要説明があり、質疑、一般質問をできるような態勢をとっていただければと思います。

終わります。

○3番（新福愛子君） 2点ほど。詳しいことは、次長の答弁でも聞かせていただきましたので、1点目がここにあります学識経験者等の外部委員ということでございますけれども、どういった方を何名ほど考えておられるのか。

そしてまた、内部的にも十分検討してというお話ではございましたけれども、基本計画策定に向けてのその現場の声、当事者の声ということで、やはりその地域にお住まいの方々であったり、そういった現場当事者の声ということは、パブリックコメント等で収集されるとか、そういったことを考えておられないのか。

以上、2点、お尋ねいたします。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） 外部委員のことについては、先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、別な条例の中で、今回のかけている、お願いしている条例の中で、お答えさせていただきたいと思います。

それから、現場の声、パブリックコメントについてということで、今ご質疑をいただいたわけなんですけれども、実際、今回、白書をということで、概要版の関係を含めてご説明をするという計画を持っているわけなんですけれども、その後には、ホームページのほうにその内容も載せて、実際市民の方に公表する予定にしております。

それから、今後の計画の中で、この公共施設の再配置、マネジメントの関係につきましては、今後以降は、その先ほど申し上げましたマネジメント計画の中でも、アンケートを求めるといような計画もございます。

そういった形の中で、全て外部、先ほど申し上げましたように、委託をかけてつくるものではなくて、さまざまな市民の声等もお聞きしながら、この計画をつくっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） はい。結構です。

○議長（湯之原一郎君） これで、吉村議員との重複項目の質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

（午後2時55分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時03分開議)

○議長（湯之原一郎君） 次に、3番、新福愛子議員の質疑を許します。

○3番（新福愛子君） 議案第1号 平成27年度始良市一般会計予算に対し、以下9点について質疑いたします。

- 1 点目、44ページ、法務対策事業について、これまでの実績を問う。
  - 2、51ページ、通学路防犯灯設置事業の内容を問う。
  - 3、53ページ、男女共同参画推進事業・講師謝金の詳細を問う。
  - 4、55ページ、DV被害者支援事業と女性相談支援事業の詳細を問う。
  - 5、63ページ、公平委員会運営事業の内容を問う。
  - 6、65ページ、堂山・木津志簡易郵便局委託事業の内容を問う。
  - 7、84ページ、自発的活動支援事業と障害者意思疎通支援事業の内容を問う。
  - 8、104ページ、地域子育て支援センター事業の内容を問う。
  - 9、118ページ、自動車騒音監視業務委託料の内容について質疑します。
- 以上です。

○市長（笹山義弘君） 新福議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

なお、8点目のご質疑につきましては、公平委員会のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第1号 平成27年度始良市一般会計予算の2点目のご質疑にお答えいたします。

法務対策事業については、事務事業の執行において生じた法律問題について、弁護士による専門的な見地から助言等を受けるため、平成23年度から、鹿児島市にある照国総合法律事務所と契約を締結しております。

相談実績といたしましては、平成25年度が17件、26年度においては、先月末日現在で10件となっており、的確な問題解決を図り、事務事業の円滑な遂行につながっております。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

通学路防犯灯設置事業は、自治会やスクールゾーン対策委員会からの要望により、自治会境などの暗い場所に、児童・生徒、そして市民の安全を確保し、犯罪を未然に防止するために、児童・生徒の主たる通学路に、市が防犯灯を設置し、維持管理を行うものであります。

5点目の質疑についてお答えいたします。

男女共同参画推進事業は、男女共同参画社会に関する普及・啓発を主な目的とする事業であり、その講師謝金は、希望する個人を対象とする男女共同参画推進講座に11万円、中学・高校生を対象としたデートDV対策啓発講座に15万円、市内の中学1年生を対象に、情報媒体から流れる情報の取捨選択について考えるメディア・リテラシー講座に10万円、そして地域の中で行う男女共同参画の啓発活動に6万円を講師謝金として計上しております。

6点目のご質疑についてお答えいたします。

DV被害者支援事業は、配偶者の暴力等から被害者を一時的に避難させることを目的とし、時間帯

を問わず、身一つで逃げて来られても、常時支援できる体制をとるための事業であります。

その内訳については、被害者の生活用品等の経費として2万円、一時避難する公的施設の委託料として5万6,000円、ホテル等の利用料として5万6,000円を計上しております。

次に、女性相談支援事業は、主に女性が自分自身や周囲の人々だけでは、問題を解決できないときなどの相談に対応するため、女性相談員を配置しております。

その相談体制を充実するため、平成25年度から相談員を2人体制とし、この賃金に399万9,000円を計上しております。

さらに、被害者支援を警察等との連携により行う事案もあることから、緊急な事務処理が容易になるよう、平成27年度から配偶者暴力相談支援センターを設置するものであります。

また、多角的な相談に応じることができるよう、年4回、女性弁護士による無料法律相談の経費として12万4,000円を計上しているところであります。

9点目のご質疑についてお答えいたします。

堂山簡易郵便局及び木津志簡易郵便局の2局については、昭和46年2月1日から、旧始良町が簡易郵便局業務を受託しております。

業務内容は、郵便窓口業務、荷物運送の取り扱いに関する業務、郵便貯金管理業務などであり、いわゆる郵便局の各種の業務であります。

両局には、長期臨時職員1人ずつを配置しており、その人件費とこれらの維持管理にかかる経費を計上しております。

10点目のご質疑についてお答えいたします。

自発的活動支援事業は、障がいのある方などが、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民の方々などによる地域における自発的な取り組みに対して支援を行うものであります。

本市が実施する事業は、障がい者等やその家族が互いの悩みを共有でき、情報交換のできる交流会活動の一環として、障がい児等が夏休みにおいて、サマースクールなどを実施する団体の活動に対し助成を行うものであります。

障害者意思疎通支援事業は、聴覚障がいなどのために、意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に手話通訳者などの派遣を行い、支援するものであります。

また、聴覚障がい者等の自立と、社会参加の促進に理解を持ち、将来的に手話奉仕員として活躍する人材の育成を図るため、手話奉仕員講習会を実施するものであります。

11点目のご質疑についてお答えいたします。

地域子育て支援センターは、少子化や核家族化の進行など、子育てをめぐる環境が変化している中で、子育て中の親の孤独感や不安感に対応するため、子育て相談の場、情報交換の場として利用していただくための施設であります。

現在、認可保育所に4施設、始良公民館内に、あいら親子つどいの広場を設置しております。

あいら親子つどいの広場は、利用できる子どもの年齢を3歳未満としているため、平成27年度、新たに3歳以上の子どもも利用できる施設として、加治木保健センター内に親子つどいの広場を開設するものであります。

13点目のご質疑についてお答えいたします。

自動車騒音監視業務は、騒音規制法に基づき、主要幹線道路における自動車騒音について、騒音測

定と必要な評価を行い、騒音の状況を把握することを目的としております。

対象路線については、高速道路、国道、県道及び片側2車線以上の市道の中から、交通量、民家の状況を考慮して、測定箇所を選定することとしており、1年に1路線の評価を行い、5年かけて5路線の測定を予定しております。

業務内容については、土地利用状況や道路交通情報の基礎調査を行い、測定器による24時間実施測定を行うものであります。

評価結果については、環境省に報告いたしますが、補助事業ではなく、市の単独事業であります。

○選挙管理委員会事務局長（橋本博文君） 公平委員会事務局の橋本でございます。本来であれば、公平委員会委員長が答弁するところでございますが、あらかじめ委員長の許可を得ておりますので、事務局長の橋本が答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第1号 平成27年度始良市一般会計予算の8点目のご質疑にお答えいたします。

公平委員会は、地方自治法及び地方公務員法に基づき、職員の権利、利益を保護し、その身分を保障するために運営しております。

主な職務内容は、勤務条件に関する措置要求、不利益処分に対する申し立ての審査、苦情相談処理などであります。

また、事業内容としましては、年2回の定例委員会のほか、九州管内及び県公平委員会連合会の総会並びに研修会に開催し、他市の事例や研修などを通じ、職務への研さんを図っております。

以上、お答えいたします。

○3番（新福愛子君） それでは、答弁に従いまして再質疑をさせていただきます。

まず1点目、法務対策事業についてですが、相談実績といたしましては、平成25年度が17件、26年度においては、先月末で10件となっておりますということでございましたが、委員会等でも、例えば市営住宅等とか、あと税金関係ですが、悪質な滞納者への対応として弁護士をとという意見等がよく出ております。25年度、26年度まで、これまで主立ったもの、また特徴的なものがどのようなものであったか、二、三お示してください。

次、道路通学路防犯灯の設置事業についてでございます。

3点。1点目、これまでに被害届や相談が何件ほど、あったか。それに伴い要望がどのくらい上がったか。そしてまた設置が決まっているところが、もう既にあるのかどうか。

次、53ページの男女共同参画推進事業関係でございます。

講師謝金についてでございますが、希望する個人を対象とする推進講座とありましたけれども、希望する個人という意味をもう少し詳しくお示してください。

また、デートDV防止啓発講座、こちらは、予定校、どこの学校を予定されているのか。

それから、メディア・リテラシー講座も予定されているようでございますが、市内の中学1年生ということで、これは5中学全部と考えてよいかどうか。

次、DV被害者の支援のことでございますけれども、一時避難する公共施設とは、具体的にはどのような場所か。

次、ホテルの利用料を計上してございますけれども、これは大体何泊分で、DV被害者の場合、子どもさん連れも結構あります。これは子どもさんの分もしっかりと計上されているのか。

次、女性相談事業でございますけれども、この相談の日なんですけれども、この仕事をしている方とかやっぱり多いですね。そういう方々が休みがなかなか取りづらくて相談を逃してしまうという方々の声も聞かれますけれども、夜間であったり、それで時間外・休日等、そういった相談体制というのは考えられないものなのか。

それからまた、基本的に女性の人権をしっかりと見直していただく環境整備が進むということで、もう大変喜ばしいことなんですけれども、同時に例えば自殺率に関しては、男性なども非常に自殺率も高いです。男性への相談体制は、同時にどのように考えておられるか。

次、また女性弁護士による無料法律相談も計上してあります。この年4回というのは、定期的なのか、不定期的なのか。

次に、堂山・木津志簡易郵便局についての質疑でございます。

これは、お二人が長期臨時職員としてそれぞれお一人ずつ付いておられるわけなんですけれども、この方々は有休というのは、なくていらっしゃるのでしょうか。不慮のいろいろな緊急なお休みをされる場合とか、いろいろ考えられると思うんですけれども、その場合のフォロー体制というのは、どのようになっているものか。

2点目が、今回は主に人件費しか上げていないんですけれども、私もそれぞれの簡易郵便局、お尋ねする機会がございました。両方とも大変に老朽化が進んでおり、特に堂山簡易郵便局は、合併前は、もう始良町で、もう何か青写真までできていたというようなお話まで聞いて、大変心が痛いその環境を確認したところなんですけれども、何か春先から梅雨時期に入ると、床下からダニが上がってくるそうですね。職員の女性の方ですけれども、非常にこう刺された跡というか、非常にダニに悩んでおられるということ。

それから、時々、もう長年の住民というか、住みかになっているようで、青大将ですかね、蛇なんか何か屋根裏などにいて時々どさっと落ちてきたりとか、何かそんなこともあるようなんですね。今回は、計上はこの予算の中では見込まれませんが、この両施設の環境整備といったことは、何か少し改善されるようなものが設備費の中にあるのかどうか。

次、自発的活動支援事業についてですけれども、サマースクールなどは、障がい児等が夏休みにおいてサマースクールなどを実施する団体に対して助成をということで、これも大変喜ばれる予算計上だと思っております。具体的にどのような団体が今イメージしておられるのか。また声を上げておられるのか。

あと、聴覚障がい者のために手話奉仕、手話言語法もしっかりと認められまして、我が市にとっても、本当にどんな人にとっても暮らしやすい、安心して過ごせる環境整備として、もう非常に歓迎すべきことなんですけれども、この手話奉仕員講習会を実施するということでしたけれども、これは対象は、市職員の方を対象とされているのか。それとも広く市民にも呼びかけをされるものなのか。

それから、長寿・障害福祉課の窓口到手話通訳者の配置とありました。これも大変すばらしいことだと思いますけれども、何名を予定されているのか。

それから3点目、より多く人が、市民がお尋ねになれます住民課であったり、あと蒲生、加治木の2総合支所については、どのような対応をとられるのか。

次、11点目のことです。加治木保健センター内に、おやつどいの広場を開設すると。これも大変に喜ばしいことです。その中で3点ほど、安心・安全の子育て支援の環境整備でもあり、また親子の居場所づくりとして、若い世代にも、子育て世代にも大歓迎されること間違いなしと思うのでござい

ますけれども、3点。この場合、この親子つどいの広場、加治木ですが、職員体制はどのように考えられますか。

2点目が、この加治木の保健センターというのは、検診も数多く実施されます。その場合の重なりぐあいというか、配慮というか、どのような利用をされるかわかりませんが、その辺は大丈夫でしょうか。

また、さらに重なるんですけれども、グラウンドゴルフなどを楽しまれる方々も多いですし、さまざまなご用で、特にグラウンド側の駐車場が非常に手狭ですね。そういったときの来場者への駐車場の配慮などは、どのように考えておられますでしょうか。

自動車騒音監視業務、これは補助事業ではなく市単独ということで、始良市が特に予算を超えて計上されての暮らしやすいまちづくりのための予算だというふうに認識しておりますけれども、この1年に1路線の評価ということですが、対象路線はもう決まっているのでしょうか。

そして、24時間体制で測定器でされるようですが、これは何日間ぐらい、どのぐらいの期間、測定されるのでしょうか。

そして最後は、環境省に報告されるということですが、これは、報告後、何か始良市に対して対策を講じていただくような、何かそういった明るい期待が持てるような業務になるものなのでしょうか。

最後に、公平委員会でございます。

さきに公平委員の新たな選任が議会でも図られたところでございます。結果といたしましては、全員賛成ということでもなく、非常に内容、数字の結果も割合厳しい結果だったのかなというふうに私としては認識していたんですが、やはり質疑の部分で、当局と議会側の公平委員会に対するこの認識の差というか、温度差もあったのかなと思ったりもしたところでした。

具体的に数点、質疑させていただきます。

そもそもこの公平委員会は、何名いらっしゃいまして、男女比はどうなっておりますでしょうか。

それから、これまで勤務条件に関する措置要求、それから不利益処分に対する申し立てであるとか、苦情相談等とかを業務にされるということなんですけれども、これまでどのぐらい件数があったものなのでしょうか。

年2回に、定例委員会を開催されるようでございますが、過去において、この定例委員会というのは、どのぐらいの時間を割かれて委員会が開催されるものなのか。どのような発言があったものなのか。

あと、この定例委員会では、その後、研修なども先進地といいますか、研修会に参加されたり、ほかの市に事例や研修などをされるということなんですけれども、この定例会では、ちょっとした学習会であるとか、そういったことはなされないのはいかがでしょうか。

以上です。

#### ○総務部長（小川博文君） 法務対策事業についてのご質疑にお答えします。

この早く言えば、弁護士相談ということになるわけでございますけれども、行政の職務を遂行する上で生じる法律問題、それから条例規則等の解釈、あるいは不服申し立て等に関するさまざまな回答、助言をいただくというのがこの目的でございます。

範囲としましては、もう市政全般にわたるわけでございますが、議員お尋ねのその個々具体は、中



には相手方もいらっしやることでございますので申し上げられませんが、議員も仰せのとおり、税務関係、それから境界関係、それから法解釈、そういったものでございまして、全てに相手方がいらっしやるというわけでもございまして、例えば帖佐駅前の危険住居の撤去、これらにつきましても相談しておりますけれども、これは、その後、例えば訴訟になった場合の運びとか、中にはこのさまざまな問題の中には、相手方が弁護士を通じて来られる場合もございます。

こういう場合に訴訟になった場合には、やっぱり専門的な知識を生かして我々もそういう教をこいながら進めないと、どうしても行政上いろいろな問題が生じる場合もあるということでございまして、私も二、三回行かせていただきましたけれども、非常にある意味、事務事業を進める上での自信になるといいますか、支えになる部分の助言をいただきますので、そういったのでいろいろと活用させて、これからは、どの近隣市も全部同じ事業をやっておりますので、必要になってくるのではないかなというふうに考えております。

それから、総務に質疑をいただきました堂山・木津志地区の簡易郵便局の件については、担当課長のほうに答弁させます。

○総務部総務課長（松元滋美君） 総務課の松元でございます。お答えいたします。

堂山簡易郵便局につきましては、議員おっしゃるとおり、二人の長期職員を任用しております。

位置づけとしましては、現在の制度の中での長期臨時職員という位置づけにしておりますので、もし仮にいろいろな状況が応じて休まないといけない場合につきましては、有給休暇も付与されておりますので、有給休暇を使えるようになっております。

また、代替職員を日額で任用しておりますので、その場合は代替職員対応ということでございます。

また、もう一つのご質問の建物の老朽化に関する問題でございますが、これにつきましては、確かに昨年におきましても、ダニの問題もございました。我々のほうからも、何回か参りまして、その対策を行ったわけですが、現在のところ、そこについては解消されているところでございます。

ただ、基本的な建物の老朽化ということもございまして、そこについては、今現在、今の行っている業務がスムーズに行われることをまず最低要件としまして、今後状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○危機管理監（堀之内 勝君） 防犯対策費についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の通学路における被害届の件数ですが、これについては、平成26年度には、届出、または相談等もなされておられません。

2点目の通学路、防犯灯の要望なんですけど、これについては、平成25年度は要望はございませんでした。26年度に1件、要望がございました。

また、3点目の設置状況についてでございますが、平成26年度に1件、重富地区より要望がありまして、そちらの箇所に3灯設置しております。

以上でございます。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

8点ほど、質問があったかと思いますが、まず希望する個人ということでございますが、出前講座

であったり、地域団体に対しまして、この個人は市内に住む市内の方が個人ということで、テーマを設けて、そのテーマに対して募集をかけて、毎年3回ということで、そのテーマごとに同じ方がされてもいいし、テーマごとに募集してするというので、そういったテーマを設けての講座でございます。

それから、デートDVでございますが、これも最近問題になっておりまして、正しい知識を身につけていただくというか、そういった意味で、学校に出向いてということではありますが、これは今後ちょっと調整させていただくものではないかと思っております。

それから、メディア・リテラシーでございますが、これは、一昨年からことし、来年、3年目になるわけですけれど、市内の全ての中学校の1年生を対象に行っております。もう学校のほうで年間行事の中で組んでいただいていると思っております。

それから、公共施設ということでございますが、避難場所の公共施設ということでございますけれども、これは、緊急避難ということで、詳細にはちょっと申し上げられないんですけれども、鹿児島にあります母子支援センターというところでございます。

それから、ホテル等の滞在費といいますか、でございますが、これは言われましたように、1人とは限りませんので、子どもさん連れであったりとか、そういった場合に、連泊というのはあれなんですけれども、そういった方が2回、3回ほど。あとはまた事例が出たときには、補正対応になるかと思っておりますけれども、そういった形で計上させていただいております。

それから、相談日でございますが、これは平日、昼間ということでございますので、そういった救済のところから、そういったことも夜間であったりとか、男性相談というのも聞いておりますので、そういった対応も必要になってくるかなとは思っているところでございます。

それから、法律相談でございますが、これは、年4回ですので、定期的といいますか、片や年間こう配分して、そういった形で募集といいますか、呼びをかけて実施しているように——これは始良の庁舎の相談室のほうで実施しているところでございます。

以上でございます。

#### ○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） 障がいの関係でございます。

自発的活動支援事業についてでございます。サマースクール等を実施している団体等は、どういう団体か、具体的にということでございました。

現在、1団体なんですけど、障がい児を持った児童、並びに保護者で構成している団体でございます。

それから、手話通訳奉仕員の養成講座についてのお尋ねでございます。

対象につきましては、市職員も含まれておりますが、広く市民の方に募集を行っているところでございます。

それから、手話通訳者の市役所の窓口配置の件のご質問でございました。

人数につきましては、県の視聴覚障害者情報センターを通して、ご依頼をいたしますので、人数につきましては、1名ということでございます。

それから、配置につきましては、長寿・障害福祉課の窓口に一応配置ということでございまして、1週間に1回の勤務でございますので、必要な場所につきましては、申し上げましたとおり、長寿・障害福祉課の窓口ではございますが、内容、あるいはその必要に応じまして、関係部署とは連携したいというふうに考えております。

また、支所の配置につきましては、今年度につきましては、とりあえず週1回ということで配置をいたしますので、支援的な実施というようなことをございまして、利用状況等を今後検証しながら、その辺については対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○福祉部長（脇田満穂君） 加治木親子つどい広場の件につきまして、3点ほどご質問を受けておりますので、答弁をさせていただきます。

まず1点目ですが、職員の体制ということでございました。保育所を含めて2人ということで考えております。

ここの加治木おやこのつどいの広場につきましては、始良の公民館にあります「あいあい」と通称呼んでおりますが、あそこのサテライト的な意味合いも込めてつくっておりますので、職員的には同等の施設のもので対処ができるというふうに判断しております。

それから2点目の検診時の配慮というご質問でございました。検診とか、あとイベント等につきましては、早目にわかっておりますので、早目の掲示等をして周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

建物の中では、今の事務室に職員がおります。あそこの中を改築させていただきますので、検診の今入って右手側でしょうか、あそこの広いところについては触らないということで検討しております。

それから3点目のグラウンドゴルフ等のグラウンドの使用時に置いている駐車場というご質問でございました。加治木の総合支所もそうですけれども、どうしても駐車場というのは、限られておまして、なかなか多かったときには、ご迷惑をかけるかなと思っておりますが、今できること等を申し上げれば、今公用車をとめておりますので、あの辺の部分をもう一回検討はさせていただけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 自動車騒音監視業務委託料について、3点ほど、ご質問がありましたので、お答えします。

まず、対象路線についての話ですが、この予算が通りましたら、専門業者の選定に入りまして、今から路線については、その後、決めていきたいと思っております。

ちなみに、この事業は、ことしが、今回が初めてでありまして、以前は、県のほうで行ってまいりました。23年度に実施しておりますけれども、そのときには、高速道路と、それから加治木の網掛川沿い、あそこの国道10号のところの2か所を測定しているようです。

それから、24時間、何日間行るかということなんですが、通しで行う予定です。昼と夜に分けてするんですが、昼の分については、基準70dBという騒音規制があります。それから夜のほうは65dBですが、昼が朝の6時から夜の22時まで——10時まで、夜が同じく22時から朝の6時までの2回ですので、これは昼と夜の比較をします関係上、通しで行うものと考えております。

それから、環境省に報告の後、何か対策を講じるのかということでございましたが、この結果を踏まえて、市のほうから関係行政機関のほうに意見を述べることでございまして、この環境行政機関というのは、恐らく公安委員会だと思っております。そこに通じて、市のほうの意見として述べることでございまして、ということになっております。

以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長（橋本博文君） 公平委員会のほうの質問のほうにお答えいたします。

1点目、公平委員会の人数ですけれども、これは、定数が3人になっております。男女比率にいたしましては、男性が2人、女性が1人です。

それから、会議時間ですけれども、これまで苦情の申し立てがないものですから、おおむね1時間から1時間半程度で、現在は定例会を行っております。

そして、その苦情のほうがありませんので、協議内容、あるいは報告内容といたしましては、人事異動及び休職等の分限処分の報告をいたしております。

その中で、休職等の職員が数名いることから、委員の中からは、職員の健康でありますとか、職場環境、それからメンタル面での配慮といった改善、あるいは要望というのが出されておまして、それは人事部局のほうにつないでいる状況でございます。

それから、研修会などにつきましては、県内の事例のほうも、この公平委員会のほうはとても少なく、昨年は1件の事例があったのみがございました。それで27年度からは、県内も含めて今度は九州管内のほうの公平委員会のほうの研修会のほうに参加する予定でございますので、その中で各県のほうの事例が出てくるかと思っておりますので、それを参考に今後に生かしていきたいと考えております。

以上です。

○3番（新福愛子君） 以上で、結構です。

○議長（湯之原一郎君） これで、新福議員の質疑を終わります。

次に、11番、小山田議員の質疑を許します。

○11番（小山田邦弘君） それでは、1点のみ質疑させていただきます。

42ページ、総務費、あいらファンクラブ事業の概要と予算積算の根拠を問う。

○市長（笹山義弘君） 小山田議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第1号 平成27年度始良市一般会計予算の1点目のご質疑にお答えいたします。

ファンとは、応援者、愛好者のことであり、その名のとおり始良市にゆかりのある方を中心に、年会費1万円で会員になっていただき、本市にさらなる愛着を持っていただくとともに、応援していただく制度であります。

市からは、会員の方に対し、行政情報や各種イベント情報、広報あいらの送付など、ふるさと始良の情報を発信するとともに、市内店舗の優待特典や新米、選りすぐりの特産品をお届けすることにより、市のPRを図っていただくことも目的としております。

会員と市とのつながりが強まることと同時に、新米を会員専用で栽培していただく、上名地区のむらおこしグループや、特産品を提供する特産品協会の活性化にも寄与できるものと考えております。

経費の会員1人当たりの積算は、新米4,000円、特産品4,320円、情報提供等にかかる経費として

1,220円、その他募集等にかかる経費として460円を計上しており、本年度200人の加入を見込んでおります。

以上でお答えいたします。

○11番（小山田邦弘君） 概要と積算の中身はよくわかりましたが、このファンクラブは、平成26年度当初予算で345万円を計上され、それが今回の補正では減額されたと。その上で、平成27年度当初予算では200万円が計上されております。

ということは、初年度の動きを見ての予算計上だと思われます。まずは、その初年度の実績とあわせて初年度と比べた場合の2年目の違いについて、答弁を求めます。

○総務部長（小川博文君） お答えします。

議員仰せのとおり、初年度300人という想定で始めまして、今年度は200人ということですが、昨年度は、初年度ということもございまして、6月補正というスタートがちょっと遅れたということもございましたが、今年度につきましては、4月から早速この事業に本腰を入れるといたしますか、5月の市制施行の式典等もございまして、力を入れていこうというようなことも含めまして、200人としたところでございます。

この詳細な係数等につきましては、担当課長のほうから答弁させます。

○総務部秘書広報課長（宮田昭二君） 秘書広報課長、宮田でございます。よろしくお願いたします。

今、部長答弁でございました。初年度300名の予定をしておりました。現在の加入者数が1月末現在137名でございます。

それで、その動きを見まして、本年度の当初予算につきましては、200名の計上ということでございます。

以上でございます。

○11番（小山田邦弘君） 数字、半分ぐらいまでちょっと届かなかったという実績のようで、予算的にもちょっと減額されていったということなんですけれども、まだ始まって2年目のクラブでございますので、何とかこう無事復活をさせていただきたいなと思います。

一般会計予算最後の質疑でございます。市長、これからの展望をご答弁いただければと思います。

○市長（笹山義弘君） 昔から「継続は力なり」という言葉がございますので、事業をやはり3年を一つの区切りとして、そして精査していくということがあろうと思います。

今、早速、今年度の贈答品といたしますか、ファンクラブの皆様にご品物を送らせていただいて、早速にお礼のうれしかったというはがきもいただいております。

そのように、ふるさとを思う心というのは非常に大切でありまして、そういう中で、ことしは5周年事業もございまして、渋谷おはら、これも大変東京の方々が、昨年ふるさと会を一つにさせていただいて、そして心待ちにお待ちいただいておりますので、その中でも、ぜひふるさと始良について思いを寄せていただきたいということで、みずから呼びかけていきたいというふうにも思っております。

○議長（湯之原一郎君） これで小山田議員の質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第1号の質疑を終わります。

○議長（湯之原一郎君） ここでしばらく休憩します。そのまましばらくお待ちください。

（午後3時45分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後3時46分開議）

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

ただいま議案となっております議案第1号につきましては、委員会条例第6条及び第8条の規定によって、ただいま配付しました予算審査特別委員会委員名簿のとおり、議長を除く23名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案第1号については、配付しました23名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

（午後3時47分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後3時47分開議）

○議長（湯之原一郎君） ここで、報告します。

先ほど設置されました予算審査特別委員会の委員長に湯元秀誠議員、副委員長に新福愛子議員が選任されたという報告を受けましたので、お知らせします。

○議長（湯之原一郎君）

日程第2、議案第2号 平成27年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算

日程第3、議案第3号 平成27年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定予算

日程第4、議案第4号 平成27年度始良市後期高齢者医療特別会計予算

日程第5、議案第5号 平成27年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算

日程第6、議案第6号 平成27年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算

日程第7、議案第7号 平成27年度始良市簡易水道施設事業特別会計予算

日程第8、議案第8号 平成27年度始良市農業集落排水事業特別会計予算

日程第9、議案第9号 平成27年度始良市地域下水処理事業特別会計予算

日程第10、議案第10号 平成27年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計予算

日程第11、議案第11号 平成27年度始良市土地区画整理事業特別会計予算

及び

**日程第12、議案第12号 平成27年度始良市水道事業会計予算**

までの11案件を一括議題とします。

これらの案件については、2月19日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。1名の議員から質疑の通告がなされております。

発言を許します。8番、田口幸一議員の質疑を許します。

**○8番（田口幸一君）** 議案第12号 平成27年度始良市水道事業会計予算、34ページ、過年度損益修正損200万円は過年度料金調定減となっているがなぜか、理由を説明せよ。

36ページ、委託料1,866万2,000円はどこに委託するのか。指名競争入札か。内容を問う。

同じく36ページ、工事請負費5億5,272万4,000円の内容を問う。場所、口径、管種、施設設備の内容を問う。

24ページ、企業債32億3,801万3,000円について、償還終期はいつごろか。利息の高い年度はいつか。借換債はどのようになるのか。

以上です。

**○市長（笹山義弘君）** 田口議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

**○副市長（大橋近義君）** 議案第12号 平成27年度始良市水道事業会計予算の1点目のご質疑にお答えいたします。

過年度損益修正損は、決算確定後において、宅地内の漏水による水道料金減免措置等の理由により、過去の年度における水道料金や給水負担金など、収益の調定額を減ずる必要が生じた場合に、当該年度の損益計算書を修正することができないため、特別損失として、この勘定科目で処理するものであります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

資本勘定における建設改良費に計上している委託料のうち、配水管の布設替工事にかかる測量設計業務委託については、指名競争入札で行い、また、重富地区の配水池造成工事に伴う監理業務委託については、平成26年度において実施設計業務を受注し、工事内容を熟知している業者に随意契約で発注したいと考えております。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

工事請負費のうち、配水管整備事業の2億6,198万9,000円の内訳について、配水管新設工事は、市道仮屋園線が、H I V P管、口径50mm、延長112m、県道下手山田帖佐線が、铸铁管、口径150mm、延長250m、県道浦蒲生線が、H I V P管、口径100mm、延長960m、県道伊集院蒲生溝辺線が、ポリエチレン管、口径75mm、延長600mの4路線の延長1,922mとなります。

また、配水管布設替工事は、市道春花・脇之村線が、H I V P管、口径50mm、延長400m、市道森船津線が、ポリエチレン管、口径100mm、延長200m、市道森上線が、H I V P管、口径50mm、延長220m、市道合庁北通線が、H I V P管、口径75mm、延長350m、白金原踏切下が、铸铁管、口径100mm、延長21m、国道10号線1工区が、ポリエチレン管、口径100mm、延長470m、国道10号線2工区が、ポリエチレン管、口径100mm、延長200m、国道10号線3工区が、铸铁管、口径150mm、

延長60m、国道10号線4工区が、鑄鉄管、口径100mm、延長23m、市道榎木ヶ原線が、ポリエチレン管、口径75mm、延長230m、市道差柳橋～栢山線が、H I V P管、口径75mm、延長230m、市道塩入下線が、H I V P管、口径50mm、延長80m、市道西別府線が、H I V P管、口径50mm、延長160m、市道鍋倉～触田線が、鑄鉄管、口径300mm、延長500m、市道サービスエリア線が、H I V P管、口径50mm、延長250mの、計15路線、延長3,394mを計画しております。

また、新設、布設替の19路線を計画しておりますが、今後、県道・市道等の改良及び舗装工事等の施工箇所により、路線を変更することがあります。

次に、施設整備事業の2億9,073万5,000円の内訳については、重富配水池造成工事、蒲生中迫配水池築造に伴う電気計装設備や配水管布設などの附帯工事、米丸上地区給水区域拡張工事、蒲生上島地区水源切替工事、船津浄水場管理棟防水工事を計画しております。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

水道事業の企業債は、現在、財政融資資金を借り入れており、その償還期限はこれまで30年とされてきましたが、平成27年度の借り入れ分から40年に延長されました。これにより、平成27年度に1億5,000万円の借り入れを予定しておりますが、その償還終期は、平成68年3月になる見込みであります。

また、利率についてであります。未償還残高のうち最も高い利率は、平成3年度に借り入れを行った財政融資資金の5.5%であります。

借換債については、平成22年度から23年度までにかけて、国の臨時特例措置として、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置が講じられ、条件に見合う繰上償還を行ったのを最後に、その後は国からの通知もなく、繰上償還や低金利債の借換えなどはしていない状況であります。今後、水道事業会計が持つ債権の中で、条件に見合う繰上償還などが公表された場合は、積極的に活用したいと考えております。

以上、お答えといたします。

○8番（田口幸一君） それでは、今、副市長が詳しく答弁してくださいました。

そこで、この答弁書に基づき、第1回目の質疑を行います。第2回目ですね。

この「過去の年度における水道料金や給水負担金は」というふうになってはいますが、そこでお尋ねいたします。この、過去の年度における水道料金と給水負担金は、過年度損益修正損となっておりますので、何年度分か、これが第1点。

それから次の03-3ページですね、「平成26年度において実施設計業務を受注し、工事内容を熟知している業者に随意契約で発注したいと考えております。」2点目は、この業者名を明らかにしてください。

それからその次03-4、私は、このH I V P（硬質塩化ビニル管）とか、ダクタイト鑄鉄管、これは理解しているんですけど、これがでてきていませんよね。鑄鉄管ちゅうのはでてきてはいますが、現在はダクタイト鑄鉄管というのが使用されていると考えます。

「10号線1工区が、ポリエチレン管の」となっていますが、私が水道課に在籍しているときには、このポリエチレン管というのはあまり使用していなかったように記憶しております。このポリエチレン管の耐用年数はどうなっておりますか。

あけまして、03-7ページですね。先ほど一般会計のほうで、3.35%ということで、これは鹿児島



銀行から借り入れているということですが、これは財政融資資金の5.5%ということで、これは非常に高い利率ですよ。水道事業は公営事業で企業会計になっています。もうけなければいけないわけです。水道料金で経営されているのが特別会計もたくさんありますけど、この水道事業会計だけということで、私はそのように認識をしております。

そこで、先ほど一般会計でございました鹿児島銀行等は3.35%、それから2.何%、1.何%ということで、先ほど財政課長が説明、答弁をされましたが、鹿児島銀行等の金利は、現在どうなっているのか、それを水道事業部はこれを活用しているのか。安い金利を活用してですね、経営安定を図るべきだと考えるかどうか、これは今、副市長が答弁、詳しく説明して下さった、これを読んで今の第2回目の質疑をするわけです。

答弁を求めます。

**○水道事業部長（有村正美君）** お答えいたします。

まず第1点目、過年度損益修正損でございますが、何年度かということでございますが、これにつきましては27年度の予算でございますので、26年度中に収納をしました水道料金あるいは給水負担金が何らかの原因で返さないといけないといった場合には、27年度において26年度の過年度ですので、その収益損ということで、修正損ということで処理をするものでございます。

それから、2番目の実施設計業務業者でございますが、これについては霧島市にありますアジアエンジニアリングです。

それから、3番目にありました鑄鉄管はダクタイルではないかということでございましたが、ここに表記しております鑄鉄管は全てダクタイルでございまして、そのように読みかえていただければと思います。

それから、ポリエチレン管はいつごろから使用されているかということですが、ポリエチレン管は結構昔、昔っていいですか私が知り得るところでは、20年ぐらい前もあったかと思いますが、ただ当時すごく高価でございましたので、あと、施工的にもちょっと難しい施工でございまして、なかなかポリエチレン管は使われていなかったということでございます。今は、多少安価になりましたので、非常に耐震性が高いものですから、学校、避難所、病院、主要幹線等にはポリエチレン管を100mm程度であれば使用することにしております。

耐用年数はいくらかということでございますが、法定耐用年数でいきますと、配水管は全て40年でございますが、このポリエチレン管は七、八十年は優に持つというふうに言われておる管でございます。

以上です。

あと一つありましたね。5.5%非常に高いということで、鹿銀はできないのかということでありますが、この件につきましては、担当課長が答弁いたします。

**○水道事業部管理課長（脇 義朗君）** 水道事業部管理課の脇といいます。よろしくお願いたします。

ご質問の5.5%の利子でございますが、これは副市長が申しましたように、平成3年度に借り入れた分の5.5%でございます。この借り入れ先は、財務省の財政融資資金でございます。それで一応5.5%と。現在の利率はですね、昨年借りましたのが1.4%でございます。現在大分安い利率となっておりますが、副市長の答弁で、平成22年度から23年度にかけて繰上償還を行っております。このときにいる

いろと条件がございまして、保証金免除の繰上償還ということで行っております。

現在のところ、こういった国の財政特例措置がないものですから、今のところ繰上償還はできないといったところでございます。

以上でございます。

**○8番（田口幸一君）** 今回、この工事請負費5億5,272万4,000円を投じて、27年度に、始良市民に、正常で安心して飲める水道水を始良市民に供給するという、これはすばらしい27年度事業だと私は評価いたします。

そこで、第3回目、最後の質疑でございます。

これらの大工事ですね。まず、委託料ですけど、これは始良市内の業者も指名に入るのか。多分私が考えるところ、この委託については、始良市内の業者は1社もないのではないかなと思うんですが、その質疑を行います。

それから、重富配水池はいつ供用開始予定か。今からつくるわけですよ。その重富の配水池ができればですよ、その給水の範囲は、山ノ口とか重富地区全般から、以前聞いたことがあると思うんですが、どっかあの並木とか、それから、十日町とかその辺まで配水ができるというふうに1回尋ねたところ、そのような説明があったかなと思うんですが、給水の範囲はどうなっておりますか。

それから、重富配水池築造工事は、始良市内の業者で全部これは工事ができるのかどうか。いや、それともこれは大きな工事だから始良市外の業者を予定しているのか。それから、この配水池の場所ですね、土地購入等の場所はどこの位置か、多分、重富小学校の学有林のどっかそこ辺になるんじゃないかなと思うんですが、はっきりした場所を、予定場所を教えてください。

それから、これはあまり山の中だからたくさん予算計上はしてないですよ、1坪当たりの単価は幾らか。

それから、24ページの企業債です。この企業債を活用して、資本的事業を展開しておられるわけですね。財務省資金運用部、公営企業資金運用部からのその借入れの内訳はどのようになっているか、先ほど課長が答弁、説明されましたが、鹿銀のも安いということで、1.4%ということがございましたが、あわせてその答弁を問います。

**○水道事業部長（有村正美君）** お答えいたします。

委託料でございますけれども、配水管の布設替等の委託をする場合は、市内業者で可能だというふうに考えておりますが、浄水施設になりますと、全国上下水道コンサルタント協会に加入しているところしかできないということで、始良市内にはそれはございません。鹿児島県内に支店がある業者のほうに指名をさしていただいたのが、先ほど言いましたアジアエンジニアリングでございます。

重富配水池の供用開始はいつごろかということでございますが、年次的に計画をいたしまして、平成30年度までに全ての施設を完成させたいというふうに考えておりますので、31年度からの給水開始になります。

範囲はどこまでかということでございますが、重富配水池が供給されるのは、今現在ニュータウンのすぐ近くにありますが、岡というところにありますが、第2配水池で脇元地区をカバーしておりますが、その分とプラスして、恐らく松原なぎさ小学校あたりまではカバーできるんじゃないかなというふうに考えております。

それから、業務、その30年度までの工事の業者は市内かということでございますが、P Cタンクとか排水路、送水管、導水管等いろんな電気計装もありますが、それらについては可能な限り、市内業者を指名したいというふうに考えております。

それから、土地購入費でございますが、この土地購入費につきましては、重富浄水場の配水池の関係ではございません。ここの土地購入費で挙げておりますのは、今の水道事業部のすぐ横に田んぼがあります。今、アパートを2棟つくってますが、その田んぼと山林が一部あるんですが、そこを2年なり3年かけて買わしていただきまして、水道の場合には汚泥が発生しますので、それを汚泥を天日乾燥する場所が、今、かなり手狭でございますので、そちらのほうの施設をというふうに考えております。

坪単価幾らかというのは、今から交渉をしていきますので、評価委員会にはかけておりますが、交渉前でございますので、今現在では回答を差し控えさせていただきたいと思っております。

それから、企業債でございますが、資金運用部は何年か前に名前が変わっておりまして、今、資金運用部という資金は、名称はございません。財政融資資金ということで26億3,407万5,949円。それから、地方公共団体金融機構というところが、9億3,201万3,037円、合計しまして、済いません、これは25年度末決算でございます。合計いたしまして、35億6,608万8,986円でございます。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） これで、田口議員の質疑を終わります。

○8番（田口幸一君） 議長、今の部長の答弁です、この予算に計上してあるのは、32億円ですよ。36億って今説明がありました。

○水道事業部長（有村正美君） これ、25年度末で35億6,600万でございます。

○8番（田口幸一君） 27年度の当初予算じゃが。

○水道事業部長（有村正美君） 当初予算の24ページに載っております32億3,801万3,000円、これにつきましては、平成27年度の決算見込みという額でございますので……。財政融資のほうですね……。担当課長のほうが答弁いたします。

○水道事業部管理課長（脇 義朗君） ただいまの質問にお答えいたします。

27年度末の予定でございますが、予算書の24ページに固定負債の企業債と流動負債の企業債があります。これを2つ足して起債残高が34億4,684万8,000円になります。この内訳になりますが、財政融資資金が26億4,263万3,000円、公庫資金が8億421万5,000円になります。

それと、議員がおっしゃられました鹿児島銀行ですが、水道事業会計の借り入れは、財政融資資金とこの公庫資金、この2つだけで、民間の金融機関からは今現在借りていないという状況でございます。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） ありがとうございます。

○議長（湯之原一郎君） これで、田口議員の質疑を終わります。

以上で日程第2、議案第2号から日程第12、議案第12号までの一括質疑を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これより、議案処理に入ります。

議案処理につきましては、配付しております議案処理一覧のとおり、所管の常任委員会に付託します。

ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

（午後4時17分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時27分開議）

○議長（湯之原一郎君）

日程第13、議案第13号 始良市公有財産管理委員会条例制定の件

日程第14、議案第14号 始良市公共施設再配置検討委員会条例制定の件

日程第15、議案第15号 始良市行政組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

日程第16、議案第16号 始良市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例制定の件

日程第17、議案第17号 始良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件

日程第18、議案第20号 始良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件

日程第19、議案第21号 始良市介護保険条例の一部を改正する条例の件

日程第20、議案第23号 始良市スポーツ推進審議会条例制定の件

日程第21、議案第25号 始良市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件

日程第22、議案第26号 始良市給水条例の一部を改正する条例の件

日程第23、議案第27号 始良市簡易水道事業等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件

日程第24、議案第39号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件

日程第25、議案第40号 山花辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める件

日程第26、議案第41号 上名辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める件

日程第27、議案第18号 始良市行政手続条例の一部を改正する条例の件

日程第28、議案第19号 始良市情報公開条例及び始良市個人情報保護条例の一部を改正する条例の件

日程第29、議案第22号 始良市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例の件

及び

日程第30、議案第24号 始良市松下文庫基金条例を廃止する条例の件

までの18案件を一括議題とします。

○議長（湯之原一郎君） これらの案件については、2月19日の会議で提案理由の説明を受けておりま

すので、一括質疑に入ります。

なお、9名の議員から質疑の通告がされております。順次発言を許します。

まず、14番、堀広子議員の質疑を許します。

○14番（堀 広子君） 議案第17号 始良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

公共施設再配置検討委員会の報酬額日額18,000円と大学教授以外の者4,400円とあります。この金額の根拠は何か、伺います。また、その他の特別職非常勤職員の報酬額日額15,000円以内、月額41万円以内で市長が定める額になっております。どのような職務を想定しての報酬なのか伺います。

次に、議案第19号 始良市情報公開条例及び始良市個人情報保護条例の一部を改正する条例の件について伺います。

特定独立行政法人を行政執行法人に改正する理由は何か伺います。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 堀議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第17号 始良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件のご質疑については、吉村議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

大学教授の日額報酬の根拠については、当該委員会における審議時間を2時間と往復の移動時間1時間の合計3時間に、大学教授の平均年収から算出した時間単価を掛けた金額としております。

今回委嘱する予定の大学教授は、全国の公共施設に関する更新問題及び合併自治体における財政・地域政策を専門分野とされており、本市の公共施設再配置基本計画の策定等に関し、極めて高い専門的な意見等が期待できることなどから、日額報酬を1万8,000円にしたところであります。

なお、大学教授以外の委員については、本市の附属機関等の委員の日額報酬4,400円と同額にいたしました。

日額報酬の約4倍の差については、鹿児島県が定めております各種委員会の大学教授の区分の日額報酬や本市の情報公開・個人情報保護審査会会長を1万8,000円としていることなどから、この額を超えない範囲の報酬額としたところであります。

市長が定める額の上限額については、日額ではこれまで本条例で規定していた「障害者自立支援審査会委員」と同額の1万5,000円以内、月額も同様に「国際交流員」として規定していた報酬額と同額の月額41万円以内としたところであります。

どのような職務を想定しているかのご質疑ですが、国際交流員、外国語指導助手などの地方公務員法第3条第3項に規定される者及びこれらに準ずる者について、今後就任の必要が生じた場合において、この規定の範囲内で報酬の額を設定するためのものであります。

次に、議案第19号 始良市情報公開条例及び始良市個人情報保護条例の一部を改正する条例の件のご質問については、湯川議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

4月1日から施行される独立行政法人通則法の改正により、その役員及び職員に国家公務員としての身分が与えられている「特定独立行政法人」が廃止され、新たに「中期目標管理法人」、「国立研究開発法人」及び「行政執行法人」に分類されております。

なお、これらの法人のうち、その役員及び職員に国家公務員の身分が付与されるのは「行政執行法人」のみであるため、本件条例に引用している「特定独立行政法人」を「行政執行法人」と改めるものであります。

以上、お答えいたします。

○14番（堀 広子君） 議案第17号についてお尋ねいたします。

まず、この報酬額を決定するときの基本的な考えをお伺いいたします。

それから、金額だけを見ましたときには、あまりにも格差が大きいなというのを第一印象として感じたところでございますが、るる、ご説明がございましたけれども、この金額を決めるときに委員会の議論というのは、どのような議論があられたのかも伺いいたします。

それから、公共施設再配置検討委員会の大学教授以外の委員とございますけれども、この大学教授以外の委員はどのような方であられるのか、専門的分野を持っていない人というふうに理解していいのか、それとも、その内容について伺いいたします。

それから、独立行政法人のほうでございますが、独立行政法人の見直しによる改定だと思いますが、特定独立行政法人となっております、この特定独立行政法人というのはどういう法人であって、始良市にもあるのかどうか、どのような法人なのか、また、その法人の数がどのくらいあるか。それから、行政執行法人とはどのような法人で、どのような機構があるのかを含めてお尋ねいたします。

以上です。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

まず、今回のこの大学教授についての1万8,000円、どういう形でということでご指摘いただいたわけなんですけれども、ここにもありますように、今回委嘱する予定の大学教授というのは、全国の公共施設に関する更新問題、実際いろいろこの先生については、私どものほうでもどういう方をとということで、する中でも、全国の中でも18市を、県も含めてのしてらっしゃる方です。そういう意味で、さまざまな自治体のさまざまな更新問題についての実績を持ってらっしゃるということも含めて、この教授にというのが一つ。それからもう一かたにつきましては、合併自治体における財政地域政策を専門分野ということで、これも研究テーマを財政効率化ということでして研究をしてらっしゃいます。

ほかの委員との違いというのは、ほかの委員と違って、私どもが今回考えているのは、研究しているテーマ、さまざまな資料、データもこの検討委員会の中で出してもらって、それを1つの材料としながら検討委員会を進めると、そういったことも含めております。ですから、ほかの委員の方々は、私どもが出す庁内検討委員会から庁舎内の中で出す資料関係、それから今申しあげました大学教授等が出されるそういったデータ、資料、そういったものをしながら検討・協議・審議していただくという考えの中で今回格差を出している。

それから、時間の中でもここにありますように大体大学教授の1時間当たりの単価というのも割り崩してみますと6,000円ほどになります。これは全国の中で大学教授の年収とかそういった時間数、そういったものから割り出しており、ここにもありますように、鹿児島県の中での実際の委員会の区分の関係の中でも同じような考え方です。

また、今回する中でも霧島、先駆けてこの公共施設のマネジメント関係の委員会を設置している霧島、出水関係についても同様の金額という形の中で、今回、副市長の答弁にもございますように、そ

ういったことを網羅した中で1万8,000円という数字を出したところでございます。

以上でございます。

○総務部長（小川博文君） 独立行政法人と行政執行法人についてのお尋ねでございますが、今回独立行政法人が、この通則法の中で廃止されまして、「行政執行法人」というふうに変わったものでございまして、この独立行政法人の中には100あまりの法人が、大学を含めさまざまな厚生労働、環境、農林水産省、さまざまな研究機関等の法人が含まれていたわけでございますが、これが今、副市長の答弁にもございましたように「中期目標管理法」、それからこれが60法人でございます。内容としましては、国民生活センターとか農林水産省で言えば、種苗管理センターとかございまして、60法人でございます。

それから「国立研究開発法人」ということで31法人でございます。内閣府のほうでは内閣医療研究開発機構、それから、農林水産のほうでは森林総合研究所等の法人でございます。

それと、今回改正します「行政執行法人」に分類されるということで、この行政執行法人が7法人でございます。申し上げます。内閣府のほうは国立公文書館、総務省が統計センター、財務省が造幣局、農林水産省が農林水産消費安全技術センター、経済産業省が製品評価技術基盤機構、防衛省が駐留軍等労働者労務管理機構、この7法人でございます。

つまり、この7法人が公務員とみなされるということで、通常情報公開等については、個人情報が含まれるもので公表しないというふうに情報公開ではなっているんですが、この法人については公務員とみなして、例外として職・氏名等を公表しますよということになるわけございまして、その部分がこれまでは独立行政法人という1つの区分だったのが3つに分かれて、この7法人についてはそういうことで、個人情報という扱いをしないというふうに改正されたというものでございます。

以上です。

○14番（堀 広子君） 先ほど、17号の大学教授以外の委員とはどのような方かということのご答弁がなかったようです。

それと、今、独立行政法人のお話をいただきましたが、特定独立行政法人というのは、いわゆる公務員の方の法人ということになりましたときには、法人の機構というのは確か8つぐらいの法人があるというふうにお聞きしているところですが、この8法人の中に始良市におきましてはどういう法人があるかなと思ひまして調べてみましたら、国立医療機構と言うんですか、国立病院医療機構南九州病院がこの中に入るのかなと思うんですけど、そのようになりますか。そしたら、国立南九州病院がなくなって独立行政法人がなくなった場合、南九州病院はどの分野に入るのか、それとも廃止になるのか、どの分野に、今3つの分類がされましたけれどもどの機関に入るのか。そしてまた行政執行法人の中に始良市と関係、もちろんないかなと思ひますけど、その7つの中に始良市と関係ある法人があるのかどうかを含めてご答弁ください。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） 申しわけございません。ほかの委員ということで先ほど質疑のほういただいておりましたけれども、今予定しているのは、例えば公有財産の処分委員会の委員の方、実際今、既に財政課が所管している委員の委員会がございますけれども、その中でも既にそういった処分関係の携わってらっしゃる知識の持ってらっしゃる方、それから全く民間の方もこの中でい

らっしゃいます。また、今回する中では教育施設の関係もいろいろありますので、教育の外部評価委員の方もこの中に入れるような形でしております。

以上でございます。

○総務部長（小川博文君） ただいまの行政執行法人等への質疑については、担当課長のほうに答弁させます。

○総務部総務課長（松元滋美君） 総務課の松元でございます。

ただいまのお尋ねですけれども、先ほど部長が申しあげましたように、現在改正におきまして、27年4月から「中期目標管理法」、「国立研究開発法人」、「行政執行法人」と3つに分かれることになりまして、「行政執行法人」につきましては始良市についてはございません。ただ、議員おっしゃるとおり、独立行政法人国立病院機構南九州病院はこの中に入りまして、これにつきましては、この分類は先ほど申しあげました「中期目標管理法」の分類の中に入るということになります。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） これで、堀議員の質疑を終わります。堀議員と重複している質疑者が吉村議員と湯川議員です。重複している項目について、質疑ありませんか。

○19番（吉村賢一君） 1つだけ伺います。この大学教授、平均年収から出したということですから1,200万か1,300万かなと思うんですが、それによろしいかということと、大学教授名がわかれば知らしてください。

以上です。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

大学教授の一般的なことということで、これはインターネット等にも載っているわけなんですけれども、大体平均年収で1,100万程度ということになっております。それから名前ということでございますけれども、今予定しているのは南学先生、この方は東洋大学の経済学科研究科のほうにいらっしゃる客員教授の方でございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 内容的なことになりますが、始良市情報公開条例及び始良市個人情報保護条例の一部を改正する条例の件の質疑です。その中におきましては、個人情報の件につきまして、国家公務員云々ということで、全てがなくなった形になっているんですが、そのあたりの今までの個人情報の件につきましての保護条例はどういうふうな形で残っていくのかということを知らせてください。

○総務部長（小川博文君） お答えします。

この条例を、2本を今回改正しようというものでございまして、これはなくなったわけではございませんで、この条例の中にこの引用をしているわけです。引用している法人名が変わったことで、今回この提案させていただいているということです。この法人の内容等につきましては、先ほどから申



し上げておりますように、公務員とみなす法人ということの捉えが特定独立行政法人から行政執行法人に国の法の改正によって変わったと、よってその名称を今回ご提案していると、そういうこととございます。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） これで、堀議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、13番、渡邊理慧議員の質疑を質疑を許します。

○13番（渡邊理慧君） 議案第21号 始良市介護保険条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

今回の介護保険料改定により、第1号被保険者保険料は前年度対比2億1,996万6,000円、22%の負担増となります。保険給付費は前年度の約5%であります。その伸びを大きく上回る理由を伺います。

○市長（笹山義弘君） 渡邊議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第21号 始良市介護保険条例の一部を改正する条例の件のご質疑にお答えいたします。

第1号被保険者の保険料は、介護保険法上、中期的に安定した財源確保を可能にするという観点から、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができる基準額を設定することとなっております。

また、3年間を通じて同一の保険料率で設定しなければならないことから、初年度にはおのずと剰余が生ずることとなり、その剰余分は介護給付費準備基金として積み立てて次年度以降に備える仕組みとなっております。このため、平成27年度の介護保険料総額を26年度と比較した場合には、第5期から第6期への保険料基準額の伸び率を上回ることとなります。

保険給付額については、高齢者数、要認定者数の増加、これに伴うサービス基盤整備により上昇していくものと推計しております。したがって、1年目は介護保険給付費準備基金に積み立てを行い、保険給付費が増加していく2年目、3年目で基金を取り崩して保険料に充当する仕組みとなっているため、第6期計画の1年目である平成27年度においては、歳入の第1号保険料の伸びが、歳出の保険給付費の伸びを上回る結果となっております。

以上、お答えいたします。

○13番（渡邊理慧君） 保険料についてですけれども、説明資料にも表が載っておりましたが、所得の低い第1段階の保険料率は0.45と低くなっております。しかし、基準額が5期は5万2,100円から6期6万1,800円と大幅に引き上がったことで実質保険料の負担が増えております。年金引き下げや消費税増税の負担で暮らしが大変になっている中で配慮されての金額なのか、お伺いいたします。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） お答えをいたします。

今回、6期保険料ということで、月額5,150円、引き上げ率18.7%ということでご提案をさせていただいているところでございます。この第6期の保険料設定の背景と申しましょうか、について少し

ご説明させていただきたいと思います。

介護保険法では、介護サービスのうち、利用者負担分を除いた費用の総額を公費（国・県・市）と被保険者（第1号、第2号）の保険料で半分ずつ負担するよう定められております。このうち、第1号被保険者の負担割合につきましては、原則第6期では22%というふうになっております。

市は3年を1期とします介護保険事業計画で、第6期平成27年度から29年度に必要となる給付費を見込み、条例によりまして第6期の保険料設定をするということになります。

介護保険料設定の流れにつきましては、先般、全員協議会の説明会の中でも資料を添付しましてご説明させていただいたところでございますが、まず第1号被保険者数の推計を行います。平成27年度から29年度の推計では、団塊世代が全て65歳に達したこと等を要因としまして、被保険者数が第5期の3年間平均と比較しまして1,720人、8.4%の増加を見込んでおります。また、要介護・要支援認定者数についての推計でも、認定率の動向等を勘案しまして同様に438人、11.9%の増加を見込んでおまして、右肩上がりに推移していくと推計しているところでございます。

次に、施設・居住系サービスの料及び在宅サービスの料を、要介護・要支援認定者数の見込み、これまでの給付実績の分析、評価に基づきまして推計いたします。認定者の増に対応するため、サービスの基盤整備が必要となりますので、第6期計画では市が指定権者であります地域密着型のサービスの整備を、平成28年度にグループホーム、小規模多機能型居宅介護を1か所ずつ、それから平成29年度に29名定員の介護老人福祉施設、特別養護老人ホームでございまして、を2か所整備する計画といたしております。

このように事業計画から算定しました介護保険の運営に必要な費用や介護認定者数の増加と基盤整備計画を反映した結果をもとに、第6期の介護保険料を設定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） 本日の会議時間は都合によってあらかじめ延長します。

これで、渡邊議員の質疑を終わります。

次に、22番、上村親議員の質疑を許します。

○22番（上村 親君） 議案第23号 始良市スポーツ推進審議会条例制定の件につきまして、3点ほど質疑をいたします。

スポーツ振興法からスポーツ基本法に平成23年に改正をされております。また、第1次総合計画にもスポーツ推進審議会の発足及びスポーツ推進計画の策定が基本計画として示されてはいますが、この条例制定が遅れた理由は何か問います。

2点目、始良市のスポーツ振興の現状と課題は何か。

3点目、条例制定の趣旨と基本的視点は何か。

以上、3点ほど質疑をいたします。

○市長（笹山義弘君） 上村議員のご質疑につきましては、教育委員会がお答えいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第23号 始良市スポーツ推進審議会条例制定の件の1点目から3点目のご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

平成23年に全部改正されたスポーツ基本法は、その31条で「道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツ推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」と定めております。

現在、教育委員会におきましては、始良市総合計画の基本計画の中で、今後のスポーツ振興のあり方について基本施策の方向性をお示しし、推進しております。

合併して5年目を迎えようとしておりますが、スポーツイベントについては、蒲生町壮年ナイターバレーボール大会、蒲生町混成ナイターソフトボール大会、始良地区体育振興会スポーツ大会、加治木駅伝競走大会など、旧3町の事業を引き継ぐ形で実施しておりますが、市全域を統一した大会となっております。

また、生涯スポーツ市民講座として、26年度はスポーツ教室が14教室・健康教室が8教室・青少年育成教室が10教室で始良スポーツクラブへ委託しております。

今後、ますます多様化する市民のニーズに応えるため、スポーツ活動団体への支援や地域スポーツ推進体制の強化、競技力向上を図るための諸施策などを調査審議するため、スポーツ推進審議会を設置するものであります。

以上、お答えいたします。

○22番（上村 親君） 以上、お答えいたしますということ最後に書いてあるんですけども、1点目のその遅れた理由は何かということはそのまま質疑が答弁として返ってきているんですけども、私が一番問いたいのは、平成32年、鹿児島県で国体が開催されます。それに間に合うようにこの条例を制定するのか、もしくはそれじゃないと、生涯スポーツ、身体障がい者のスポーツそれからチャンピオンスポーツ、こういったことを全般に考えて今回の審議会を発足させるつもりなのか。

そういうことであるのであれば、この第1次総合計画が24年の4月に発行されているんです。この中にもちゃんと載っているんです。審議会等を発足しなければならないというのは、で、24年から今現在27年です。27年の4月1日にこの条例を制定しようとするものでありますということで提案を受けているんですけども、私が一番お尋ねしたいのは、なぜその3年間の中がどういうふうになっていたかということをお尋ねしたいんです、その遅れた理由。

それから、現状と課題なんですけども、合併5年を迎えてチャンピオンスポーツ、それから障がい者スポーツ、生涯スポーツ、これをいろいろ施策を推進されているんですけども、まず、総合計画の中で「基本施策の方向性をお示しし、推進しております」、これが足りないから今回の条例を制定しようとするものではないのでしょうか。

それから、生涯スポーツと市民講座として、26年度はということで、「始良スポーツクラブへ委託しております」、じゃあ保健体育課の係はチャンピオンスポーツとこの総合スポーツクラブに丸投げをしている、そういった見方でよろしいのかどうか。我々のその中の1つの推進委員になっているんですけども、その考え方。

それからもう一点は、この条例制定の中に目的と基本理念をやっぱり定めなければいけないというふうにお考えおるんですけども、スポーツ基本法の中にはこれはきちんと載っております。このスポーツ審議会の31条は、これは別個かもわかりませんが、ただ、地方スポーツ推進計画というのが今回の条例制定の件の中で第2条に「始良市スポーツ推進計画に関する事項」というのが第1項で載っています。

このスポーツ推進計画というのは、スポーツ基本法の第10条、まず第2章のスポーツ基本計画等という中の第10条、地方スポーツ推進計画、都道府県及び市町村の教育委員会、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162条2号）第24条の2第1項の条例の定めるところにより、その長がスポーツに関する事務（学校事務を除く）を管理し及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長はスポーツ基本計画を参酌してその地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画、以下、地方スポーツ推進計画を定めるよう努めるものとする。これは、今回の推進審議会に委ねるんじゃないかと、その長が定めるものというふうには私は理解しているんですけども、この相違について説明を求めます。

○**教育部長（小野 実君）** まず1点目のこの条例の制定が遅れた理由ということでございますが、教育長の答弁の中にありましたように、合併後、今現在それぞれ地域ごとにスポーツイベントがなされております。それに関してを統一できないかということでそれぞれ協議をしてきましたけど、なかなか地域性がありましてこれがなかなか前進することができないということもあります。

さらに、先ほど議員も仰せのとおり、今回国体が鹿児島県でありまして、その中に始良市においては今現在内示をもらっているのが、バスケットの青年男女、それからゴルフの女子、それから射撃、この3つについては内示で始良市のほうで競技を行うという方向性で中央との協議をしております。

そういうのを踏まえますと、施設的なものも含めながらいろんな計画を今後立てていかなきゃなりません。そのためには教育委員会だけではなかなか前進することはできませんので、今回こういう形で審議会をつくってその審議会で協議していただきたいということでしております。

ただ、確かに言われますように、24年の総合計画の中にあるものを今回27年度の4月になりますと、約3年ちょっとずれておりますけれども、先ほど申しましたように設置することができるということで、他の県内の19市町村の状況等も踏まえてみましたけれども、今現在12市で設置しております。その審議会の内容についても、まだまだ前進された内容ではなくて、通常年に1回、その審議会が開催される程度の内容で、できましたらそういうのも参考にさせていただきたいと思って、今、設置されている市町村のほうの状況等も踏まえております。そういうことで、若干、今回その設置が遅れたということになります。

それと、現状と課題でございます。今、教育長の答弁にありましたように、先ほども申したようにイベントの統一性がないと同時に、1つの例としますと、加治木駅伝競走大会、こういうふうにならぬ地域の名前が冠が冠がついたものがあるんですが、始良市という名前がついたイベントというのがありません。もう合併5年目ですのでこれを統一した形の中でしなければ対応できないものだろうと考えております。

また、施設的にも弓道場とかとなりますと、始良と蒲生にありますけれども加治木にないと、そういう今度は総合体育館に関してもいろいろ問題がありますので、そういうものも含めて今後そういう課題にクリアしなけりゃならないと思っております。

また、スポーツ少年団、この団員の加入もどんどん減少しておりますし、それからスポーツに関しても総合運動公園のほうのスポーツジム、ここについては利用度がどんどん増えております。ただ、これは総合運動公園のみの結局スポーツジムでございますので、これをどういう形に今後市内全域にしていくか、そういうものについて今後の審議会の中で皆さんの意見をいただきたいと、そして推進計画を立てていきたいと考えております。

それで、そういう形になりましたので推進計画については、今回この条例上においてますので、教育委員会も皆さんのご意見を踏まえながら、推進計画を立てていきたいと思いますが、他の市町村の状況を見ますとなかなかまだそこまで行っておりませんので、そこを踏まえながらこの1年間で皆さんの意見を聞きながらその推進計画も立てていきたいと考えております。

○22番（上村 親君） そういった答弁がほしかったです。

それから、今回のこの条例制定の中の第4条が委員の任期なんですけども、委嘱日から当該年度翌年度までということは2年間というスパンの中で審議がなされるというふうに理解していいのかな。

その2年間の中で審議をされて、実際に計画が諮問がなされて実施というか動きだす。で、そういったスパンの計画っていうのは、保健体育課のほうでは持ってはいるんですか。

それから、この審議会に対する諮問みたいなこと、答申をもらうんですけども、この諮問をする中である程度の主体的な議題っていうのは、やはり保健体育課が持つべきだろうと思うんですが、そのときのやはり目的・理念、これはきちんと示されたほうがいいと思うんですけども、それよりもむしろ審議会の中で基本と理念を持たせるのかどうか、その2点だけ質疑をいたします。

○教育部長（小野 実君） まず、1点目の任期についてはですけど、一応当該年度ですので1年間を1つのスパンとして考えております。その中には、委員としましてはレクリエーション協会、スポーツ審議会、それからスポーツクラブ、それから学校体育関係とかいろいろな方々に参加していただいて、その中で協議をしていただきたいと考えております。

また、基本的にその施策等については保健体育課で基本的なものは示しながら、それに基づいて調査、審議をしていただきたいということで、その基本法の推進法の中の基本的な理念とかそういうものについては、提案しながらそれを審議していただいてその中で今後協議していくと、調査、協議していくという形をとりたいと考えております。

○議長（湯之原一郎君） これで、上村議員の質疑を終わります。

次に、8番、田口幸一議員の質疑を許します。

○8番（田口幸一君） それじゃ、元気よく読み上げます。

議案第13号。

1、処分、貸付け等を積極的に推進すること、とあるが、公有財産にはどのようなものがあるか。  
二、三例を挙げて説明せよ。

2番、第2条の2項、未利用地等の利活用とはどのようなことか。

議案第14号。

その1点目、建物とはどのようなものがあるか。

2点目、委員の数はどのようになるのか。

議案第16号。

その1点目、職員採用は外部に委託して採用試験が実施されていると認識しているが、非常勤職員の採用、任用はどこでどのように実施されているのか。

2点目、例えば、面接のみか、資格審査等があると考えているが、どのようになっているのか。

3点目、待遇面はどうなっているのか。これを詳細な説明を求む。

議案第25号。

給水人口7万2,500人となっている。始良市の人口は7万6,000人を超えているがこれで大丈夫か。以上です。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第13号 始良市公有財産管理委員会条例制定の件のご質疑につきましては、湯川議員及び小山田議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

1点目のご質疑についてお答えいたします。

公有財産は、行政財産と普通財産に分類されております。さらに、行政財産は市が直接使用する庁舎や消防本部庁舎等の公用財産と市民が共同利用する学校、図書館、公民館、公営住宅等の公共用財産に分けられ、また普通財産は、これらの行政財産以外の公有財産と定義づけられております。

公有財産の取得、管理及び処分については、市公有財産管理規則に基づき、行政財産については各所管課において、また普通財産については財政課において、施設等の維持管理を行っているところであります。特に、公有財産の処分を必要とする場合については、現在は外部委員で構成する公有財産処分委員会において、その処分の可否について意見を聴取し、当該処分の適正かつ円滑な執行に努めているところであります。

最近の状況について申し上げますと、平成25年度において西餅田のみさと台及び加治木町木田の春日住宅に隣接する市有地の一般競争入札を実施したところであります。また、松原なぎさ小学校向かいの教職員住宅予定地や加治木町朝日町の市有地等5か所の一般競争入札の実施に向けて、平成26年度において境界確定測量及び予定価格の算出のための鑑定評価を委託しているところであります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

公有財産の中でも特に未利用財産については、これまで個別事案ごとに判断し、売却や貸し付けなどにより新たな財源確保に一定の成果を上げているところであります。

平成25年度末現在での未利用地としての売却可能資産で申し上げますと、松原町分譲地など46件で、面積は1万8,564m<sup>2</sup>となっております。

なお、市全体の未利用地については、今後、固定資産台帳の整備を進めていく中で、その利活用等について検討してまいります。

さらに、資産の有効な活用方策については、処分検討地・継続保有地・事業予定地等の基準・分類を定めた未利用財産等の利活用に関する基本方針を定めていく中で検討していくこととしております。

次に、議案第14号 始良市公共施設再配置検討委員会条例制定の件の1点目のご質疑にお答えいたします。

市におきましては、平成26年度に公共施設マネジメント白書を作成し、公表する予定としておりますが、白書の対象となる施設は、上下水道施設を除いた行政財産と普通財産としております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

委員の数については、大学教授等を含む10人以内を予定しております。

次に、議案第16号 始良市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例制定の件の1点目

と2点目のご質疑については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

現在は、毎年1月の広報紙において、次年度の臨時職員登録の募集記事を掲載し、おおむね2月上旬に募集を締め切り、提出された履歴書から、当該職務に必要なとなる資格、経験等を考慮し、月額賃金となる長期臨時職員については、面接による選考を行っております。

また、月14日間以内の任用を行う特定短期臨時職員及び付き月11日間以内の任用を行う短時間勤務臨時職員については、履歴書による書類選考を行っております。

その後、年度途中において、新たに臨時職員の任用が必要になった場合には、その都度必要に応じて広報紙やハローワークでの公募を行い、同様に選考を行っております。

なお、できる限り市内居住の方を任用することに努めております。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

現在、長期臨時職員については、月額賃金を、特定短期臨時職員及び短時間勤務臨時職員については日額賃金を支給しております。

賃金額は、その任用する職種・業務に基づき設定しており、月額賃金については、12万円から25万円までの範囲において支給しております。

主な職種は、保育士、保健師、看護師、幼稚園教諭、消費生活相談員、給食調理員、医療事務補助、図書館司書、生活安全相談員、社会福祉士、介護支援専門員、公用車運転手など多岐にわたっております。

また、特定短期臨時職員及び短時間勤務臨時職員については、日額5,300円から1万円までの範囲において、職種・業務ごとの設定を行っております。

年次有給休暇については、全ての臨時職員に対し6か月以上の任用経過後に労働基準法に基づき付与しており、長期臨時職員に対しては、特別休暇として7月から9月までの期間における3日間の夏季休暇、正規職員に準じた忌引き休暇及び感染症蔓延予防のための特別休暇を設けております。

次に、議案第25号 始良市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

平成27年1月末における本市の人口は、7万6,168人となっており、給水人口については、上水道が約7万2,000人、簡易水道が約1,900人、残りの約2,300人が小規模水道や自家用井戸などの水道未普及人口となっております。

今回、お示ししている上水道の7万2,500人は、県知事に提出した目標年度を平成34年度とした、水道事業の経営認可申請での目標期間中における計画給水人口を推定したものであります。

また、この申請では別に、目標期間中の1日当たりの最大給水量を、平成26年度の実績値の2万6,472m<sup>3</sup>に対し3万3,900m<sup>3</sup>で推計しておりますが、本市水道事業の1日当たりの公称施設能力は、4万5,744m<sup>3</sup>で、最大稼働率は74.1%となり、当分の間は、給水に支障はないものと見込んでおります。

しかし、今後、想定外の取水量の減少や、水質の悪化による代替水源の確保など、あらゆる事態を想定した危機管理意識の向上を図りながら、新たな水源開発の推進にも、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○8番（田口幸一君） それでは2回目の質疑を行います。

今、副市長が詳細に答弁説明していただきましたが、議案第13号で、現在は外部員で構成する公有財産処分委員会となっていますけど、外部委員とはどのような方々か。

それから、その次のところ、やっぱり13号で、松原町分譲地など46件で面積は1万8,564m<sup>2</sup>となっております。これは、今から売り出されるんですかね。平成25年度末現在での未利用地だからこれはいいいわけですね。これは46件で面積は1万8,564m<sup>2</sup>となっております。そこでお尋ねします。この1坪当たりの単価はどうなっているのか。

それから議案第14号で、平成26年度に公共施設マネジメント白書を作成しというなっていますが、公共施設マネジメント白書というのは、非常に高尚なものかと考えますが、これをもう少し詳細な説明を求めます。

それから一番下、委員の数については大学教授等を含む10人以内を予定しておりますということですが、委員長は互選されるのか、多分そうなると思います。

それから、その次の議案第16号、月額賃金になる長期臨時職員については面接による選考を行っておりますと、この面接をする試験官はどのような方々か、総務部の課長さんとかそういう方々かと思うが、この説明を求めます。

それから、その下から2行目です。短時間勤務臨時職員については、履歴書による書類選考を行っておりますと、これは履歴書だけに提出されて、その履歴書によって書類選考をしてみると、これは多分、係長か担当の課長さんかそういう方々がされると思うんですが、この説明を求めます。

次のページにいきまして、長期臨時職員については月額賃金をということで、この賃金額はその任用する職種・業務に基づき設定している、月額賃金については12万円から25万円までの範囲において支給しております。その下に職種が書いてあります。保育士、保健士、看護師、幼稚園教諭、一般生活相談員、給食調理員、医療事務補助、図書館司書、生活安全相談員、社会福祉士、介護支援専門員、公用車運転手などとなっておりますが、そこでお尋ねをいたしますが、この12万円から25万円まで、今申し上げた職種の有資格者の内訳ですね、この説明を求めます。

それから次のページ、年次有給休暇については、そして労働基準法に基づきとなっております。7月から9月までの期間における3日間の夏季休暇、正規職員に準じた忌引き休暇及び感染症蔓延予防のための特別休暇を設けておりますとなっておりますが、この年次有給休暇を取った方々に、例えば、これは3日間ですね、賃金を実際に支払っているのか、実際に年次有給休暇を取っている臨時職員が何人おられるのか、現状はどのようになっているのか。

それから議案第25号で、ちょうど04—19のページのところで、残りの約2,300人が小規模水道やその次に自家用井戸と書いてありますが、私は水道課で仕事をさせていただきましたけど、この簡易水道の中には飲料水供給施設が含まれると思うんですが、小規模水道とはどのようなものか、2回目は以上です。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

まず、外部員はどのような方かということで公有財産処分委員会の関係でしたけれども、これは、各旧3町、加治木、始良、蒲生それぞれの中で、合併以来、この知識を持っている方々に委員となっただいて対応していただいています。構成につきましては、男性が3人で女性が3人でございます。

それから1坪当たりの単価はということでございましたけれども、約10万円でございます。坪当たり。



それからマネジメント白書については、どういうものかということでございましたけれども、今まで一般質問等でもお答えしているところもございますけれども、先ほども答弁の中でお答えしたところもありましたけれども、旧3町の中で合併して以来、先ほど申し上げたように、たくさんの公共施設がございます。そして、この公共施設の多くが30年以上経過していると、約50%がもう30年以上になっているというような状況です。

それから、今後、市の財政の中では、交付税の関係、普通交付税につきましても27年度から段階に減らされていくと——段階的に減らされていくということで財源的にも乏しい中で維持経費をどうしたらいいかと、その施設についての状況をどうしたらいいかというようなことのもとになるものでございます。ですから、内容につきましては、例えば、公共施設につきまして利用状況、この施設は何人ぐらいそしたら使っているんだろうかというようなもの、それから維持管理経費、施設については先ほど来申し上げますけれども経費がかかります。それがどれぐらいかかっているのかというのを実際、今までこの合併してから5年間そういったものがなかったということでございますので、判断材料とするための資料として、このマネジメント白書——公共施設マネジメント白書を作成したということでございます。

それから委員長は互選されるかどうかということでございますけれども、議員がおっしゃるとおり委員の中で互選して委員長を選ぶということで予定しております。

以上でございます。

**○総務部長（小川博文君）** 議案第16号関係でいただきました4件の質疑につきましては、担当課長に答弁させます。

**○総務部総務課長（松元滋美君）** 総務課の松元でございます。お答えいたします。

まず、月額賃金者の試験につきましてですけれども、面接につきましては、各部を中心に部長以下、課長を主だって現在のところ面接官としております。また、必要に応じては他部署の管理職をお願いする場合がございますが、それぞれの部における面接官の設定をしているところでございます。

短期臨時職員につきましての履歴書につきましては、各所管の係長、課長の中で履歴書を選定いたしまして、決裁といたしましてはその部の決裁で任用を行っているところでございます。最終的な決裁は副市長までいくというところになります。

それから、月額賃金の12万円から25万円への内訳でございますけれども、まず、12万円一般事務等でございますが、12万円が28人、18万円の部分、これにつきましては——失礼しました13万円ですね、医療事務、学校司書補等でございますが26人、14万円これにつきましては、学校、司書補等でございますけれども17人、15万3,000円につきましては、調理師等でございますけれども32名、あと主なもの言いますが、17万8,000円の部分になりますと、保育士、幼稚園教育等でございますけれども38人、あと22万5,000円の臨時職員でございますが、ここにつきましては、介護支援業務の介護予防ケアマネジャー等含めまして36人でございます。総計、今、主なもの申し上げましたけれども、26年の段階で当初の段階におきましては、総数月額臨時職員数204名でございます。

あと、年次有給休暇につきましてですけれども、ここについては有給休暇でございますので確実に賃金を払って支給しているところでございます。人数につきましては、現在、今、資料を持ち合わせておりませんが確認中でございますので、後持ってご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○水道事業部長（有村正美君） お答えいたします。

簡易水道が1,900人というのは議員仰せのとおり、飲料水供給施設も入っております。

それから、小規模水道というのがどのようなものかということですが、飲料水供給施設は50人以上100人未満というものでございますが、それに該当しない49人未満の、いわゆる集落で湧水とか井戸を共同で掘られて、集落で管理をされているような施設というふうになっております。

以上です。

○8番（田口幸一君） じゃ、もう、3回目ですから議案第16号の平成27年度に長期臨時職員、短期臨時職員を何人採用、任用の予定か、現状はどのようになっているのか。

今、水道事業部長が説明していただきましたが、小規模水道というのは49人未満、集落等という説明がございましたけど、実際にこのような小規模水道というのが始良市にどこに存在するのか。

それと、財政課長にほんなら、もう、これは最後です。お尋ねします。建物は松原なぎさ小学校とかそういう立派なのがありました。この庁舎とか消防庁舎とか。そこでお尋ねをいたします。始良市道というのは、都市計画街路を初め、この宮島線とか菅原線とかございますよね。その延長とか、延長はしてこれをどういうふうに査定をして計上していくのか。これは、先ほどの同僚議員の質疑にもありましたように、その建物はわかりますけど、道路についてはどのように査定し（発言する者あり）なんで、（発言する者あり）いや、こっちに。ほいじゃ、通告外ちゅうことで取り下げます。（「水道事業部長は」と呼ぶ者あり）

○総務部総務課長（松元滋美君） 平成27年度の臨時職員の採用予定でございますが、現在、臨時職員の任用につきましては、本年度末までに任用伺いを受け付けて集計するというところで事務を進めております。

現在、1月現在で長期臨時職員210名、特定短期臨時職員142名、短時間勤務臨時職員114名、合計466人となります。4月からの業務におきましても、これと同数程度の任用になろうと考えているところでございます。

以上です。

○水道事業部長（有村正美君） お答えします。

小規模水道がどこに存在するかということですが、これにつきましては水道事業部で管轄している施設ではございませんので、その存在は把握しておりません。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） これで、田口議員の質疑を終わります。

田口議員と重複している質疑者が湯川議員と小山田議員です。重複している項目について質疑はありませんか。

○23番（湯川逸郎君） 議案第13号の公有財産管理委員会条例制定の件ですが、先ほどの説明資料か

れこれが答弁かれこれのことをお聞きしましたところが、26年度のマネジメント白書を作成しということで、既にもう、26年度マネジメントは、もうほとんどでき上がっているんじゃないかと思っておりますので、あえて質問させていただきりゃ、第2問目——私のほうの第2問目で聞きました未利用地の件数、面積等の管理状況、そういうものが若干、触れておりませんので、そこあたりを説明していただいりゃと思っております。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

今回も副市長の答弁の中でしたのが、平成25年度末現在での未利用地ということで出ささせていただきました。というのが、今、始良市におきまして、全ての資産をどういう形でということで全部把握してないのが今の現状でございます。そのために、今回の平成27年度で出す中でも固定資産台帳の整備というような形でやっております。その関係で、今回お答えできるのは、25年度末現在での未利用地として売却可能な資産ということでの答弁にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○11番（小山田邦弘君） それでは、第13号につきまして質疑をさせていただきます。

今のご答弁の中身を確認しておきますと、一般論としての公有財産という定義がなされているかと思うんですが、それでいくと、基本的には地方自治法の238条に準じているものと思われま。そうすると、今ずっとお話があるような固定資産ばかりではなくて、特許権や著作権など、いわゆる知的財産権もここでいう公有財産に含まれるものと思われま。

先日、市長にはカモコレで講演会で最後まで見ていただきましたけれども、あの場面を思い出していただければいいかと思うんですが、例えば板橋一步作品、あそこに収蔵されているような、それから市長室にあるような藤城清治作品、それから皆さんがよく見るくすみんといったような商標・意匠、それから景観も含めたものまでもが、今は、知的財産として公有財産の中に含まれるかと思うんですが、今回この条例の中でいう公有財産の中にそういう知的財産分野は含まれるものでしょうか。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

今の小山田議員のほうからございましたように、確かに、この財産関係で申し上げれば、地方自治体の持つる財産の中には物品、債権、基金といったものがございます。ただ、今回は公有財産というものに限って、今回、条例を——それを管理する条例であり、再配置をするための委員会の条例を出しているところでございます。

公有財産になりますと、その中でいえば、先ほどから出ている行政財産と普通財産という形で振り分けられるということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○11番（小山田邦弘君） 私は、公有財産の中にこういう知的財産権も含まれるものと認識をしております。例えば、今、中国の方がいっぱい来て爆買いとかっていうことで喜んでらっしゃるところもあります。すごいたくさん買って帰られて、あるいは鹿児島という名前を商標登録されてしまうというようなことは実際に今たくさんあるわけで、そういうことを思えば、今の時点で公有財産の中に知的財産権を含めることを加筆修正することを求めたいと思います。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） 確かに、財産に関する調書の中では、今おっしゃるように、例えば出資金、出捐金、それからそういった特許関係のものっていうのも実際、始良市は持ってないわけなんですけれども、財産の考え方の中ではあると思います。

ただ、先ほどから申し上げている、今回、条例の中でいろいろお願いしているのは財産、建物と土地、ここに限ってのものということで、これから始良市としてそれを維持、管理していくためにはどうしたらいいかということを含めてマネジメント白書等の資料を作成しながら、使いながら協議をお願いしているというのが今回の条例の意義でございます。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで、田口議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、19番、吉村賢一議員の質疑を許します。

○19番（吉村賢一君） 議案第15号 始良市行政組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件で質疑いたします。

提案趣旨の説明の5行目に、交通安全対策会議及び安全・安心まちづくり推進協議会の所管課を「危機管理課」から「男女共同参画課」というふうにあるが、これでは市民にはよくわからないのではないかと。交通安全と共同参画課を結びつける必要はないと思うがいかがか。

議案第16号 始良市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例制定の件。

従来、短期、長期の区分で最長1年未満、最長5年未満の雇用になっていたと思われま。そこで、「任用の更新等において第5条で、一般職非常勤職員は勤務成績等の実証に基づき、再度、任用することができる」とあるが、このとき従来運用では5年までが目安となっていた。年限がうたっていないということは1年で任用が切れる場合と、無限任用の可能性が混在するということなのか。仮にこの無限任用の場合の定年の規定はあるのか。役所職員の定年後の再任用基準も含まれるのか。任用当初から年次有給休暇を使えるか。

議案第17号、これはパスします。

議案第21号、介護保険特別会計65億円の予算の中で、介護保険料をどのような割合で手当をしたいと計画しているか。また、新たに7、8、9号が加えられたが、該当対象者は1号から含めどのように区分してあるか。

今のはすみません、始良市介護保険条例の一部を改正する条例の件についてでした。

以上、質疑いたします。

○市長（笹山義弘君） 吉村議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第15号 始良市行政組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件のご質疑にお答えいたします。

家庭内暴力やDV対策、生活安全対策など、安全・安心なまちづくりは、市民生活にとってもっとも重要な施策と位置づけておりますので、来庁がもっとも多く、市民にとって身近な部署である市民生活部内に「男女共同参画課」を新たに設け、これまでも連携を取りながら各種の相談業務を行って

いた男女共同参画係、生活安全係及び市民相談係の3係を配置することとしました。

これにより、これまで以上に迅速な対応が可能となり、施策の推進が図られるものと考えております。

なお、交通安全対策会議及び安全・安心まちづくり推進協議会の庶務は、これまでも生活安全係の所掌でありましたので、生活安全係の所管課である男女共同参画課に移すものであります。

また、市民の皆様には、各部署の事務や配置先などについて、広報等により十分な周知を図るとともに、来庁される方々が迷われることのないよう、動線の確保や案内ができる体制づくりに努めてまいります。

次に議案第16号 始良市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例制定の件のご質疑にお答えいたします。

まず、本条例は、平成28年4月1日から施行しようとするものであり、27年は、任用する側と任用される側の相互理解のもとで、スムーズな制度移行を図るため、具体の報酬額、勤務条件などの諸条件の整備を行うための準備期間として捉えております。

条例第5条の関係についてであります。本来、原則1年ごとのそれぞれの任期において、その職の必要性が吟味される「新たに設置された職」として位置づけられるものという認識に立っております。

これは、任用期間が満了した時点で、当該一般職非常勤職員との任用関係は終了し、その後も、その職が市民サービスの継続に必要と認めるときは、改めて任用期間を設定して新たな職に任用するという考え方になります。

新たな任用にあたっては、任期ごとに客観的な能力実証を行い、新たな職に従事するために十分な能力を持っているか、否かを判断し、その任用決定が行われることになり、その任用の繰り返しによる複数年の任用を行うことも可能となります。

また、任用の年齢制限については、正規職員の定年が60歳であり、さらに正規職員の再任用制度上の任用上限が65歳であることも考慮し、一般職非常勤職員の任用可能年齢も、正規職員に準拠する形で検討したいと考えております。

正規職員の定年後の任用基準については、現在の再任用制度の運用を基本としております。

年次有給休暇については、現在は労働基準法第39条の規定に基づき、任用後、6か月間経過後に1か月の任用日数に応じ付与しておりますが、平成28年度以降については、任用後、直ちに任用形態に応じた日数を付与する方向で検討してまいります。

次に、議案第21号 始良市介護保険条例の一部を改正する条例の件のご質疑にお答えいたします。

予算額約65億円のうち、65歳以上の保険料を財源として運営する事業は、保険給付費と地域支援事業費で総額が約64億2,400万円であります。

このうち65歳以上の第1号保険料は、約20%の負担割合となっております。

その他の財源の負担割合については、国、県、市の定率の公費負担が45%、調整交付金が約7%、40歳から64歳までの第2号保険料が28%となっております。

第6期の保険料段階については、第5期において特例4段階を含めた、実質7段階の保険料から2区分の保険料段階が追加されております。

各段階の区分の概要は、世帯全員が住民税非課税世帯の層を1号から3号までに区分し、課税年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下を1号に、80万円超え120万円以下を2号に、120万超え

を3号に設定しております。

次に、住民税課税世帯の本人非課税の層を、4号及び5号に区分し、課税年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下を4号に、80万円超えを5号に設定しております。

さらに、住民税が本人課税の層を6号から9号までに区分し、課税年金収入と合計所得金額の合計額が120万円未満を6号に、120万円以上190万円未満を7号に、190万円以上290万円未満を8号に、290万円以上を9号に設定するものであります。

以上、お答えいたします。

**○19番（吉村賢一君）** 時間をおしてまいりましたので、簡単にいきたいと思います。回答も簡単をお願いします。

まず、行政組織再編に伴う件でございますが、私のほうはもう、簡単に言いまして市民安全課としてその中に係が生活安全係、男女共同参画係、市民相談係というふうにすれば、非常に市民にとってはわかりやすいと思いますが、これはやはり、この男女共同参画課にこだわるというのは大きな意味があるのかどうか伺います。

それと、議案第21号介護保険条例、これにつきましては、それぞれの収入から見ますと6%か7%ぐらいのその各人の収入に対する介護保険費用ということになります。そのほかに社会保険、そういった費用が発生するわけで、非常に負担が大きいんじゃないかと思うんですが、これ自体、金額そのものはなかなか動かせないというふうなことでございましょうか。

以上、質疑します。

**○総務部長（小川博文君）** 議案第15号のご質疑については、担当課長に答弁させます。

**○総務部行政改革推進課長（竹下 宏君）** 行政改革推進課の竹下でございます。男女共同参画課の件について回答をさせていただきます。

男女共同参画課の名称につきましては、本市の重要な施策を具現化するための重要な部署というふうに考えております。

昨今、認識不足や女性に対する配慮を欠いた発言とさまざまな問題が問題視されており、ニュースになっております。このようなことから、また、配偶者暴力、それからDVと呼ばれる人格を無視したさまざまな問題も発生しているようなことがございまして、今後の人権や生活安全、女性の社会進出、少子高齢化問題などには、男女共同参画を取り巻く状況はさまざまな課題があり、本市においても人権や生活安全、こういったものをセットした形で問題解決に取り組むという部署にしたいというふうに考えております。

以上です。

**○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君）** 介護保険料の件でお答えをいたします。

この負担割合については変えられないのかという趣旨でございましたが、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、負担割合については、法定で定まっておりますので変えられないものと考えております。

ただ、今回の制度改正におきまして、第1号被保険者の個々に付加される保険料につきましては、

それぞれの所得に応じまして、現在は本市におきましては6段階の7区分とされているところですが、第6期につきましては、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うという観点から、国の改正に準じまして9区分とさせていただきますところでございます。

さらに、今後のさらなる高齢化に伴いまして、介護費用増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中、制度を持続可能なものとするため公費投入によります低所得者の第1号保険料の軽減強化が制度化されたところでございます。

平成27年度につきましては、新1段階を基準額、本来の0.5から0.05減額をしまして0.45とさせていただきますところでございます。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで吉村議員の質疑を終わります。

次に、20番、鈴木俊二議員の質疑を許します。

○20番（鈴木俊二君） 議案第21号 始良市介護保険条例の一部を改正する条例の件について、1点質疑いたします。

介護予防・日常生活支援総合事業の導入について体制整備の必要性や円滑な実施を図るため所要の経過措置を設けるとあるが、その経緯及び効果について説明ください。

○市長（笹山義弘君） 鈴木議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第21号 始良市介護保険条例の一部を改正する条例の件のご質疑にお答えいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業については、平成29年4月までは、その実施を猶予することが可能とされておりますが、30年度からは完全実施することとなっております。

また、当該事業においては、高齢者の社会参加の促進や、介護予防のための事業の充実及び住民主体のサービス利用を促進することなどが市長村に求められております。

市といたしましては、新しい総合事業を進めるにあたって、利用者ニーズを踏まえた介護予防・生活支援サービスの検討を行い、関係事業者や団体等と十分協議を重ねるとともに、必要な人材育成をはじめ、住民参加による取り組みなど、サービスの提供体制の整備・充実を図るため、経過措置を設けるものであります。

この経過措置の間に、多種多様なサービスの整備を図ることにより、サービスの選択肢を広げることが可能となり、要支援者等にとって、より安心して自立した生活を送ることができるようにするための地域づくりにつながるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○20番（鈴木俊二君） 多様なサービスの整備を図るため、所要処置というのは理解いたしましたが、答弁の中で、該当事業においては高齢者の社会参加の促進や介護予防のための事業の充実及び住民主体のサービスの促進等とありますが、この新しい事業、これはどのようなものを想定をしているのか、概要について説明ください。

また、想定される該当者といえますか、何名ぐらい想定されているのか、あと、必要な人材育成を初め住民参加による取り組みなど、サービスの提供体制の整備、充実を図るとありますが、住民の方々はそのような方々でどのような取り組みを想定しているのか、以上、3点質疑いたします。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） サービスの概要とそれから何名程度を想定しているか、それから充実を図ると、このあたりについてのご質問でございますが、本市におきましては、介護予防・日常生活総合支援事業の基盤となります住民主体による地域づくりのための取り組みとしまして、高齢者元気度アップ地域活性化事業を、本年度から実施をいたしております。引き続き拡充を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、平成27年度からは、生活支援介護予防サービス基盤整備事業におきまして、生活支援コーディネーターを配置することとしております。

平成29年度までに、リハビリや口腔ケア等の専門職が関与する教室及び高齢者に対する見守りや掃除、ごみ出し等の生活支援サービスの提供体制を、NPO、社会福祉法人、ボランティア等からなる協議体で検討する場を立ち上げていくということにしております。

それから、何名程度かということでございますが、平成26年7月の実績なんですけど、要支援1、要支援2の認定を受けておられる方が合わせて約600名程度ということでございます。

以上でございます。

○20番（鈴木俊二君） 最後に1つだけお伺いしたいんですが、今の事業の中で、本人に関する支援ということなんですけども、それ以外に家族に対する支援というのもこの中に入ってくるんでしょうか。お伺いします。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） お答えいたします。

当然、ご本人さんを含めて介護にかかわっておられるご家族もいらっしゃるわけでございまして、含むという認識でよろしいかと思えます。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで鈴木議員の質疑を終わります。

次に、23番湯川逸郎議員の質疑を許します。

○23番（湯川逸郎君） 私は3問質問しましたが、1問だけに残りましたので、議案第14号 始良市公共施設再配置検討委員会条例制定の件について、質疑質問いたします。

まず、公共施設の取り扱いで、これまでの調査・審議は、どのような規定で何を基準にして診断・検討したか、その対策したものを説明しなさいという説明を問う。

2番目に、公共施設再配置基本計画策定の期間と持続不能な案件の対策は、どのように対応するのかを問う。

以上、2点になります。

○市長（笹山義弘君） 湯川議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。



○副市長（大橋近義君） 議案第14号 始良市公共施設再配置検討委員会条例制定の件の1点目のご質疑にお答えいたします。

平成26年度に作成する公共施設マネジメント白書については、施設の老朽化、利用状況、1人当たりのコストなどの情報を施設ごとに整理し、今後の公共施設のあり方について議論するための基礎資料としてまとめることとしております。

このため、平成27年度においては、この白書から見えてくる課題等を踏まえた、公共施設の有効活用、統廃合、適切な施設改修、運営形態の見直し等について検討していきたいと考えております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

公共施設再配置基本計画については、平成27年度中の策定を予定しており、本市が保有する公共施設の再配置や、効率的で効果的な管理運営を推進する上で重要な公共施設マネジメント方針となるもので、持続不能な案件についても検討の対象にしていくこととしております。

以上、お答えいたします。

○23番（湯川逸郎君） 答弁をいただきましたが、その中におきまして、最初の議案第14号の中の27年度においてこの白書から見えてくる課題等を踏まえた公共施設の有効活用、統廃合、適切な施設改修、運営形態の見直し等について検討していきたいと考えておりますということですが、どのような、まず公共施設の有効活用ということで、どのようなものかを考えていらっしゃるのか、そしてまた、統廃合は何か所ぐらいを考えていらっしゃるのか、そして、施設改修、これにつきましては、内容的にはどういうものなのか、それから、運営形態と書いてございますが、何を考えた運営形態になっているのかをお知らせください。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

平成27年度において、答弁にもございますように、この白書から見えてくる課題等を踏まえてということで、いろいろ審議をしていただくということで、この検討委員会を設置する目的でございます。

そういったことから、有効活用、統廃施設の改修といったものについても、この中で、当然、議論の材料になると思います。マネジメント白書の中で出てくる中で、例えば、同じような施設があると、そしたら、近くにまた別な施設があった場合、仮に一方を廃止解体しようとしたときには、その施設はやはり地域住民にとっては大切なものであれば、当然、規模を縮小しても別な施設と統廃合、そういった考え方が一般的にはほかの団体の中では行われているようでございます。

そういったことで、統廃のそういった件数については、今から審議の対象になってきますので、当然、先ほど申し上げましたように、施設数、結構400近くの施設があると。その中で、そういった施設をどうするかといったことの、庁舎内ではなくて外部員を入れたところで、客観的に見ていただくというのが今回の趣旨でございます。

そしてまた、運用形態というか管理運営につきましても、例えば、その施設が指定管理が好ましいのか、例えば、委託がいいのか、そういったことも、その委員会の中で審議していただくようなそういった計画でございます。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで、湯川議員の質疑を終わります。

次に、3番、新福愛子議員の質疑を許します。

○3番（新福愛子君） 通告いたしました、4議案について質疑いたします。

はじめに、議案第14号 始良市公共施設再配置検討委員会条例制定の件について。

1、設置の時期、公共施設再配置基本計画の策定までのタイムスケジュールを問う。

2、一般的には女性が登用されにくい分野であると思われるが、考慮されるかを問う。

次に、議案第15号 始良市行政組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について。

対象となる男女共同参画推進審議会、交通安全対策会議、安全・安心まちづくり推進協議会、健康づくり審議会、予防接種健康被害調査委員会、子ども・子育て会議の委員へは、事後報告という形になると思われるが、問題はないかを問う。

次に、議案第24号 始良市松下文庫基金条例を廃止する条例の件について。

20年にわたって運用されてきた基金の成果を問う。

最後に、議案第39号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件について。

蒲生のクス保護増殖事業の内容を問う。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 新福議員のご質疑についてお答えいたします。

ご質疑のうち、政策的答弁については私から、そのほかの答弁については、副市長がお答えいたします。

議案第24号 始良市松下文庫基金条例を廃止する条例の件についての御質疑にお答えいたします。

この基金は、福岡大学名誉教授、故・松下武二氏のご遺志に基づき、その遺族から、平成7年に旧加治木町へ贈られた寄附金1,000万円を、青少年の健全育成を図るための財源として松下文庫基金を設け、青少年向けの書籍等を購入し、加治木図書館において松下文庫として所蔵しております。

その基金を活用し、旧町時代に約6,700冊を、また、合併時に引き継いだ基金300万円を、平成24年度から26年度までにかけて取り崩し、約1,600冊の児童書などを購入しました。

これからも、松下文庫に所蔵している多くの書籍を生かし、活用し、青少年の健全育成にさらに役立てていきたいと考えております。

20年の長きにわたり、この基金を財源として、図書購入を行い、青少年の健全育成に有効活用することができたことについて、ご寄附いただいた故・松下氏とそこにご遺族に対し、始良市を代表して心から感謝を申し上げます。

○副市長（大橋近義君） 議案第14号 始良市公共施設再配置検討委員会条例制定の件についての1点目のご質疑にお答えいたします。

当該委員会は、本年4月下旬に、第1回会議を開催する予定であり、委嘱状の交付を初め、計画書策定に向けた諮問、会議スケジュール等の協議を行う予定であります。

また、公共施設再配置基本計画については、当該委員会からの答申に基づき、平成27年度中の策定を予定しております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

委員の選任にあたっては、開かれた市政の推進及び簡素で、効率的な行財政運営の確保等を図られるよう、また、市男女共同参画条例に基づき、検討委員会の設置目的を考慮しながら、積極的に女性を登用する予定であります。

次に、議案第15号 始良市行政組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件についてのご質疑にお答えいたします。

ご案内のとおり、昨年の第4回定例会で議決していただいた、部設置条例の一部改正により、本年4月から、福祉部を保健福祉部に再編し、また、課等の組織再編に伴い、市民生活部に男女共同参画課を新設し、現行の福祉部児童福祉課を保健福祉部子ども政策課及び子育て支援課に分離新設し、さらに現行の市民生活部健康増進課及び保険年金課を保健福祉部に移管することとしております。

本件は、組織再編後の審議会等の所管課について、所要の改正を行うものでありますが、当該審議会等の事務については、新設等の課に属する係が引き継ぐこととしております。

したがいまして、男女共同参画推進審議会については「男女共同参画課男女共同参画係」が、交通安全対策会議及び安全・安心まちづくり推進協議会については「男女共同参画課生活安全係」が、子ども・子育て会議については「保健福祉部子育て支援課」が所管することとなり、健康づくり審議会及び予防接種健康被害調査委員会については、市民生活部から保健福祉部に移管しますが、現行どおり「健康増進課」において所管いたします。

なお、行政組織の再編に伴う所管課等の変更によるものでありますので、当該審議会等への影響はないものと考えておりますが、今後の会議等において、報告し、説明してまいります。

次に、議案第39号 始良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件のご質疑にお答えいたします。

蒲生のクスは、国の特別天然記念物で、樹齢1600年ともいわれ、本市のシンボルツリーとして、内外に広く知られているところであります。

平成8年度から11年度までの4年間で、保護増殖事業を実施し、その後は年3回の樹勢診断を実施しながら経過観察を行ってきたところであります。

しかしながら、最近の樹木医の診断結果において、周辺環境の変化や経年的な高齢化により、樹勢の衰えが顕在化してきていることが指摘されており、継続的に保護していくために、保存増殖検討委員会の体制を整備し、樹勢の回復を図ろうとするものであります。

具体的には、国庫補助事業と過疎債を活用し、樹幹補修や空洞内部処理、枯れ枝切除、土壌改良等を行う計画であります。

以上、お答えいたします。

### ○3番（新福愛子君） それでは、再質疑をさせていただきます。

はじめに、松下文庫に関してでございます、2点。

本当に教育関係に関するさまざまな予算とか、なかなか豊かになっていかない、そんな中で、このように篤志家の真心で財源を支えていただくということは、大変にありがたいことであるなというふうに実感いたしております。

そしてまた、旧加治木町時代から20年の長きにわたる運用で、約8,300冊ほどが購入され、心豊かな青少年の健全育成に寄与されたことを大きく評価させていただきたい、感謝の思いを込めて評価させていただきたいと思っております。

このたびの条例廃止にあたり、改めてご遺族へのご報告または御礼など考えていらっしゃるものか。

2点目、これは加治木の図書館にずっと置かれるものというふうに理解いたしますけれども、せっかくでございますので、例えば始良蒲生地域への巡回であるとか、そういった広く始良市全体として享受していくような、そういったお考えはお持ちでないか。

次に、議案第14号でございますけれども、積極的に女性を登用する予定でありますというご答弁で、大変心強く感じましたけれども、内容的には男女3名ずつということだったように——違いましたかね、と思いましたが、この女性委員をどのような人材、どのような分野にいらっしゃる、そして方がまた、どのようなことを期待しイメージされているか。

次、第15号でございますが、これは、先ほど吉村議員のほうから、全く違う角度で質疑があったところでございます。私はまた違う角度での質疑になっておりまして、言うまでもなく、この男女共同参画社会の実現というのは、基本法ができたときは、橋本総理でございましたけれども、総理がみずから我が国の21世紀の将来を決定する最重要課題であるというふうにこの理念を位置づけられました。その役割の上から、国においては、この部署を内閣府に置いてあるわけでございます。

で、始良市は誕生以来、企画部企画政策課というところに男女共同参画の係がございまして、いわゆる市長部局として全庁的に企画調整を進めていく、その役割を果たしてこられたと思っております。

しかし、私自身も長年の念願でありましたけれども、DV被害者支援事業として、その部署を今年度より配偶者暴力相談支援センターの設置により、よりスピーディーに確実にその支援をするために部の再編が提案されているところでございます。

相談事業の相談業務の一本化という意味でワンストップサービスでもありますし、実行性ある再編という意味では高く評価すべきだというふうにも考えております。

しかし、男女共同参画課が相談業務だけにとどまるのではなく、本来の企画調整事業や、事業評価であるとか、またさらには、実計の際に意見を述べるような機会、そういったものが、部が、この市長部局企画部から外れることによって損なわれていくのではないかというような危惧があるわけです。

特に、この男女共同参画推進審議会の委員の方々の顔ぶれというのは、長年、学習を重ねていらっしゃる見識の高い方々が多うございます。その方々に本当、納得のいく、課に推進ということは、県内でも本当にトップレベルのことでございますので、県としても注目されているように聞いております。ですので、その意味で丁寧な説明が必要と考えますが、再度、確認を求めます。

そしてまた、次回の審議会は、いつを予定されているものか。そしてまた、この再編にあたっては、部とか課の再編ですけれども、走ってみて、またこれはこういう形で不具合が生じたなとか、また世の中の流れによってまた再編していくというような、柔軟な対応がされていくのか、ということも確認をさせていただきたいと思っております。

最後に、蒲生のクス保護増殖事業のことでございますけれども、まさに本市のシンボルツリーとして大きな役目を果たすこの大クスが、樹勢が非常に今心配されているということで、胸を痛めるところでございます。

で、現在かかわっていらっしゃる樹木医は何名いらっしゃるものか、そしてまた、委員会、保存増殖検討委員会というのものも、立ち上げられて検討されると思いますが、実際に補修とか、それから処理とか切除・改良等をされる場所は1社、また複数社、そういった事業所に頼まれるのか、それをまた「チーム大クス」みたいな感じで組んで、多業種の方々がされてするのか1社に委託されるものか、ここを確認させていただきたいと思っております。

○教育長（小倉寛恒君） 松下文庫基金条例の廃止の件から、答弁させていただきます。

先ほど、本来なら教育委員会の答弁ですけど、市長のほうから謝意を含めて答弁させていただきました。このことを踏まえまして、私どものほうから、まだご存命でございますご令室様並びにご子息に対して、この20年間にわたって、多くの書籍が市民に提供され、そして、有効活用されているということをまた改めて心を届けたいと、そういうふうに思っております。

それから、加治木図書館のみの利用かということでございますが、平成23年度から始良市内の図書館、図書室は全てネットワーク化されておりますので、松下文庫8,300冊も加治木図書館のみならずどこでも利用できるという状況でございます。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

女性の積極的な登用ということで、ご質疑いただいたわけなんですけれども、まず、先ほど申し上げました私の答弁の中でありました、公有財産処分委員会の中では、各地区の委員の方、男性3名、女性3名なんですけども、今回のこの公共施設の再配置の検討委員会については、また別の形でということで、登用させていただく準備をしております。

ただ、女性の委員の方、副市長の答弁等でも、大学教授をとということでもお話をさせていただいたんですけれども、そのお二人の方を除くと女性の方以外の中では半分を占めてるというような状況でございます。

今考えているのは、先ほど申し上げました公有財産処分委員会のメンバーの方を1人。それから教育委員会の関係、外部員の方を教育施設の関係もいろいろ審議していただかないといけないということでお一人。それから世界の関係、いろんなところにもお詳しい方もいらっしゃるみたいで。グローバルな視点で民間の方もその中でお一人ということで、一応、今のところ言えば、3人の方を登用する予定で計画しているところでございます。

以上でございます。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

男女共同参画係が今まで企画部企画政策課の中であったわけですが、総合計画の中でも、主要施策として位置づけておりまして、今まで、各種の事業展開してきたわけでございます。

一番は、やはり係から男女共同参画課となった課を設置して取り組むということが、非常に大きなことではないかと考えております。

企画部には、企画部の所属にならないわけなんですけれども、企画部といたしましては、これまでどおりそういった男女共同参画を、これまでどおりと言いますか、これまで以上に推進していくようにいろいろと一緒にあって、やっていきたいというふうに考えております。

また、審議会の開催についてでございますが、組織といいますか、変わりますのでなるべく早い時期にそうできたらというふうに思っています。

また、会長さん、副会長さんの方には、お話をする機会がありまして、話はさしてもらっているところでございます。

今後のことについてでございますが、そういった柔軟と言いますか、そういったことはもちろん考えながら、一緒になって推進していきたいというふうに思っております。

以上です。

○教育長（小倉寛恒君） お答えいたします。

大クスの関係する質問に3点ほどありましたので、応対いたします。

まず、1点目の樹木医に関してでございますが、1人の方に、今、年間3回程度、樹木の診断をしてもらっております。

またそれから、保護増殖検討委員会ですけど、今後この事業を展開するにあたって、これを、組織を編成していく考えでございます。

その委員としましては、文化庁の非常勤調査委員、蒲生の八幡神社の宮司、それから樹木医を2名ほど、それから鹿児島大学の農学部の教授、それと市の文化財保護審議会の委員の合計6名の方でこの委員会を構成し、その中で、審議さして協議さしていただきたいと思っております。

またその内容については、先ほど副市長が言われましたように、これについては国の天然記念物ですので、2分の1の補助がございます。そのため、国庫補助金利用と今回提案しております過疎債の変更が認められますと、過疎債を活用して、この補修とそれから内部の処理とかそういうものは、3年ないし4年計画で整備していきたいと思っております。

その総額を一応こちらの積算しているのが1,900万程度ですので、この半分に関しては国庫補助金が活用できるということで、今後、この委員会の中で、どういう体制でしていくかを検討させていただきたいと思っております。

○3番（新福愛子君） 以上です。

○議長（湯之原一郎君） これで、新福議員の質疑を終わります。

以上で、日程第13、議案第13号から日程第30、議案第24号までの一括質疑を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これより議案処理に入ります。

議案処理につきましては、配付しております議案処理一覧に沿って処理します。

日程第13、議案第13号 始良市公共財産管理委員会条例制定の件から、日程第26、議案第41号 上名辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める件までの14案件は、配付しております議案処理一覧のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（湯之原一郎君） ここで、お諮りします。

日程第27、議案第18号 始良市行政手続条例の一部を改正する条例の件から日程第30、議案第24号 始良市松下文庫基金条例を廃止する条例の件までの4案件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、日程第27、議案第18号から、日程第30議案第24号までの4案件については、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第27、議案第18号 始良市行政手続条例の一部を改正する条例の件について、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第18号 始良市行政手続条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第28、議案第19号 始良市情報公開条例及び始良市個人情報保護条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第19号 始良市情報公開条例及び始良市個人情報保護条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第29、議案第22号 始良市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第22号 始良市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第30、議案第24号 始良市松下文庫基金条例を廃止する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第24号を採決します。この採決は起立によって行います。本件を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第24号 始良市松下文庫基金条例を廃止する条例の件は、可決されました。

○議長（湯之原一郎君）

日程第31、請願第1号 山野踏切道路の拡幅を求める請願書

日程第32、請願第2号 山野地域の生活排水路の整備を求める請願書

日程第33、陳情第1号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」  
陳情書

日程第34、陳情第2号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」  
陳情について

及び

日程第35、陳情第3号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」  
陳情について

までを一括議題とします。

これらの請願と陳情は、さきに配付しました請願陳情文書表のとおり各常任委員会に付託します。

○議長（湯之原一郎君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

したがって本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は3月11日午前9時から開きます。

(午後6時36分散会)